

産産充ノ最大部門ニ從業シテ居ル者ヲ、職  
業紹介所ガ自ラ行ツテソレヲ他ノ工場ヘ送  
ルガ如キコトヲナサレトシテ御認メニナル  
ノデスカ、ソレヲ伺ヒマス

ラレルヤウニ職業紹介所ヘ御通達ヲ戴イ  
テ、サウシテ生産充ノ事業ニ從事シテ居ル  
者ヲ濫ニ他ノ勤メルガ如キコトノナイヤウ  
ニ願ヒタイ、地方ノ青年ハ都會ヲ憧憬シテ居  
リマス、ダカラ一寸旨イキウチコトヲソレ  
トナシニ言ハレテモ、ソレガビント際イテ、  
指出テ來ル、サウ云フコトハ石炭ニ致シマ  
シテモ、其ノ他ノ重要礦物ニ致シマシテモ、  
非常ニ影響致シマス、増産資料其ノ他  
モアリマスケレドモ、要ハ人、而モ熟練シ  
タ人デアリマスカラ、之ヲサウ云フ風ニ取  
扱ハレト云フ誤解ノ起ラナイヤウニ、燃  
料局長官ナリ、鑛産局長ナリモ之ニ助力セ  
ラレマシテ、熟練労働ヲスル人ノ溢リヲ移  
動ヲ防イテ、増産ノ目的ヲ達セラレルヤ  
ウニシテ戴キタイト私ハ特ニ御願致シマス、  
最後ニ一言御同致シマス、先程申上セマシ  
テ、尙ホ大臣ニ申上ゲテ置キタイと思ヒマ  
シタコトハ、獎勵金ヲ固定資産ニ廻シタ  
ク、サウ云フ場合ニ於キマシテハ、之ニ課税  
云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、之ニ課税  
ヲセラレナイ方法ヲ御執リニナル方ガ宜  
イ、唯今年ダケノ増産ハ續ケテハナク、明年モ明  
後年モ此ノ増産ハ續ケテ行カナケレバ  
ナラナイデアリマスカラ、一時的ノ獎勵  
ト云フ御考デナク、今年ノ獎勵金ハ今年デ  
終ツタノダト云フ考ヘ方ヲ持タレズニ、  
今年ノ獎勵金ハ今年ダケデナク、明年モ明  
後年モ其ノ獎勵金ガ將來ニ向ツテ有效ニ活  
動ヲ續ケテ行クコトガ出來ルヤウニ御考ヲ  
戴イタイ方ガ、眞ニ増産ノ目的ヲ將來ニ向ツ  
テ達スルコトガ出來ルと思ヒマス、私ハ時  
間ヨリ少シ長クナツタヤウデアリマスカラ、  
是デ終リト致シマス

ナタモオ出デニナリマセスカラ、先ニ次ノ  
人ニヤツテ戴キマセウカ  
○澤田委員長代理 御都合デ已ムヲ得マセ  
ヌガ、ソレデハ後ニシマスカ——引續キ龍  
澤君ニ質問ヲ許シマス

シナガラ又段々ニ統制ガ強化シテ參リマス  
レバ、從來特別ノ關係ガアツタ方面ニミ石  
炭ヲ流スト云フコトモ制限サレルコトガア  
リマスカラ、隨テ之ニ伴ツテ金融關係モ若  
干窮屈ニナルコトハ免レナイと思ヒマス、  
ソコデサウ云フモノニ對シマシテハ今回新  
ニ出來マス所ノ日本石炭株式會社ガ金融モ  
シヨウ、出テ來ル石炭ヲ目當ニシテ前貸モ  
ヤラセヨウ、斯ウ云フコトモ考ヘテ居リマ  
ス、ソレデ補ヒガ付イテ行クカト考ヘテ居  
リマス

○内務府委員 恐ラク雇入制限令ニ付テ  
自ラガ出マシテ、既ニ國家ニ於キマシテ  
必要ダト認メテ居リマス所謂時局産業カラ  
人ヲ採取ルト云フヤウナ事態ハアツテハナ  
ラスト存ジマス、併シナガラ恐ラク其ノ事  
態ハ、他ノ理由カラ致シマシテ、現在働イテ  
居ル場所カラ制限令ノ對象デアリマス三  
箇月以上既ニ從事シタ者ガ紹介所長ノ認可  
ヲ得テ外ヘ送りタイト云フヤウナ希望ノア  
リマス際ニ於キマス紹介所長ノ處置ニ付テ  
或ハ御話デナイカト存ジマスガ、此ノ場  
合ニ於キマシテハ、特別ニ必要ナル場合ニ  
ハ紹介所長ガ許可ヲ致シテ居リマスガ、併  
シナガラ紹介所長自體方國家ガ必要ダト考  
ヘマス工場ニ安定シテ働イテ居リマス職工  
ヲ行ツテ引出スト云フヤウナコトハアツテ  
ハナラスコトダト考ヘテ居リマス

○澤田委員長代理 堤康次郎君  
○堤委員 マダ私ノ要求シテ居ル大臣ガド

○澤田委員長 原則ト致シマシテ日本石炭  
株式會社ガ一應買取りマシテモ、又ソレハ  
從來ノ販賣機關ニ賣戻シマシテ、サウシテ  
從來ノ取引關係ハ統制ノ範圍内ニ於テハ成  
ベク之ヲ尊重スル建前デアリマスカラ、サ  
ウ云フ取引關係モ一遍ニ全無關係ヲ斷切  
ルト云フコトハハナラスノデアリマス、併  
ナルデセウカ

○東政府委員 日本石炭株式會社ガ買取り  
マス際ニハ「カローリ」其ノ他他種ノ石炭ノ  
品質等モヤリ考慮致シマシテ買上價段ヲ  
決定致ス譯デアリマス、隨テ此ノ山カラハ  
最低是ダケノ「カローリ」ノ炭ヲ出スト云フ  
コトヲ業者ノ方カラ申出ガアリマシテ、若

○瀧澤委員 其ノ點ハツキリ全國ノ紹介所  
長ニ私ハ言ウテ貰ヒタイ、サモアリマセス  
ト、其ノ紹介スル量ガ滿チナイ場合ニハ、  
ソレヲ滿チナケレバ其ノ職業紹介所長ガ働  
キガナイヤウニ思ハレ、ソレデサウ云フ  
場合ニハ前ノ使ツテ居ル鑛山ナリヘ照會シ  
マスト、サウ云フ時ニハ反對ヲシマスガ、  
サウデナクテ地方ノ青年ハ前科デスカラ、  
紹介所ガ言フンダカラ、マア行キマセウト  
云フンデ、非常ニ迷惑ヲ蒙ツテ居ルノデ  
ス、私ハ迷惑ヲ蒙ツテ居ル人ヲ存ジテ居  
ル、福島縣ナドハ其ノ例方澤山アル、只今  
職業部長ノ御答辯ニ依ツテソレヲ徹底シ得

○東政府委員 現在ハ組合等ノ配給機關ヲ  
通ジテ配給シテ居ル所モゴザイマスガ、今  
後ハサウ云フ配給機構モ整備致シマシテ、  
必ズ配給ヲ確保スルコトニ致シタイト考ヘ  
テ居リマス

○澤田委員長代理 ソレデハ是ニテ休憩致  
シマシテ、午後一時半カラ再會致シマス  
午前十一時五十分休憩

○東政府委員 日本石炭株式會社ガ買取り  
マス際ニハ「カローリ」其ノ他他種ノ石炭ノ  
品質等モヤリ考慮致シマシテ買上價段ヲ  
決定致ス譯デアリマス、隨テ此ノ山カラハ  
最低是ダケノ「カローリ」ノ炭ヲ出スト云フ  
コトヲ業者ノ方カラ申出ガアリマシテ、若

シソレ以下入モノデアリマスレバ、之ヲ取  
締ルコトニ致シタイト考ヘテ居リマス、現  
在相當信用ガアリマスモノハ、一々之ヲ檢  
査檢査ヲスルト云フコトハ、實際實行不可  
能デアリマスシ、又其ノ必要モノナイノデ  
アリマスガ、檢査檢査ノ必要ガアリマスモ  
ノハ順次其ノ設備モシ、人モ殖ヤシテ、必  
要ニ應ジテ檢査檢査ヲシテ行ク積リデ居リ  
マス

○瀧澤委員 先般モ私他ノ委員會申上ゲ  
マシタガ、鑛山デ一番困ツテ居ルノハ「カー  
バイド」護謄足袋、手袋デス、ソレデ常磐ア  
タリデ、電氣設備ノアル所ハ電燈デヤツテ  
居リマスケレドモ、モウアソコノ小サイ  
所ハ全部蠟燭デス、「カーバイド」ハナイノ  
デス、ソレデ一昨日平デ以テ、アルカラト  
言フノデアリマシタラ、四十圓ト云ツタ  
カラ買ハナイデ來タ、斯ウ云フヤウナ有様  
デ「カーバイド」ハ今四十圓デ賣買サレテ居  
ル、ソレデサヘモ尙ホ買ツテ山ニ持ツテ行  
ツテ居リマス、是ハ單ニ石炭バカリデナク、  
他ノ鑛山デモ非常ニソレハ困ツテ居ル、先  
述テ有様合法案ノ時ニ其ノ御話ヲ致シマ  
シタガ、今年ハ十二万五千噸確保シテ、サ  
ウシテ間違ヒノナイヤウニ、サウ云フヤウ  
ナ所ノ供給モ十分行クヤウニスルト云フヤ  
ウナ御話ガアリマシタケレドモ、是ハ御話  
ダケダト承ツテ居リマスガ、今日早急ニ困  
ツテ居ル是等ノ鑛山ニ向ツテ「カーバイ  
ド」ノ供給ハハンナ方法ニ致シマシタナラ  
バ、手ニ入レルコトガ出來マセウカ、ソコ  
ヲ一ツ伺ヒマス

○東政府委員 資材ノ配給ニ付キマシテハ、  
總テ必要ノ資材ハ優先シテ配給スルト云フ  
コトニ企畫院トモ相談ヲ致シテ居リマス、

○東政府委員 日本石炭株式會社ガ買取り  
マス際ニハ「カローリ」其ノ他他種ノ石炭ノ  
品質等モヤリ考慮致シマシテ買上價段ヲ  
決定致ス譯デアリマス、隨テ此ノ山カラハ  
最低是ダケノ「カローリ」ノ炭ヲ出スト云フ  
コトヲ業者ノ方カラ申出ガアリマシテ、若

「カーバイド」ニ付キマシテモ今後之ヲ必要  
ナ量ダケハ必ズ生産ヲ確保致シマシテ、特  
ニ石炭山ニ對スル配給ハ必ズ必要ナ量ヲ配  
給スルト云フ方法ヲ執リタイト考ヘテ居リ  
マス、又地下足袋等ニ致シマシテモ、今後  
是等ノ製造ニ對スル縮小特免ノ量ヲ殖ヤシ  
マシテ、是デ必要ナ量ヲ製造スルコトニナ  
ツテ居リマス、是モ亦必要ナ量ハ必ズ配給  
スル積リデ居リマス

○瀧澤委員 ソレデハ特免ノ本當ノ純綿デ  
出來ルンデスネ、サモナイト護謄方折角ヤ  
ツタノガ一日穿ケバズツト切レテシマツテ  
是ガ非常ニ高イモノニナル、ソレデ私共ハ  
非常ニ困ツテ居リマス、ソコデソレハ炭業  
組合カ或ハ縣廳カラ通ジテ配給サレルヤウ  
ニナルノデアリマスガ、今ハ勝手ニ買ツテ  
居リマセウカ、是ハハンナ風ニナリマセウ  
カ

○東政府委員 此ノ三ノ特別ノ事情アル場  
合デスカ、此ノ前ノ御説明デハ例ヘバ日鐵  
ノ所要炭ノ如キデアリマシタカ、左様ナコ  
トヲ考ヘマスト是ハ隨分特別ナ場合ニ相當  
ナルモノガアルノデスカ、例ヘバ商工大臣ノ  
關係シテ居ラレタ王子製紙ノ如キニシテモ、  
自家用炭ヲ稱シテ相當採掘ヲシテ居ラレタ  
ヤウデスカ、左様ナモノガヤハリ此ノ場合  
ニ當テリ得ルモノデアラウト思フノデスカ、  
サウ云フヤウナモノヲ考ヘマシタナラバ隨  
分是ハ多量ニナルト思フノデスカ御見込ハ  
如何デセウカ

○東政府委員 日本石炭株式會社ガ買取り  
マス際ニハ「カローリ」其ノ他他種ノ石炭ノ  
品質等モヤリ考慮致シマシテ買上價段ヲ  
決定致ス譯デアリマス、隨テ此ノ山カラハ  
最低是ダケノ「カローリ」ノ炭ヲ出スト云フ  
コトヲ業者ノ方カラ申出ガアリマシテ、若

分デナイ點モアツタカモ知レスト思フノデ  
スカ、サウ云フ點ニ付テ二三御同致シタイ  
ト思ヒマス、大體政府委員カラノ御答辯デ  
宜シカラウト思フノデアリマス、何レ大臣  
ニ御意見ヲ伺ヒマス時ニハ特ニ御指定申上  
ゲマスカラ、其ノ時ニ願ヒタイ、是ハ第一  
條ノ御書ノ點デアリマスガ、一通リ此ノ前  
御質問モ同ツクデアリマスガ、此ノ但書  
ノ一號ニ當テリモノハ凡ソドシナ數量ニ  
ナルデアリマセウカ、ソレカラ第三ノ方ノ  
場合モ大體ノ豫想ガドレ程ノ數量ニナリマ  
スカ、ソレヲ先ツ第一ニ御伺シタイ

○澤田委員長 長官ガ一寸他ノ席ニ參リマ  
シタノデアリマシタラ、御説明申上ゲマス、第  
一條ノ第一號ト三號ヲ引括メテデゴザイマ  
スガ、細カク第三號ノ場合ト云フノヲ出シ  
テ居リマセウカ、全體引括メマシテ大凡  
ノ所七百萬噸位ノモノデハナイカト考ヘテ  
居リマス

○東政府委員 此ノ三ノ特別ノ事情アル場  
合デスカ、此ノ前ノ御説明デハ例ヘバ日鐵  
ノ所要炭ノ如キデアリマシタカ、左様ナコ  
トヲ考ヘマスト是ハ隨分特別ナ場合ニ相當  
ナルモノガアルノデスカ、例ヘバ商工大臣ノ  
關係シテ居ラレタ王子製紙ノ如キニシテモ、  
自家用炭ヲ稱シテ相當採掘ヲシテ居ラレタ  
ヤウデスカ、左様ナモノガヤハリ此ノ場合  
ニ當テリ得ルモノデアラウト思フノデスカ、  
サウ云フヤウナモノヲ考ヘマシタナラバ隨  
分是ハ多量ニナルト思フノデスカ御見込ハ  
如何デセウカ

○東政府委員 日本石炭株式會社ガ買取り  
マス際ニハ「カローリ」其ノ他他種ノ石炭ノ  
品質等モヤリ考慮致シマシテ買上價段ヲ  
決定致ス譯デアリマス、隨テ此ノ山カラハ  
最低是ダケノ「カローリ」ノ炭ヲ出スト云フ  
コトヲ業者ノ方カラ申出ガアリマシテ、若

キマシテハ純粹ノ自家用ト云フコトヲ豫想  
致シテ居ルノデアリマスケレドモ、第三號  
ニ於キマシテハ、只今御話ノアリマシタヤ  
ウ王子製紙ガ、王子製紙トシテ山ヲ持ツテ  
居レバ、勿論一號ノ方ヘ行クノデアリマス  
ケレドモ、王子製紙ガ其ノ子會社トシテ山  
ヲ持ツテ居ルト云フヤウナ場合、ソレガ製  
紙用ニ使ハレルト云ツタヤウナモノ、特ニ  
自家用トシテ第一號カラ除外シテモ宜シ  
イト云フ所ノモノデアルト、此ノ第三號ニ  
依リマシテ、山ノ所有者ト其產業者ガ違ツ  
テ居ルト云フヤウナモノハ、此ノ第三號ノ  
方ヘ行クノデアリマス、併シナガラ王子  
製紙ノ例ヲ御取リニナリマシタケレドモ、  
製紙ノ例ヲ御取リニナリマシタケレドモ、  
製紙用ト云フモノガ、此ノ但書ノ適用ヲ受  
クベキ重要産業カドウカト云フ點ニ付キマ  
シテハ、尙ホ研究スベキ問題デアナイと思  
ツテ居リマス、只今考ヘテ居リマスノハ、  
發電用トカ、製鐵用トカ、瓦斯製造用ト云  
ツタヤウナ重要産業業ノ一應豫定致シテ居  
リマシテ、サウ云フモノノ自家用ハ繰返シ  
テ申上ゲルヤウデアリマスガ、同一人格者  
ガ經營シテ居ルト云フ場合ニハ一號デ行キ  
マスルシ、人格ガ變ツテ、子會社デモヤ  
ルト云フヤウナ場合ハ三號デ行ク、サウ云  
フコトニ大體ナツテ居ル譯デアリマス

○手代木委員 今ノ御説明デハ今ノ三ノ特  
別ノ場合ノ數量ガ分リマセウカ、一ト三ト  
合セテ七百萬噸ト云フ豫想ダト云フコトデ  
アリマシタガ、是ハ今例ニ取リマシタ王子  
製紙ハ重要産業カドウカト云フヤウナ御意  
見モアリマスケレドモ、若シ製紙ガ重要産  
業ダト云フコトニナルト、アレニ匹敵スル  
ヤウナ事業ガ相當多クナル、隨テ此ノ三號  
ニ入ルモノガ將來大ニ殖エルダラウト私

○東政府委員 日本石炭株式會社ガ買取り  
マス際ニハ「カローリ」其ノ他他種ノ石炭ノ  
品質等モヤリ考慮致シマシテ買上價段ヲ  
決定致ス譯デアリマス、隨テ此ノ山カラハ  
最低是ダケノ「カローリ」ノ炭ヲ出スト云フ  
コトヲ業者ノ方カラ申出ガアリマシテ、若

○東政府委員 日本石炭株式會社ガ買取り  
マス際ニハ「カローリ」其ノ他他種ノ石炭ノ  
品質等モヤリ考慮致シマシテ買上價段ヲ  
決定致ス譯デアリマス、隨テ此ノ山カラハ  
最低是ダケノ「カローリ」ノ炭ヲ出スト云フ  
コトヲ業者ノ方カラ申出ガアリマシテ、若

午後一時四十分開議  
○櫻井委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス休憩  
前ニ引續キ質疑ヲ繼續致シマス——手代木  
隆吉君

○手代木委員 私展、席ヲ外シマシタ爲ニ  
櫻井池ラシテ居ル點ガ非常ニ多イデアリ  
マス、或ハ既ニ質問サレタ點ガアルカモ知  
レマセウカ又質問ガサレテモ、マダ十

○東政府委員 日本石炭株式會社ガ買取り  
マス際ニハ「カローリ」其ノ他他種ノ石炭ノ  
品質等モヤリ考慮致シマシテ買上價段ヲ  
決定致ス譯デアリマス、隨テ此ノ山カラハ  
最低是ダケノ「カローリ」ノ炭ヲ出スト云フ  
コトヲ業者ノ方カラ申出ガアリマシテ、若

○東政府委員 日本石炭株式會社ガ買取り  
マス際ニハ「カローリ」其ノ他他種ノ石炭ノ  
品質等モヤリ考慮致シマシテ買上價段ヲ  
決定致ス譯デアリマス、隨テ此ノ山カラハ  
最低是ダケノ「カローリ」ノ炭ヲ出スト云フ  
コトヲ業者ノ方カラ申出ガアリマシテ、若

ハ考ヘルノデアリマス、今其ノ方ノ區別シ  
タ數字ノ説明ガ不可能ト云フ御話デアリ  
マスカラ、ソレハ今此處デ伺ヒマセウガ、  
將來必ズハ大イニ増加スルコトニナルダ  
ラウト斯ウ考ヘマス

○其ノ次ニ此ノ第二デスガ、此ノ「指定會社」  
ノ社員又ハ株主タル石炭ノ生産業者其ノ  
生産ニ係ル石炭ヲ當該指定會社ニ賣渡スト  
キ」此ノ範圍ハ私一ノ諒解出來ナイノデス  
ガ、斯ウ云フコトニナルト、是ハ甚デ日本  
石炭會社ニ賣渡サズニ、此ノ第二號ニ當ル  
モノガ非常ニ多量ニナリハセウカト思フノ  
デスガ、之ニ對スル御意見ハドウナノデセ  
ウカ

○津田説明員 第二號ノ場合ハ、第一條ノ  
第一項ノ方ニ於キマシテ、「主務大臣ノ指定  
シタルモノ」ト致シマシテ括弧ヲ「指定  
會社」トゴザイマスガ、此ノ指定會社ノ「メ  
ンバー」ニナリマスモノハ其ノ指定會社ヘ  
賣渡スコトニ致シマシテ、日本石炭株式會  
社ニハ石炭ヲ持ツテ來ナクテモ宜シイ、斯  
ウ云フコトニナツテ居ル譯デアリマスガ、  
此ノ指定會社ヲドウ云フモノニ認メルカト  
云フコトニ付キマシテハ、過般來是モ政府  
委員ノ方カラ御説明申上テ居ル譯デアリ  
マス、大體ノ所ハ、モウ一度私カラ申上テ  
マス、中小ノ炭礦業者ニ付キマシテハ、  
直接日本石炭株式會社ニ賣渡シ義務ト云フ  
モノヲ命ジテ居ラナイノデアリマシテ、サ  
ウ云フモノハ一體ツテ一ツノ販賣團體ヲ設  
ケマシテ、其ノ團體ヲ通ジテ日本石炭株式會  
社ニ賣テセル、斯ウ云フ建前ヲ執ツテ居ル  
譯デアリマス、ソコデ其ノ日本石炭株式會  
社ト取引ヲシマス相手方ハ指定會社ニナル  
譯デアリマスガ、其ノ指定會社ニ賣渡サレ

マシタ品物ハ、兎ニ角中小業者ノモノヲ離  
メルト云フ一ツノ役ヲ致シタケデアリマシ  
テ、サウ云フモノハ全然日本石炭株式會社  
ト關係ガナイノダト云フ意味デ此ノ但書ヲ  
御願致シテ居ル譯デアリマス

○手代木委員 サウシマス此ノ二ニ當ル  
モノハ主務大臣ノ指定ニ依ルモノデスカラ、  
是ハドレ程ノ數量ニナルカ、今ノ所説明確  
カデナイカモ知レマセウガ、現在小サナ炭  
礦ノ出炭量ト云フモノハ大體一千万噸位ニ  
思ハレルノデスガ、サウシマス此ノ二ハ  
サウ云フヤウナモノガ直接此ノ石炭會社ノ  
支配ヲ受ケナイヤウナコトニ間接ニナルノ  
デセウカ、サウ見テ宜シウゴザイマスガ

○津田説明員 御話ノ通り中小炭礦ノ取扱  
炭ト云フモノハ、大體建前致シマシテ一千  
萬噸位ナモノデハナイカト思ヒマス、サウ  
云フ連中ノ取扱ツテ居リマス石炭ハ、結局  
間接的ニ此ノ日本石炭株式會社ノ方ヘ賣渡  
スト云フコトニナル、斯ウ云フコトデ御話  
ノ通りデゴザイマス

○手代木委員 サウシマス、此ノ第一條  
ニ依ツテ總テ石炭ガ統制サレルコトニナ  
ル譯デアリマスガ、唯統制サレタ石炭ガ實  
際ニ今度ハ配給サレテ行ク其ノ先々ハ、何  
カ此ノ第二號ニ依ツテ是ガ直接ノ支配ヲ受  
ケナイト云フヤウナ關係上、此ノ法律ノ目  
的ニシテモ、一聯力當ラズニ、或ル程度  
ノ石炭、今御話ノ一千万噸、斯ウ云フモノ  
ガ此ノ規制ニ服サナイデ、或ル程度ニ是ガ  
自由ニ流レルヤウナコトガアルノデアリ  
カト云フ懸念ガサレルノデスガ、サウ云フ  
コトハナイデセウカ

○津田政府委員 此ノ指定會社ノ制度ヲ設  
ケマシタ理由ニ付キマシテ、燃料局長官カ  
ト存ジマス、隨テ其ノ手續モ容易ニ運フ答  
デアルノデアリマス、唯御尋ハ此ノ會社  
デオ役所式ニナツテ、手續ガ非常ニ煩雜  
デ、門ヲ潜ルノデモ少シ遠慮シナケレバチ  
ラスト云フヤウニナルノデアリナイカト云  
フ御心配デアラウト思ヒマスガ、サウ云  
フコトハ出來ルダケ此ノ會社ノ構成ヲ、  
度々申上ゲルヤウオ役所ノヤウナ構成ニ  
シナイデ、全ク民間ノ會社ノヤウナ扱ヒ  
ニシテ、民間人ニ之ヲ經營サセテ役所ノ  
人ガ行ツテ監視スト云フコトガナイヤウ  
ニスルコトガ建前デ之ヲ理想的ノ經營ニ  
シテ一週ヤツテ見タイ、又出來ル答ダカ  
ラ、ソレデ團體會社トシテ立派ナモノニシ  
タイト云フ精神デアリマスガ、サウ云フヤウ  
其ノ點モヤリ様ガ色々アラウカト存ジテ居  
リマス、中小炭礦業者ノ心配少クシテ、  
殆ド全ク心配ナクシテ、自由ニ金ヲ貸スコ  
トノ出來ルヤウニシタイ、斯ウ云フヤウナ  
希望デ色々考ヘテ居リマス、尙ホ又金額  
ガ非常ニ多クナルヤウデアリマスガ、中小  
炭礦業從來ノ金融業者ト切ツテモ切レナイ  
縁ヲ結ンデ居ルヤウナ者モ無論アリマセウ  
ト思ヒマス、サウ云フモノモ此ノ會社ガ出  
來タカラト云フテ直チニ其ノ金融業者ト中  
小炭礦業者ノ間ノ縁ヲ切ラナイデモ宜イヤ  
ウニ、縁ヲ切ツテシマフ必要ハナイノデス  
カラ、縁ヲ切ラナイデモ宜イヤウニシテ、  
其ノ金融業者ノ立場モ尊重シテ、サウシテ  
ヤリタイト云フ考度々説明申上ゲマシ  
タ通りニ、此ノ販賣ノ點ナドニ付テモ、從  
來ノ金融業者ト中小炭礦業者ノ間ノ關係ハ  
出來ルダケ尊重シテ、サウシテ縁ヲ切ラナ  
イデモ行ケルヤウニシタイ、斯ウ云フヤウ  
ナ考慮モ拂ツテ居リマスルカラ、旁デ此ノ

ラ御説明申上ゲタデアリマスルケレドモ、  
中小炭礦業者ノ取扱ハ必ズ指定會社ヲ通  
ズル、斯ウ云フノデアリナイノデアリマシテ、  
先私中落シマシタケレドモ、中小炭礦業  
者ガ辦ツテ日本石炭株式會社ノ取引ノ相手  
方ニナリマス形ト致シマシテハ、大體二ツ  
考ヘラレル譯デアリマス、一ツハ生産業  
者ノ團體ガ特別ノ販賣會社ト云フモノヲ設  
ケマセウガ、生産業者ノ團體ト致シマシテ、  
石炭ヲ取纏メテ此ノ日本石炭株式會社ニ品  
物ヲ渡スト云フ場合ガ一ツデゴザイマス、  
モウ一ツノ場合ガ此ノ條文ニ表ハレテ居リ  
マスル指定會社ノ場合デアリマス、サウ  
云フ生産業者ノ團體ガ同ジ「メンバー」ヲ以  
チマシテ、別箇ニ一ツノ地方共販會社ヲ作  
ウタト云フ場合ガ考ヘラレマス、サウ  
云フ特別ノ地方共販會社ヲ作リマシタ場合  
ニハ、其ノ地方共販會社日本石炭株式會  
社ガ相手方ト致シマシテ、其ノ地方共販會  
社ニ對シマシテ色々ノ指圖ヲ致シテ行ク譯  
デアリマス、所ガ現在ノ所此ノ地方共販會  
社ト云フモノガマダナイ譯デアリマス、  
多クノ形ト致シマシテハ、前段ニ申上ゲマ  
シタヤウナ生産業者ノ團體其ノ儘ノ形デ日  
本石炭株式會社ノ取引相手トナル場合ガ多  
イノデアリナイカ、斯ウ考ヘラレルノデアリ  
マス、若シ地方共販會社ガ出來マシタナラ  
バ、其ノ會社ヲ指定シテ、其ノ指定サレタ  
會社ニ一切ノコトヲ任セル斯ウ云フコトニ  
ナル譯デアリマス、其ノ場合ニ其ノ指定  
會社ニ對シマシテハ、日本石炭株式會社ト  
致シマシテ、色々此ノ法文ノ第十五條ニゴ  
ザイマスガ、石炭ノ販賣ニ關シ必要ナル事  
項ヲ指示スルコト云フヤウナコトニナル譯デ  
アリマス、ソレデ指定會社ト雖モ、中央ノ

三億五千万圓ト云フ金額、此ノ金額ニ付テ  
ハ政府ノ方ニ於テハマダ能ク調査致シテ居  
リマセウケレドモ、假ニ手代木君ノ御指摘  
ノヤウニ三億五千万圓ニツタ所ガ、金額此  
ノ會社ニ來ルモノトモ思ヒマセウシ、又此  
ノ金額ノ中デハ、昨日モ一昨日モ申上ゲタ通  
リニ銀行資金ヲ融通シテ行ク、石炭代金ニ  
振替ルベキ金額モ相當ニアリマセウカト存ジ  
マスカラ、旁デ此ノ金融ノ點ハサウウチ積  
リデアリマス、又是非サウシタイト思ツ  
テ居リマス

○手代木委員 只今ノ御説明ノ通りデアリ  
マス、兎角ドウモ下ノ方ガ巧ク行カス、斯  
ウ云フ場合ガアリマスカラ、其ノ點ハ此ノ  
會社ガ出來マシタ際ニ會社當局ニ十分ニ御  
注意ヲ願ヒタイモノダト思フノデアリマス  
ソレカラ次ニ伺ヒタイノハ、石炭ノ炭質  
ノ問題デアリマスガ、マア種類ガ非常ニ多  
イコトヲ伺ツテ居リマス、不良炭ト云ヒマ  
スカ最モ「カローリ」ノ低イヤウナ、或ハ其  
ノ他石炭トシテ洵ニ低級ナ石炭ガ相當ニマ  
ダ產出サレテ居ルヤウデアリマス、一體下  
ノ程度マデノ粗悪ノ石炭デモ、ソレヲ石炭  
ノ程度以上ハ何デモ被テモ皆此ノ石炭會社  
ニ納メスルノデアリカ、隨分「カローリ」ノ  
低イモノモ地方ニアルノダラウト思ヒマス  
ガ、何カソコニ一ツノ基準デモ設ケラレル  
ノデアリマスガ、其ノ點ヲ一ツ伺ヒタイ  
○東政府委員 粗悪炭ノ出廻リノ防止ノコ  
トニ付キマシテ昨日モ申上ゲマシタノデ  
アリマスガ、石炭デアリマス以上、假令カ  
ローリノ低クテモ全部統制ノ中ニ入レマ  
シテ、此ノ會社デ買上ゲテ行ク積リデゴザ

日本石炭株式會社ノ指示ニ從ツテ、其ノ指  
示ニ依ル販賣價格ナリ、賣先ナリニ基キテ  
販賣ヲヤツテ行ク、斯ウ云フコトニナル譯  
デアリマス

○手代木委員 今マデニ質問申上ゲマシタ  
ノハ、何カ此ノ石炭株式會社ノ支配ニ屬サ  
ナイヤウナモノガ相當出テ來ルノデアリ  
カト云フ懸念ノ結果伺ツタ譯デアリマス、  
其ノ點ハ明瞭ニナリマシタカラ、第一條ニ  
對スル質疑ハソレダケニ止メマス

次ニ是モ屢々質疑サレテ居ルヤウデアリ  
マスガ、マダ私ハツキリ諒解ノ出來ナイ點  
デアリマスガ、ソレハ此ノ會社ガ出來タガ  
爲ニ——現在ノ多數ノ炭礦ガ相當ノ負債ヲ  
持ツテ居ル、私ノ承知スル所デハ大體三億  
五千万位ノ負債ノヤウニ思ハレルノデアリ  
マスガ、此ノ多額ノ負債ヲ持ツテ居ルノハ、  
皆ソレレノ異ツタ事情ハアリマセウケレド  
モ、相當ノ負債ヲ持ツテ居ル、ソレデ此ノ  
會社ガ出來ルト、資金ノ硬塞ガ來ルノデア  
リマス、ソレガ即チ増産ガ非常ニ困難ニナ  
ル一大原因ニナルノダ、斯ウ云フヤウニ見  
エルノデアリマス、ソレニ對シテハ前貸金  
ナドノコトモ、此ノ間大臣ノ御話モアリ、  
出來ルダケサウ云フ點ニ付テハ考慮ヲサレ  
ルヤウデアリマスガ、唯私ソレニ付テ懸念  
シマスコトハ、成程前貸金ヲヤルトカ、非  
常ナ助成ヲヤルトカ云フノハ、其ノ健忘ケ  
バ大變好都合ノヤウデアアルケレドモ、是ハ  
實際問題ニナリマス、中々申込ラシテカ  
ラ直チニ貸付ケラレルヤウナコトハ、ナ  
イ、色々ナ助成金ニシテモ皆時期ガ來テ  
カラ渡サレルヤウナコトニナルノデス、又  
出鱈目ニ前貸金ヲヤル譯ニハ固ヨリ行カス  
デアリマセウカラ、色々個別々々ニ皆信用

イマス、併シ石炭トシテ扱ヘナイヤウナ粗  
悪ナモノハハ別デアリマス

○手代木委員 例ヘバ常磐邊リノ石炭ナド  
ニハ四千「カローリ」ヲ切ルヤウナモノモア  
ルヤウデアリマス、又北海道邊リデモ將  
來開發サレルベキ石炭ノ中ニハハハリ非常  
ニ「カローリ」ノ低イモノガ相當埋藏サレテ  
居ルノデアリマス、サウ云フ點カラ念ノ爲  
ニ伺ツタノデアリマスガ、ヤハリ粗悪ナモ  
ノデモ粗悪ナモノトシテ其ノ地方ニ利用サ  
レテ、ヤハリ石炭トシテ役ニ立ツテ居ルノ  
デアリマスカラ、唯故ラニ色々ナモノヲ混  
入シテ粗悪ナモノニスル、斯ウ云フコトハ  
固ヨリ排撃シナケレバナリマセウケレドモ、  
石炭其ノモノガヤハリ元來粗悪デアリヤウ  
ナモノデモ、唯排撃スルコト云フヤウナコト  
ハ考ヘモノダト思ヒマスカラ、サウ云フ點  
カラ今伺ツタ譯デアリマス

次ニ勞務管理ノ強化ノコトヲ伺ツテ見タイト  
思フノデスガ、此ノ勞務ノ問題モ屢々論議サレ  
テ來テ居ルノデスガ、兎角一ツノ山ニ落著イテ  
居ラナイ、移動性ガ非常ニ激シク、殆ド一年  
一ツノ山ニ居ルノハ少ナイ狀況ト云フデス  
ガ、是ガ防止策ニ付テハ先般厚生大臣モ何か  
言ツテ居ラレタヤウデスガ、ドウモ吾々ノ首  
肯スルヤウナ名案ハ持ツテ居ラレヌセウデア  
リマス、ドウモ本人ノ色々ナ事情ヲ詳メル、  
國ハ歸ルトカ、病氣ヲ詳メルトカ、口實ハ  
設ケテ居ルガ、間モナク餘所ノ山ヘ行ツテ  
働クヤウナ者ガ相當ニアルヤウデアリマス、  
斯ウ云フ者ニ對シテ、今ノ雇入制限令ナド  
ニモ關聯スル譯デアリマスガ、何かモウ少  
シ制限ヲ強化シテ、例ヘバ辭職ニ三箇月經  
タヌ中ハ再び炭坑勞働者ニナルコトガ出來  
ナイトカ何トカ——箇月位ノコトナラ

第六類第六號 礦業法中改正法律案外一件委員會議錄 第十七回 昭和十五年三月十九日



出来候ルモノガアリマスノデ、有ニル方面カラ、即チ鑛山ニ於キマシテモ、引合ハス山ニ直段ヲ上ゲテ買フ爲ノ補償金、ソレカラ増産ヲ刺戟スル爲ノ増産奨励金、新シク山ヲ開發スル爲ノ助成金ト云フヤウナ方面カラ計畫ヲ致シテ居リマス、尙ホ増産ニ付キマシテハ、具體的ニ相當大キナ山ニ付テ調査ヲ致シマシテ、此ノ山ハ此ノ位ノ増産が可能ナラバアルト云フコトヲ十分調査致シマシテ、計畫ヲ立テテゴザイマスノデ、其ノ山々ガ大體計畫通りニ行カナイ、相當ノ理由ナクシテ行カナイ、或ハ故意ニ業者ガヤラナイト云フヤウナコトガアリマスレバ、是ハ御説ノ通り或ハ重要礦物増産法等ノ發動ニ依ツテ、増産命令ヲ出スコトモ必要カト考ヘマ

○河野委員 私ノ申上ゲマシタコトハ、獎勵金ヤ、助成金ガ惡イト云フノデアリマセス、ソレハ一ツ誤解ノナイヤウニ願ヒマス、引合ハナイモノニ、弱イモノニハドン出シテ居ルヤウナモノニ、併シサウ云フコトヲ必要トシナイ、既ニ一割以上ノ配當ヲシテ居ルヤウナモノニ、サウ云フモノヲ出スノモ構ハナイ、出スノハ出シテモ宜シイガ、今必要ナモノハ物デアツテ金デハナインデアリマシテ、金ヲ財閥ガ欲シガルナラ財閥ニ金ヲヤレバ宜シイ、併シ今日ノ實情ニ於テハ物ガ必要ナデアリマスカラ、物ヲ出サセル爲ニハ、場合ニ依レバ金モ出スガ、強權ヲ以テ強ムコトモアルト云フダケノ決心ヲシテ御座リヨト云フコトデアリマシテ、只今ノ御答辯ノ後段ノ部分即チ重要ナントカニ依ツテヤルト云フコトヲ強ク期待ヲ致シマシテ、次ノ御質問ニ移

リマス。石炭ノ格付ガ非常ニ多種多様デアルト云フコトハ甚ダ御示シテアリマスケレドモ、一體之ヲ決定スル場合ニ、其ノ格付ノ決定ヲ受ケテ商品ガ、格付ガ消費者ノ手ニ渡ル途ニ於テ、變更サレルト云フヤウナコトハアルモノデザイマセウカ、ドウデゴザイマセウカ。

○東政府委員 サウ云フコトハ致サナイ積リデアリマス。其ノ格付ハ此處ニ御示シテアリマスヤウニ今日ハ非常ニ種々多クアルヤウデアリマスケレドモ、是ハ格付ヲ何カ統制デモサレルノデアリマスカ、一級カラ何級マデト云フノ山別ニ違ハスニヤウニ規格ヲ統一デモサレテ分リ能クナルノデアリマスカ、ドウデアリマスカ、其ノ格付ヲ決定ハドナクガドウ云フ風ニシテオヤリニナルノデアリマスカ、而モ其ノ一旦決ツタ物ハ、例ヘバ「エー」山ノ何級ノ品物ハ東京ナラ東京ニ來マシタ場合ニソレガ其ノ健ノ格付デ必ず取引サレルモノデアリマスカ、例ヘバ米デ言ヘバ米米取引サレタモノガ白米ニナツタ際ニハ今日悉ク一等ノ白米ニナツテ居ル、玄米ノ時ニハ格付格差ガ何百種類トアル、地方ニ依ツテ全部違フ、ソレガ白米ニナツテ消費者ノ手ニ入ル時ニハ、全部一等ケレドモ、細カナ需要家ノ手ニ入りマス時ニハ、石炭ハ全部最高格一本デ格付ナシニ配給サレテ居ルノチヤナイカト思ヒマスガ、ソレガ此ノ會社ガ出來マスレバ一體サウ云フコトハドウ云フ風ニ取縮サレ、ドウ云フ風ニ配給サレルモノデアリマスカ、御

示シテ願ヒタイ。○東政府委員 大體石炭ニ付キマシテハ其ノ品種ニ從ヒマシテ格付ヲ致シマスガ、格付ヲ致シマシタモノモ尙ホ之ヲ全部ノ石炭ヲ一箇所ニ集メテ格付ヲ單純化シテ行キマスノガ理想デアリマスケレドモ、差當ツテハ其ノ設備モゴザイマセウカ、中々其處マデ行キ難クマスノデ、當分ノ間ハ各銘柄ニ依リ取引サセル積リデアリマス、併シナガラ其ノ銘柄ハドノ格ニ屬スルト云フコトヲハツキリ致サセマシテ、ソレハ消費者ニ至ル時モ同ジ格取引サセセルト云フコトニ致ス積リデゴザイマス。

○河野委員 サウシマスト是ニハ其ノ銘柄ヲ變更シタリ、所謂間取引ニナリマスカドウカ知りマセウカ、サウコトヲヤウタ場合ノ取締規則何カハ既ニアルノデスカ、是カラオ作りニナルノデスカ、現在ノ僅デ唯嚴重ニ監督スルト云フ程度デオ進ミニナリマスカ、恐ラケ現在市中ニハ今御話ノコトト違ツタ方向ニ取引ガサレテ居ルモノトトヒマス、各會社デ迷惑ヲ致シテ居リマスノモ全然「カローリ」ノ足りナイモノヲ六千「カローリ」トシテ賣ル、所ガ持ツテ來タモノヲ見ルト四千「カローリ」ニモ足りナイ、斯様ナコトガアルヤウニ傳ヘラレテ居リマスガ、其ノ點ハドウデアリマスカ。

○東政府委員 サウ云フコトモ本法ノ實施ニ伴ヒマシテ必要ナ規定ヲ整備シテ取締ツテ行キタイト考ヘテ居リマス。

○河野委員 ソレハ是非嚴重ニ御取締ヲ願ツテ、苟ク羊毛頭肉ト云フヤウナコトニナラナイヤウニ願ヒタイト思ヒマス、尙ホ同時ニ配給ノコトデアリマスケレドモ、是カラ各會社別ニ石炭ノ配給量ヲ決メテ此ノ

○東政府委員 尙ホ配給ノ方面ニ付キマシテ、數量ノ統制ハ當然受ケマス、併シナガラ是ノ保有トカ平準價格トカ云フ事柄ハ、除外政シタイト考ヘテ居リマス。

○河野委員 サウシマスト、日本發送電ノヤウナ會社ガ炭礦ヲ頻りに買収シ、ソレガヤウナ會社ガ炭礦ヲ頻りに買収シ、ソレガヤウナ問題ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、ソレハ別トシマシテ、頻りに買収シテオヤリニナルヤウデアリマスケレドモ、斯ウ云フコトヲ發送電ノヤウナ會社ガヤリ、而モサウ云フ今ノ特殊ノ事情アルモノハ、全部除外政ノ御認メニナルト云フコトニナツテ參リマス、段々茲ニ作ラレル會社ト云フモノハ、存立ノ意義ガ薄ライデ來ルヤウニナル、例ヘバ今同電力ノ問題ガ中心ニナツテ、石炭ノ問題ガ非常ニ喧シクナツタ、併シ石炭サヘアア云フ風ニ自茶ナコトニナツテ來ナケレバ、ソレ程石炭ノ問題ハ喧シクナラナカッタトサヘ私ハ思フノデアリマス、然ルニ是等ノ會社ハ巧ク石炭ノ手當ガ出來ナクテ、下手ナコトヲヤウテ居ツタカラ、非常ニ人様ニ迷惑ヲ掛ケテ、而モ石炭政策ガ是程喧シク言ハレナケレバナラヌヤウニナツタデアアル、若シモ發送電ノヤウナ會社ガ、初メカラ水力ト共ニ石炭ノ手當ヲ完備シテ置キ、其ノコトアルベキヲ豫知シテ居テ、自ラ準備シテ置イタラバ、所謂經營ヲ巧クヤウタラバ、今日ニ於テ石炭ノ問題ハ喧シクナラナカッタデアラウト思フ、特ニ日本ノ石炭界ヲ混亂セシメタ重要ナ責任ヲ持タナケレバナラヌモノハ、發送電デアアルトサヘ私ハ思ヒタイノデアリマスケレドモ、ソレガ而モ此ノ配給計畫ノ中カラ、一番ダラシノナイ一番下手ナコトヲヤウタモノガ、寧ロ特別ヲ設ケラレタ、斯ウ

○東政府委員 鑛山業ノ經營ニ付キマシテハ、是ハ一級ニ監督ヲ受ケルコトハ勿論デ

○河野委員 サウシマスト、例ヘバ日本發送電ガ石炭ノ山ヲ買ツタ、サウシマスト其ノ買ツタ山ニ對シテ今度出來マス會社乃至ハ商工省ノ燃料局ノ監督ハ一般ノ山トハ監督ノ受ケ方ガ違フノデアリマスカ、是等ハ石炭ノ配給計畫ノ中ニハ入ラスノデアリマスカ、ドウ云フコトニナリマスカ。

ケナケレバナラナツタ時ニ、全體量ヲ増加シテ賣フコトヲヤウナ手數ヲセデモ、燃料局ノ方デソレヲ御認メ願ヒタイト云フコトガ出來ルト云フヤウニ御答ヲ戴イテ居ルカドウカ伺ツテ置キタイ。

○東政府委員 石炭ノ數量ハ一定ノ供給可能ノ數量ヲ各方面ニ割當テルノデアリマスカラ、初メカラ斯ウ云フ方面ニハ斯ウ云フ性質ノ石炭ト云フコトヲ大體決メテ配給致シマスガ、偶々「カローリ」ノ低イモノヲ何カノ事情ヲ買ツタト云フ場合ニ、ソレヲアトカラ「カローリ」ガ低カッタカラ數量ヲ増シテヤルカト云フト、ソレハ一寸困難カト思ヒマス、成ベクサウ云フコトニナラヌヤウニ初メカラ配給計畫シタイト思ヒマス。

○河野委員 サウ云フヤウナ御説明デアリマスガ、果シテサウ云フ風ニ品物ヲ取揃ヘテ配給ガ出來ル程裕リガ一體アルモノデゴザイマセウカ、相當裕リガアルナラバ、一カラ十マデ規格ヲ整ヘテ、此ノ方面ハ斯ウ云フ物ガ入用ダ、是ハ斯ウ云フモノガ入用ダト云フコトデ「チェリー」カラ「光」カラ「バツト」カラ整ヘテ置クコトガ出來ルノデアリマスカ、足リナケレバ全部「チェリー」デ我慢シロト云フノガ今ノ世ノ中デアリマスシ、無論石炭ニ於テモサウ云フコトガ生ジテ來ル場合アルト思ヒマス、例ヘバ發送電ガ雨ガ降ラナカッタト云フ其ノ事實タケテ、全部ノ需要者ニ其ノ影響ガ及ンデ來ルト云フ時代ヲラウト思フノデアリマシテ、今御答ヘノヤウニ單純ニ之ヲ扱ハレルコトハソレガ全部ノ産業界ニ非常ニ影響ガ及ボス、而モソレガ總テノ計畫ノ上ニ影響ガ及ンデ來ルノデアリカラ、サウ云フ點ヲ考慮シテヤルナラバ、モウ少シ裕リノアルヤウ

ニ御考ヘ置キテ願ヒタイ置キマセスト、オ前ノ所ハ六千「カローリ」以上ノ炭ノ入用ナ工場デアルカラ、斯ウ云フモノヲ廻ス積リダト仰シヤツテモ、ソレハ仰シヤレルダケノコトデアツテ、サウ云フモノヲ取揃ヘテ配給ガ出來ルヤウナ、ソレ程悠長ナル石炭事情ガ續クトハ考ヘラレナイノデアリマスケレドモ、ソレニ付テハ特ニ一ツ改メテ御考慮ヲ願ヒタイト思ヒマス。

其ノ次ニ御尋シタイノハ自分ノ一ツノ資本系統ヲ持ツテ居ル炭炭、大體其ノ同一系統ノ仕事ニ關スルコト云フガ、政府ハドノ程度ニ之ヲ考ヘテオ居デニナルノデアリマスカ、例ヘバ製鐵用ノ石炭デアルトカ、或ハ人造石油製造用ノ石炭デアルトカ、或ハ又發電用ノ石炭ノ如ク非常ニ多量ノ石炭ヲ要スルモノデアルトカ、サウ云フ特殊ノ石炭ノ品質ナリ其ノ他ニ依ツテ其ノ事業ガ非常ニ影響ヲ受ケルモノ、若クハ石炭ヲ非常ニ多量ニ使用スルモノ、其ノ石炭ノ確保ト云フコトガ非常ニ重大ナ影響ヲ持ツモノハ、特別ノ事由アルモノトシテ、其ノ業者若クハ傍系ノ會社ニ於テ採掘シタモノノ、之ヲ特別ヲ認メテ使ハセルト云フコトヲ考ヘテ居リマス。

○東政府委員 鑛山業ノ經營ニ付キマシテハ、是ハ一級ニ監督ヲ受ケルコトハ勿論デ

○河野委員 サウシマスト、例ヘバ日本發送電ガ石炭ノ山ヲ買ツタ、サウシマスト其ノ買ツタ山ニ對シテ今度出來マス會社乃至ハ商工省ノ燃料局ノ監督ハ一般ノ山トハ監督ノ受ケ方ガ違フノデアリマスカ、是等ハ石炭ノ配給計畫ノ中ニハ入ラスノデアリマスカ、ドウ云フコトニナリマスカ。

○東政府委員 鑛山業ノ經營ニ付キマシテハ、是ハ一級ニ監督ヲ受ケルコトハ勿論デ

出シ兼ネナイ代物デアアル、サウ云フモノヲ野放シニシテ特例ヲ設ケルト云フコトハ、非常ニ危険千萬ト私ハ思フ、斯ウ云フモノヲ一番中心トシテ、縛ツテ行カナケレバナラスト思フノデアリマス...

○東政府委員 發送電ニ鎮山ノ經營ヲサセルコトガ、適當カ不適當カト云フコトニ付キマシテハ、私カラ何モ申上ゲマセス...

○河野委員 私人石炭ノ御諮モアリマスケレドモ、時間ガ来マシタカラ止メマセスガ、唯一點之ニ關シテ...

ナル御認識ヲ一ツ御述ベ願ヒタイと思ヒマス。○東政府委員 昨日ノ夕刊ニ出マシタ記事ハ非常ニ遺憾ニ思ツテ居リマス...

○櫻井委員 昨日ノ夕刊ニ出マシタ記事ハ非常ニ遺憾ニ思ツテ居リマス...

○河野委員 私人石炭ノ御諮モアリマスケレドモ、時間ガ来マシタカラ止メマセスガ...

○東政府委員 發送電ニ鎮山ノ經營ヲサセルコトガ、適當カ不適當カト云フコトニ付キマシテハ...

○河野委員 私人石炭ノ御諮モアリマスケレドモ、時間ガ来マシタカラ止メマセスガ...

○東政府委員 發送電ニ鎮山ノ經營ヲサセルコトガ、適當カ不適當カト云フコトニ付キマシテハ...

○河野委員 私人石炭ノ御諮モアリマスケレドモ、時間ガ来マシタカラ止メマセスガ...

○東政府委員 發送電ニ鎮山ノ經營ヲサセルコトガ、適當カ不適當カト云フコトニ付キマシテハ...

○河野委員 私人石炭ノ御諮モアリマスケレドモ、時間ガ来マシタカラ止メマセスガ...

○東政府委員 發送電ニ鎮山ノ經營ヲサセルコトガ、適當カ不適當カト云フコトニ付キマシテハ...

形成委員會ノ委員ナルガ故ニ、ナゼ餘計使ニ必要ガアルカ、今日日本國民此ノ時局ニ鑑ミ、國家ノ爲ニ働イテ居ラナイ者ハ一人モナイ...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 此ノ際御諮リ致スコトガアリマス、理事山田清君ガ委員ヲ辭任セラレ...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

民間ニ之ヲ強ヒラレルコトハ、日本國民ヲ二重ニ三重ニモ御考ニナル考ヘ方デアルト...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

ガ如キコトハ過チモ甚ダシト思フ、斯ウ云フ觀念ニ總テノ問題ヲ進メナケレバナラス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

○櫻井委員 御異議ナシト認メマス、仍テ理事ニ松尾三藏君ヲ指名致シマス...

ニソレヲ遊ツテ居ツタ爲ニ遅レタトハ私ハ考ヘテ居リマセス  
○堤委員 昨ハ過去ノ責任ヲ彼此レ此處テ申スノデアリマセス、殊ニ今ノ厚生大臣ハ就任後日モ淺クデアリマスカラ、ソレヲ私ハ彼此レ言フノデアリマセスガ、是ハ將來ノ石炭増産計畫ニ重大ナル影響ヲ及ボシマスカラ、私ハ重キテ之ヲ問ヒタイノデアリマスカラ、今ノ御答辯デハ、漫然ト内地ヘ來テハ後方困ルカラト云フコトモ考ヘテ居タトカ、故ラニ遊ツテ居タ譯デハナイトカ云フコトハドウモハツキリシマセスガ、戦方始マツテカラ二箇年、營業者ハ痛切ニ其ノ必要ヲ感ジテ主管省ノ厚生省ヘ申出テ居ルモノヲ、何方故ニ二箇年間モ容レズシテ、石炭ノ増産ニ著手シナカツタカ、其ノ理由ハ何處ニアルカ、此ノ點デアリマスカラ、  
○吉田國務大臣 當時ノ理由ニ付キマシテハ、或ハ私十分存ジナイ點ガアルカト思フノデアリマスカラ、炭礦方面ニ於テ半島勞務者ニ勤イテ實ヒマスト云フコトノ爲ニハ、其ノ事自體ハ非常ニ望マシイコトデアリニ違ヒナイノデアリマスカレドモ、全然無用意ニ、申サバ自由労働者式ニシテ入ツテ來タト云フヤウナコトデアリマシテハ、其ノ目的トスル勤イテ實ヒマスト云フコトヲ住宅ノ問題モ心配セバナリマセス、勞務ノ管理ニ付キマシテモ、ハナリ若干風俗習慣ヲ異ニスル人々ノ爲ニハ、ソレダケノ用意ト云フモノガアリマセスケレバ、快クサウ云フ人達ニ勤イテ實ヒマスト云フ實ヲ得ナイノデアリマスカラ、恐ラク左様ナコトノ考慮、用意等ノ爲ニモ、私ハ若干遲延シタノデアアルマカト思ヒマスカラ、  
○堤委員 何ノ用意ヲスルニシテモ、戦方

始ツテカラ二箇年其ノ必要ナ人間ヲ連レテ來テ石炭ヲ掘ラサナクシテ今日ノ石炭儲積ヲ招來シタト云フコトハ餘リニ馬鹿々々シイニモ程ガアルコトナノデアリマスカラ、是ハ其ノ當時ノ事情ヲ厚生大臣ハ御存ジナラヌニシテモ、主管省ノ厚生省トシテ、厚生省ガソレヲ實行シ得ナカツタ原因ガ何處ニアルドラウカト云フコトハ、是ハモウ厚生大臣デナクツテ私等ニモ分ルノデアリマスカラ、ソレヲアナタヘドウ御考ヘナリマスカラ、斯ウ云フ點デアリマスカラ、  
○吉田國務大臣 私想像デ申上ゲル譯ニモ參リマセスノデ、私ハ只今申シタヤウナ事情デ、從前ノ、詰リ内地ニ渡航シテ參リマシムル半島勞務者ニ對スル取扱カラ只今ノヤウナ取扱ニ移リ變リマシムル左様ナ過程ニ於キマシテ連レタコトガ、今一ツハ、勞務動員計畫ノ中ニ半島勞務者ト云フモノヲ多分ニ取入レルト云フコトノ決定致シマシタト自體ガ遅レマシタコトガ、此ノ二ツデアアラウト思フノデアリマスカラ、今後ノコトニ付キマシテハ、私共ノ責任ニ於キマシテ、半島勞務者ト雖モ一視同仁ノ聖旨ヲ奉體シテ、我國ノ今日ノ就後ノ大切ナ産業ノ基礎ニ一緒ニ御奉公シテ實ヒマスト云フコトガ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマスカラ、  
○堤委員 勞務動員計畫ガ如何様ニアラウトモ、厚生大臣ハ主管大臣トシテ國務大臣トシテ、其ノ頭腦ノ中ニ生産擴充計畫ト云フモノヲ立テテ、是ハ半島人ヲ入レテ増産ヲヤラナケレバナラヌト云フコトハ、モウ誰デモ考ヘラルベキコトダト思フ、ソレガ今日二年掛ツテマダ實行シ得ラナイト云フコトガ私ハ實ニ慨歎ニ堪ヘナイ、其ノ理由ハ何處ニアツタカト斯ウ云フコトナノデス、

ソレヲ一ツハツキリシテ後ノ對策ヲ私ハ考ヘタイト思フノデアリマスカラ、厚生大臣ハアナタノ今ドウ思ヒマスカラ、二年間ボンヤリシテ石炭ノ増産十分ニ實現スルコトガ出來ナカツタト云フコトハ、甚ダ遺憾ト思ハレルデアリマセウ、ソレハドウ云フ譯デアツタカ、モウ率直ニ言ウテ戴キタイ  
○吉田國務大臣 極メテ率直ニ申上ゲテ居ル譯デアリマシテ、想像デ申上ゲル譯ニハ參リマセスカラ、私ノ承知シ得ルガケノコトヲ申上ゲタノデアリマシテ、別ニ何モ飾ツタリ隠シタリハ致シテ居ラナイノデアリマスカラ、若シ御氣付ノコトガアリマスカレバ承マリマシテ、又其ノ御意見ニ付キマシテ自分ノ考ヘ申上ゲサシテ戴キタイニシタイト思ヒマスカラ、  
○堤委員 厚生大臣ハ前ニ社會局長官ヲシテ居ラレタト思ヒマスカラ、マア何レニシテモ能ク出來ル偉人ダト私ハ思ウテ居ル、ダカラ二年間ボンヤリシテ居ツタト云フ此ノ馬鹿々々シイコトニ對シテ、ハツキリシテ認識ガナイ譯ハナイト思フ、是ハ恐ラク内務省デ反對ヲシテ居ツタノチヤナイカ、半島人ガ深山入ツテ來ルト後方困ル、用ガナクナツタ時ニ歸ス譯ニモ行カスシ後方困ルト云フコトデ、内務省ニ於テ家口ノ之ヲ阻止シテ居ツタノチヤナイカ、即チ厚生省ト内務省ノ話合ガシツタリ付カナクテ、是ガ國策トシテ實現シナカツタ理由デハナイカト思ハレマスカラ、アナタドウ思ヒマスカラ、  
○吉田國務大臣 半島勞務者ノ入ルコトニ付キマシテハ、厚生省、内務省ノ間ニ打合せハ勿論アツタコトト思フノデアリマスカラ、内務省ガ反對シタガ爲ニ遅レタト云フ事實ハ私ノ就任以前ニモ以後ニモ聽キ及ンデ居ナ

イノデアリマスカラ、  
○堤委員 サウスルト厚生省ト内務省トノ話合ガ付カナクテ、アトノコトガ心配ニナツタカラ入レナカツタト云フコトデアレバ私ハ率直ニ話ガ能ク分ル、併シナガラサウデナイト國民ハ此ノ石炭飢饉ニ直面シテ今俄ニ半島人ヲ入レテモ、戦方始マツテカラ二箇年間何ヲシテ居ツタト云フ疑問ヲ持ツ、斯ウ云フコトナナンデ、其ノ根本ヲ究メテソレニ對シテノ對策ヲ講ジタイト私ハ言フノデ、何モ遺憾デアツタコトハ是バカリデハナイ、總テ政府ノヤルコトハ大體遺憾デアレ、ダカラ是ノミヲ取上ゲテ言フノデアリ、此ノ重要ナ問題ニ對シテノ對策ヲ十分講ジタイト思フカラ之ヲ言フノデアリマスカラ、  
○吉田國務大臣 私人經驗ヲ申上ゲマスカレバ、年來半島勞務者ノ内地渡航ニ付キマシテハ内務省、厚生省、當時厚生省ハ内務省ノ所管デゴザイマシタノデ、其ノ方面竝ニ朝鮮總督府トノ間デ色々打合せマシテ、渡航ニ伴ヒマスカラ種々ナ問題ノ解決ニ出來ル限リ善處シヨウト云フコトデズツト參ツテ居ルノデアリマスカラ、今回モ恐ラクソレ等三ツノ方面ノ間ノ打合せハ相當ノ時日ヲ經過シタデアラウト思フノデアリマスカラ、只今御指摘ニナリマスカラ、今日ハ國ノ總力ヲ集メテノ戰爭中デゴザイマスカラ、各方面打合ハ要スルコトハ固ヨリデアリマスカラ、ソレ等ノ打合せニ時日ヲ空費スルヤウナコトガアツテハ相濟マスカラト思フノデアリマスカラ、今後ハ十分ソレ等ノ打合せヲ連絡ト云フコトモ迅速ニ活發ニ進行致シマスカラ、  
○吉田國務大臣 仰シヤルコトハ洵ニ御尤モニ存ジマスカラ、内務省方面ノコトヲ御心配デアリマスカラ、現在ノ警保局長ハ元々左様ナ問題ニ御堪能ナ方デ、十分御理解ガアルコトト思ヒマスカラ、兩省立派ニ連絡ヲ保ツ

テ此ノ事ノ圓滿遂行ノ出來マスカラヤウニ努力致シマスカラ、  
○堤委員 今ニ對シテハ、厚生大臣ハ限リテノ御質問ヲ此ノ場合許シマスカラ、  
○吉田國務大臣 只今堤委員カラ半島人ヲ入レルコトニ對スル厚生大臣ノ答辯ヲ聽キマシタガ、半島人ニ石炭ノミヲ掘ラセルト云フヤウナコトヲ類リニ言フテ居リマスカラ、石炭ノミデナク今日ノ日本ノ農村ハ勞務ガ足りナクテ困ツテ居ル、幸ニ半島ハ大臣ノ知ツテ居ラレテ、兵役義務ガナイ爲ニ、事變勃發當初カラ半島勞務者ヲ引クノ内地ヘ入レテ、此ノ義務ヲ補ツテ行クト云フコトハ、モウ當然ト私ハ思ウテ居ルノデアリマスカラ、然レニ今堤委員ハ内務省大臣ト云フコトヲ言ツテ居リマスカラ、厚生大臣ハ内務省ハソノ風デナイト云フ答辯ヲシテ居リマスカラ、實際ニ於テハアナタノ原因ニアラズシテ是ハ内務省ノ原因ガ多イノデアリマスカラ、國家的見地カラ吾々同一國民ノ見地カラ言ツテモ、同じ國民デアリナガラ交通ヲ制限シ、或ハ渡航證ガナケレバ内地ニ渡スコトハ相ナラヌト云フヤウナコトデアリマスカラ、之ニ對スル厚生大臣ノ御考ヘドウデアリマセウカ、第一番ニソレヲ承リタイト思フノデアリマスカラ、  
○吉田國務大臣 今日勞務動員計畫中ニ半島勞務者ニ勤イテ戴カウト云フ部分ハ、嶺山、嶺山、土木、建築、ソレダケガ今年ノ勞務動員計畫ノ中ニ豫定セラレタノデアリマスカラ、必要ニ應ジマシテ、本年ノ計畫ニ於キマシテ如何シマスカラト云フコトハ、今企業院デ取調中デアリマスカラ、必ズシモ今マデト雖モ嶺山ダケニ限ラレテ居ルノデアリナイコトヲ先ツ第一ニ御承知置テ戴キタイト思ヒマ

ス、嶺山ノコトハ先達テ以來他ノ委員會ニ於キマシテモ屢々聲明セテ居リマスカラ、嶺山就中石炭勞務ニ於キマシテハ、最モ優先的ニ考慮シヨウト云フコトニナツテ居ルノデアリマシテ、他ノ方面デハ勤イテ實ヒマスト云フヤウナ心持デナイコトヲ御承知置テ戴キタイトデアリマスカラ、  
尙又豫メ勞務動員計畫ニ於キマシテハ、大體何人位ト云フコトヲ豫定致シマシテ、計畫ニ從ツテ勞務者ヲ動員シテ參ルノデアリマスカラ、從前モ許可制度ガアリマシタガ、今日許可致シテ居リマスカラ、從前ノ意味ト稍違ヒマシテ、斯ウ云フ素質ノ人達ガ斯ウ云フ所デ働ク、是ハ洵ニ適當ナコトデアリマスカラ、認定ヲ付ケマシテ渡ツテ實付ト云フコトデアリマセスト、折角渡航シテ參リマシテモ、所謂自由労働者式ニナル處ガアルノデアリマスカラ、今日ハ朝鮮モ忙シイノデアリマスカラ、ドノ地方ニドレダケ餘力ガアツタ、其ノ人達ガドノ方面ヘ行ツテ働クコトガ宜イカト云フコトノ見極メヲ十分付ケマシテ、逐次内地ヘ入ツテ實付ト云フコトヲナシ、ドウシテモ認可許可ト云フ手續ヲ執ラネバナリマセスト、決シテ内務省差別待遇スル、或ハ旅行ノ自由ヲ制限スルト云フ意味ニ立テマシテ趣意デハナイコトヲ御察察置テ戴キタイトデアリマスカラ、  
○堤委員 厚生大臣ハ、内務省無差別云々ト云フコトヲ言ハレマシタガ、内務省ハ現在差別シテ居ルデハナイカ、私ハ厚生大臣ニ御尋スルト云フコトハ、吾々同ジ日本國民デアリナガラ、日本ノ國內デ旅行證明ガナケレバ自由ニ交通ガ出來ナイト云フ理由ガドコニアルカト云フコトヲ致ニ御尋致シマスカラ、而シテ今堤委員ガ言ハレタ通り、現ニ

○堤委員 堤君ニ一寸申上ゲマスカラ、アナタガ御濟ミニナツタ後デ厚生大臣ニ質疑ヲ希望サレル方ガ二人アリマスカラ、ソレヲアナタノ後ニ一寸挿ムヤウニ御諒解ヲ願ツテ置キマスカラ、  
○堤委員 其ノ點ハ厚生大臣モ能ク分ツテ居ラレタトト思フガ、此處デ率直ニ言ハレナイ、私ハ今日斯ウ云フ事變ノ際ニハ失敗ハ失敗デアツタ、惡カツタト云フコト、今マデノ致ラ脱シタ答辯ヲ希望スルノデアリマスカラ、厚生大臣ハマダ官吏ノ致ラ脱シ得ラレナイコトヲ私ハ遺憾ニ思ヒマスカラ、併シ是以上追究致シマセス、唯此ノ點ハ將來餘程重大ナコトデアリマスカラ所管大臣トシテ内務省トモ能ク話合ノ上速ニ問題ノ解決ヲ願ヒタイ  
ソレカラ、半島勞務者ガ今石炭ヲ掘ル爲ニ連レテ來テアト其ノ仕事ガ無クナツタラ困ルト云フヤウナコトデアツテハ、日本ガ新東亞建設ナド出來ルモノデアリナイ、今後三十年十五年何人半島人勞務者ガコトヲハ勤キニ來テモ仕事ニアブレナドト云フコトガアツタラ新東亞ノ建設ナドト云フコトハ出來ルモノデアリナイ、戰爭ガ始マツタ時ニ其ノ位ノコトハ頭ニ來ナケレバナラヌ答デアリマスカラ、然レニ遺憾ニ思フノデアリマスカラ十分國務大臣トシテ此ノ問題ニハ努力セラレンコトヲ望ムコトデアリマスカラ、  
○吉田國務大臣 仰シヤルコトハ洵ニ御尤モニ存ジマスカラ、内務省方面ノコトヲ御心配デアリマスカラ、現在ノ警保局長ハ元々左様ナ問題ニ御堪能ナ方デ、十分御理解ガアルコトト思ヒマスカラ、兩省立派ニ連絡ヲ保ツ

角事變發生以來、内地ノ農民或ハ石炭ヲ掘ル人夫ナド兵役ノ義務ガアル爲ニ總テノ者ガ第一線ニ行ツテ居ル關係上、其ノ努力ノ不足ヲ補ツテ行クノ爲ニハ、兵役ノ義務ヲナシ半島人ガ先ツ適任デアルト云ハナケレバナラヌ、事變以來今日マデ、朝鮮ノ鐵道ヲ人夫ノ入國ヲ許可スルコトヲ厚生省ノ方針ニ依ツテ、漸ク此頃内地ノ嶺山其ノ他ノ方面ニ多數ノ半島人ガ入ツテ居ルト云フ状態デアレ、此ノ許可制度ハ、當ナシニ來テハ國ル爲ニ置イタト云フコトヲ、今厚生大臣ハ言ハレテ居リマスカラ、是ガ吾々内務省ノ感情上、思想上ニドンナ影響ヲ及ボスカ、半島人ノ方々ハドウ云フコトヲ言ツテ居ルカト云フコト、内地ハ内務省一體ヲ主張シテ、一體一心ト云フコトヲ言ツテ居ルガ、自分達ハ同じ日本國民デアリナガラ、内地ヘ行カウトスラレバ、旅行證明ノ爲ニ見ニ角釜山デ喰止メラレルト云フコトハ、一體村サンドウダラウト云フ質問ヲ再三私ハ受ケテ居ル、只今モ厚生大臣カラ、内地ノ努力ガ足りナイ爲ニ、最近ハ兎ニ角半島勞務者ニ許可制ヲ與ヘテ居ルト云フコトヲ聽キマシタガ、私ハ此ノ際コソ此ノ許可制度ト云フモノヲ廢止シテ、半島人ヲ隨意ニコトヲ來テ、此ノ足ラナイ勞務ヲ補ツテ行クト云フコトガ國家ノ爲ニ非常ニ宜イノチヤナイカト思フ、然レニ法律デモ何デモナイ内務省ノ内規ト、朝鮮總督府ノ關係デ、コンナ許可制度ヲ設ケテ、コトヲ來テタガツテ居ル者ヲ東洋ニ勿論コトヲ居ルト云フ時ニ、一旦向フニ渡ツタ以上ハ、半年デモ、一年デモ、兎ニ角警察ノ許可ガナケレバ再ビコトヲ來テ、渡ルコトガ出來ナイト云フヤウナコトヲ言ツテ、

○堤委員 仰シヤルコトハ洵ニ御尤モニ存ジマスカラ、内務省方面ノコトヲ御心配デアリマスカラ、現在ノ警保局長ハ元々左様ナ問題ニ御堪能ナ方デ、十分御理解ガアルコトト思ヒマスカラ、兩省立派ニ連絡ヲ保ツ

○堤委員 仰シヤルコトハ洵ニ御尤モニ存ジマスカラ、内務省方面ノコトヲ御心配デアリマスカラ、現在ノ警保局長ハ元々左様ナ問題ニ御堪能ナ方デ、十分御理解ガアルコトト思ヒマスカラ、兩省立派ニ連絡ヲ保ツ

○堤委員 仰シヤルコトハ洵ニ御尤モニ存ジマスカラ、内務省方面ノコトヲ御心配デアリマスカラ、現在ノ警保局長ハ元々左様ナ問題ニ御堪能ナ方デ、十分御理解ガアルコトト思ヒマスカラ、兩省立派ニ連絡ヲ保ツ



テ參ツテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ段々  
御話ノゴザイマシタヤウナ點ニ付キマシテ  
モ、内務省ト政シマシテハ、此ノ勞務動員  
計畫ノ國策遂行上極メテ重要ナルコトヲ十  
分ニ認識ヲ致シテ居リマス、手續其  
ノ他ノ點ニ付キマシテモ出來ル限リ厚生省  
ヲ主體ト致シマシテ、ソレニ協力ヲ寄マナ  
イ積リニ考ヘテ居ル次第デゴザイマス

○櫻井委員長 警保局長ノ誠意ヲアル御答辯ニ  
依ツテ十分諒解ヲ致シマシタガ、ドウカ今  
日マデノ考ヲ一變シテ、新東亞ノ建設ヲシ  
ケレバナラス、要スルニ今日マデハ一億ノ  
人間ガ使フダケノモノヲ内地生産ヲシテ  
居タ、併シ是カラハ六億ノ人間ガ使フベキ  
モノヲ生産シナケレバナラス、マルデ舞臺  
ガ變ツテシマツテ居ルノデアリマスカラ、  
少クハ半島人ガ内地ヲ職ニアルレ、職ニ  
アルレト云フオウナコトハアルベキコト  
デハナイ、若シ左様ナ事態ガ生ジタラ  
バ、ソレハ日本ハ大陸カラ手引カケレ  
バナラス時ナノデス、サウ云フコトハアル  
ベキコトデアリマス、十分此ノ事  
態ヲ見テ、サウシテ之ヲ實際ノ政治ニ移シ  
テ、ドシ／＼向フノ剩ツテ居ル努力ヲ内地  
デ有效ニ活用シテ、サウシテ新東亞ノ建設  
ト云フ大業ニ向ツテ官民一致シテ行ルヤ  
ウニ御考アラント切望スルノデアリマ  
ス、委員長、私ハ外務大臣ノ出席ヲ要求シ  
テ置クノデアリマス、今日マダ御  
出席ニナリマセヌカラ、之ヲ保留致シマシテ、  
是デ私ハ一時中止シタイト思ヒマス

○櫻井委員長 一寸申上ゲマスガ、外務大  
臣ハ何カ急用ガ出來テ出席出來ナイト云フ  
コトデアリマシタ、通商局長ガ見エテ居リ  
マスガ、如何デアリマセウカ

○櫻井委員長 一寸申上ゲマスガ、外務大  
臣ハ何カ急用ガ出來テ出席出來ナイト云フ  
コトデアリマシタ、通商局長ガ見エテ居リ  
マスガ、如何デアリマセウカ

○櫻井委員長 通商局長デハ一寸御答辯ガ出來  
ナイダラウト思フノデアリマス、デアリマ  
スカラ是ハ若シ今日御都合ガ惡ケレバ、明  
日デモ極ク短時間ヲ限ツテ……

○櫻井委員長 ソレハ討論ニ入りマスル  
前ニ、餘リ長イ時間ハドウカト思ヒマス  
ガ、其ノ場合ニ御保留ヲ願ヒタイト思ヒマ  
ス

○櫻井委員長 極ク簡單デ宜シウゴザイマスカ  
ラ、ドウカサウ云フコトニ御願致シテ置キ  
マス

○櫻井委員長 承知致シマシタ、次ノ順位  
ハ村松君デアリマスガ、一寸村松君ニ御諒  
解ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、政府カラ秘密  
會ノ要求ガアリマシテ、ソレガ陸軍大臣ノ  
出席ト同時ニ秘密會ヲ開ク豫定ニナツテ居  
リマス、大體陸軍大臣ノ出席豫定時間ハ四  
時デアツクノデアリマスガ、マダ御見エニ  
ナリマセヌ、御質疑ノ途中デアリマシテモ、  
陸軍大臣ガ見エラレタラバ、秘密會ヲ開  
クト云フコトニドウゾ御諒解ヲ願ヒタイト  
思ヒマス

○村松委員 私人質問ハ商工大臣ノ出席ガ  
ナケレバ出來ナイノデスガ……

○櫻井委員長 今日直ダ要求致シマシタ、他  
ノ部分カラ御始メ願ヘナイデスカ

○櫻井委員長 他ノ部分ハナイノデス  
○櫻井委員長 ソレハ村松君、松尾三藏  
君ニ順位ヲ御譲リ願ヒマシテ——松尾三藏  
君

○松尾(三)委員 私三四日居リマセヌデシ  
タカラ、各委員カラ私ノ御尋セントスル所  
ハ御尋ニナツテ居ルカモ分リマセヌノデ、  
或ハ重複スル所ガアルカモ知レマセヌガ、  
應御尋致シタイト思ヒマス、此ノ法案ハ石

炭ノ増産ガ眼目デ提出ニナツテ居ルト思ヒ  
マスガ、石炭ハ今日赤字ガ出テ居ル、此ノ  
赤字ノ出テ居ルモノノ増産ヲセヨ、サウス  
レバ増産獎勵金ヲ出スト言ハレルノデアリ  
マスガ、赤字ガ出テ居リマスレバ、其ノ價  
格ヲ適正價格ニ直サレ、ソレヲ引上ゲテ増  
産ヲシヨ、是ナラバ本當ノ増産ガ出來ルト  
思フノデアリマス、併シソレハ低物價政  
策ニ觸レルノデ、サウ云フ譯ニモ行キマセ  
ヌ、ダカラ三千二百萬圓ニ對シテ、適當一  
圓四十錢ノ補助金ヲ出スト仰シヤツテ居  
レマスガ、此ノ三千二百萬圓申シマスノ  
ハドウ方面ヲ名指シテ、御考デアリマス  
カ、ソレヲ承リタイト思ヒマス

○東政府委員 三千二百萬圓ハ、度々申上  
ゲマシタヤウニ殆ド各方面ニ互ツテ居ルノ  
デアリマス、モウ少シ具體的ニ申シマスレ  
バ、昭和系ノモノニモ若干上ゲテヤラナケ  
レバナラスモノモゴザイマスシ、又互助會  
系ノモノニモ上ゲテヤラナケレバナラスモ  
ノモゴザイマス、又其ノ他ノ「アウトサイ  
ダー」ノ中ニモアルモノト御承知ヲ戴キタ  
イト思ヒマス

○松尾(三)委員 此ノ三千二百萬圓ニ對スル  
買取補助金ガ四千四百八十萬圓ニナリマス  
ノヲ、二千二百四十萬圓ガ明年年度ノ豫算  
ニ計上ナサル、云フコトデアリマスガ、是  
ハドウ云フ譯合デゴザイマスカ

○東政府委員 ソレハ其ノ通りデゴザイマ  
ス、詰リ半額ヲ十五年度豫算ニ計上致シマ  
シテ、残り半額ハ恐ラク是ハ十六年度ノ豫  
算ニ出ルコト存ジマス

○松尾(三)委員 左様致シマスルト、三千二  
百萬圓ト云フ數字ノ出テ居リマスノハ、本  
年度ハ百六十萬圓ニナル譯合デゴザイマセウ  
カ

○東政府委員 ソレハサウデハゴザイマセ  
ウ、サウ云フ風ニ分ケマシタ所以ノモノハ、  
此ノ一手販賣會社ノ設立ニ若干時日ヲ要ス  
ルコトガ豫想サレマスノデ、必ズシモ四月  
一日カラ直チニ此ノ會社ガ出來テ、買取補  
償ヲ行フト云フコトニモ參ラヌカト存ジマ  
ス、二箇月ナリ三箇月ナリ、或ハ準備ノ都  
合ニ依ツテハモウ少シ遅レルカト思フノデ  
アリマスガ、サウナリマスト一年分全部ヲ十  
五年度中ニ支出スルコトガ出來ナイコトニ  
ナリマスノデ、其ノ邊ノ所ヲ慮ツテ一箇年  
分ノ豫算外ノ契約ヲスルガ、現實ニ支出ス  
ルノハ其ノ半分デ、二千二百四十萬圓ヲ  
十五年度ノ豫算ニ計上スル、斯ウ云フコト  
ニ致シタノデゴザイマス

○委員長退席(篠原委員長代理著席)  
○松尾(三)委員 只今ノ御話ハ能ク諒解致  
シマシタ、次ニ御伺致シタイノハ、只今石炭ノ  
炭價ハ昭和系ト互助會系ト炭價ガ本當  
ノ公定價格ニナツテ居リマシテ、ソレト、ア  
ウトサイダート申シマスモノトノ三重價值  
ニナツテ居リマス、昭和、互助會ハ價值キ  
ハ三圓ダケ見越シテアリマシタノデ、此ノ  
法律案ガ通りマスト、價值ガ三重ニナル譯  
デアリマス、斯ウ云フ方面ニ對シマシテハ  
ドウ云フ風ナ御考ヲ御持チニナツテ居リマ  
スカ、御伺致シタイト思ヒマス

○東政府委員 是モ前ニ申上ゲマシタガ、  
今日公ニ認メラレテ居ル會社ノ價值ヲ大體  
標準ニ致シマシテ、ソレモ尙ホ若干イモ  
ノハ買上價值ヲ引上ゲオウト云フコトニナ  
ツテ居リマス、公定價格ノナイモノデ、而  
モ非常ニ高イ價值デ賣ツテ居リマスモノヲ、  
之ヲ其ノ價值メテ買取價值ノ標準ニスルト

○東政府委員 ソレハサウデハゴザイマセ  
ウ、サウ云フ風ニ分ケマシタ所以ノモノハ、  
此ノ一手販賣會社ノ設立ニ若干時日ヲ要ス  
ルコトガ豫想サレマスノデ、必ズシモ四月  
一日カラ直チニ此ノ會社ガ出來テ、買取補  
償ヲ行フト云フコトニモ參ラヌカト存ジマ  
ス、二箇月ナリ三箇月ナリ、或ハ準備ノ都  
合ニ依ツテハモウ少シ遅レルカト思フノデ  
アリマスガ、サウナリマスト一年分全部ヲ十  
五年度中ニ支出スルコトガ出來ナイコトニ  
ナリマスノデ、其ノ邊ノ所ヲ慮ツテ一箇年  
分ノ豫算外ノ契約ヲスルガ、現實ニ支出ス  
ルノハ其ノ半分デ、二千二百四十萬圓ヲ  
十五年度ノ豫算ニ計上スル、斯ウ云フコト  
ニ致シタノデゴザイマス

○委員長退席(篠原委員長代理著席)  
○松尾(三)委員 只今ノ御話ハ能ク諒解致  
シマシタ、次ニ御伺致シタイノハ、只今石炭ノ  
炭價ハ昭和系ト互助會系ト炭價ガ本當  
ノ公定價格ニナツテ居リマシテ、ソレト、ア  
ウトサイダート申シマスモノトノ三重價值  
ニナツテ居リマス、昭和、互助會ハ價值キ  
ハ三圓ダケ見越シテアリマシタノデ、此ノ  
法律案ガ通りマスト、價值ガ三重ニナル譯  
デアリマス、斯ウ云フ方面ニ對シマシテハ  
ドウ云フ風ナ御考ヲ御持チニナツテ居リマ  
スカ、御伺致シタイト思ヒマス

○東政府委員 是モ前ニ申上ゲマシタガ、  
今日公ニ認メラレテ居ル會社ノ價值ヲ大體  
標準ニ致シマシテ、ソレモ尙ホ若干イモ  
ノハ買上價值ヲ引上ゲオウト云フコトニナ  
ツテ居リマス、公定價格ノナイモノデ、而  
モ非常ニ高イ價值デ賣ツテ居リマスモノヲ、  
之ヲ其ノ價值メテ買取價值ノ標準ニスルト

○東政府委員 此ノ案ニ依ツテ出來マスル  
日本石炭株式會社ハ、如何ナル鑛山カラ出  
タ石炭デアリマシテモ、之ヲ全部一手ニ買  
取ルノデアリマスカラ、假令小サナ山デモ、  
サウ云フ今後出テ來ル石炭ヲ引當ニシテ、  
若干ノ前貸ヲスルト云フヤウナコトモ不可  
能デナイト存ジテ居リマスカラ、小サナ業  
者ト雖モ金融ヲスルコトガ出來ルト考ヘテ  
居リマス

○松尾(三)委員 金融ノ關係ハ分リマシタ  
ガ、炭礦業ハ他ノ鑛業トハ違ヒマシテ、不  
景氣ノ時ニ一時之ヲ止メテ、又石炭ガ要ル  
時代ガ來タラバ其ノ時ニ始メヨウト云フ  
ヤウナ簡單ナコトニ參リマセヌ、一應中止  
スルヤウナコトニナリマス、其ノ坑内ニ  
全部水ガ溜リマスノデ、又始メル時ニハ其  
ノ水ヲ揚ゲテ坑道ヲ造ルト云フコトニナリ  
マス、殆ド坑道ハ潰レテシマヒマスノデ、  
新シク開發スルヨリモ難カシイコトニナリ  
マスノデ、假令不景氣ニナリマシテモ、石  
炭ノ餘ル時期ニナリマシテモ、之ヲ一時止  
メルト云フコトガ非常ニ困難ニ申シマシ  
タヤウナ理由デナリマスノデ、此ノ不景氣  
ノ時ヲ見越シマシテ、サテウシ積立金ト云  
フヤウナモノヲサセテ置ケバ、斯ウ云フ不  
景氣ノ時デモ相當獎勵ヲ維持シテ行クコト  
ガ出來ルト思ヒマスガ、斯ウ云フ意味ニ於

テ、サウ云フモノニ對シマシテハ、年産額  
僅カノモノニ對シテハ、是ハモウ中央カラ、  
石炭ノ要ル者ニ金ヲ貸サシテ、サウシテ其  
ノ石炭ヲ採ラセルト云フヤウナ方法ニナサ  
ツタ方ガ、石炭ヲ増産スルニ付テハ非常ニ  
便利デハナイカ、斯ウ考ヘマスノデ、サウ  
云フコトニ對シテノ政府ノ御考ハドウデア  
ルカト云フコトヲ御伺シタイノデゴザイマ  
ス

○東政府委員 中小炭礦業者ニ對スル金融  
ハ御話ノ通り取引先等カラ融通ヲ受ケテ居  
ルヤウナ實情ニナツテ居リマスカラ、ソレ  
モ成ベク統制ノ範圍内ニ於テハ其ノ取引關  
係ヲ認メテ、金融關係モ一遍ニ斷絶スルコ  
トガナイヤウニ考ヘタイト思ツテ居リマス、  
尙ホ併シ統制ニ依リマシテ漸次金融方面ニ  
モ影響ヲ及ボシテ行クコトモ豫想ヤ  
レマスノデ、ソレニ對シテハ此ノ一手販賣會  
社ガ金融ノ途ヲ講ジマシテ、中小炭礦業  
者ガ金融ニ困ツテ増産ガ出來ナイ、又生産  
ノ維持ガ出來ナイト云フヤウナコトノナイ  
ヤウニ考慮致シタイト考ヘテ居リマス

○松尾(三)委員 只今ノ長官ノ御答デス  
ガ、私共ガ考ヘマス所ニ依レバ、先程モ申  
シマシタヤウニ、相當獎勵トシテ認メラレ  
ル所ノ、マア立派ナモノト云フ程デモナイ  
ケレドモ、是ナラバ相當ノ石炭ガ出ルト云  
フヤウナ見込ノ立ツ所トカ、若クハ同ジ額  
區デモ自分ノ方デ擔保ニ費フトカ云フヤウ  
チモノニハ無論サウ云フコトニモラレルヤ  
ウナコトニナルコトハ困難デハナイト思ヒ  
マスガ、獎勵ト致シマシテモ、小サイ鑛  
區ノ中ニ口ダケ何十ト開ケテ居ルヤウチ  
所モゴザイマスシ、又人ノ鑛區ヲ先ニ依  
ツテ採掘シテ居ルヤウチモノモ澤山アリマ

云フコトハ出來ナイ譯デアリマスカラ、サ  
ウ云フモノハサウ云フ山ノ實情ニ從ツテ、  
或ハ昭和系ノモノト同ジヤウナ所、或ハ互助  
會系ノモノト同ジヤウナ所ト、ソレト、  
適當ノ所ニ決メラレコトト思ヒマス

○松尾(三)委員 長官ノ仰セハ至極御尤モ  
ト思ヒマス、非加盟炭礦ト云フモノト、  
昭和系互助會系ト今日三重ノ價值キガアル  
ガ、非加盟炭礦ニハ相當手加減ヲ爲サルモ  
ノデハナカラウカ、而モ昭和ト互助會ハ  
公定價值トシテ今日價值キヲ認メテ居ラレ  
ルノデ、是ハ從前通りニスルノカト云フコ  
トト御答致シタノデアリマスガ、今ノ御答  
辯デ了承致シマシタ

次ニ御尋致シタイコトハ、資金ト石炭納  
入先ノ特殊關係ヲ認メマシテ、配給ノ統制  
ノ運用ニ當リ、消費規正ノ數量ニ關係ナク、  
中小炭礦業ニハ除外例ヲ承認スルト云フヤ  
ウナ前長官ノ小島サントノ間ニ互助會ト  
御約束ガアツタト、思ヒマスガ、長官ハ御  
送りニナリマシタガ、ソレヲ御認メニナル  
ノデアリマスカ

○東政府委員 其ノ問題ニ付キマシテモ、  
屢、申上ゲタノデアリマス、ケレドモ、數量  
ノ統制ハ是ハ全部ノ石炭ニ付テ致スノデア  
リマス、併シナガラ其ノ統制ノ範圍内ニ於テ  
ハ、從來ノ取引關係ハ之ヲ尊重シテ行ク、  
斯ウ云フコトニ致ス積リデ居リマス

○松尾(三)委員 サウ致シマス、此ノ後  
政府ガ中小炭礦業者ニ金融對策トシテ特殊貸  
付機關ヲ設置セラルト云フコトモ聞イテ  
居リマスガ、是ハ左様ニナサル譯合デゴザイ  
マスカ

○東政府委員 中小炭礦業者ノ金融ヲ出來  
ルダケ圓滑ニ致シマス爲メ、一手販賣會社  
第六類第六號 礦業法中改正法律案外一件委員會議録 第十七回 昭和十五年三月十九日



テ、適當に二十錢ナリ三十錢ナリノ積立金ヲ御取上ゲニナルヲ御氣持ハゴザイマセヌカ

○東政府委員 御話ノ通り一朝不況ニナリマシテ石炭ノ供給ガ餘ルト云フヤウナ時代ニハ、特ニ中小ノ炭礦ハ苦境ニ陥ルノデアリマスカラ、サウ云フ時ノ對策ヲ好景氣ノ時代ニ考ヘテ置クト云フコトハ必要ナコトデアラウト存ジマス、隨テ此ノ一手販賣會社ハ、金融ヲスル爲ニ、又其ノ金融上ノ損失ヲ補フ爲ニモ、又不況對策ノ爲ニモ、相當ノ積立金等ヲ致シテ準備シテ置クトハ必要デアルト考ヘテ居リマス

○松尾(三)委員 是モ同ジヤウナ理由デゴザイマスガ、炭礦ニハ不意ニ災害ノ起ルコトガゴザイマス、御承知ノ通り、瓦斯ガ爆發致シマシトカ、又ハ水ガ出テ來テ、其ノ爲ニ炭坑ヲ潰シテシマハナケレバナラヌト云フヤウナコトガ起ルコトガアリマスノデ、是ガ起リマシタ時ニ、相當餘裕ノアル人ハ困難デハナイト思ヒマス、併シ餘裕ノナイ人ハ之ヲ復舊スルコトニ非常ニ困難デゴザイマスノデ、結局復舊モ出來ズニ山ヲ中止ヲシテシマフト云フヤウナコトガアリマシタリ、又ハ非常ニ期間ガ長ク掛ツテ復舊シテ行クト云フヤウナコトガアルト思ハナケレバナリマセヌ、サウ云フコトガアリマスト石炭ノ増産ニモ相當影響ヲ受ケルコトガゴザイマスノデ、ソレニ付テハ業者カラモ積立金ヲ取り、尙ホ政府モ健康保險法ノ如キ理由ニ依ツテ其ノ災害ヲ補償セラルル意味デ業者ト同様積立金ヲシテ行クト云フヤウニ致シマシタナラバ、業者モ安心シテ仕事ガ出來ルト思ヒマス、斯ウ云フ點ニ付テ政府ニ何カ御考ガアリマスカドウカ、

御伺シタイト思ヒマス

○東政府委員 災害ノ問題ニ付キマシテハ、先ヅ極力ノ豫防致シマシテ、サウ云フコトノ起ラナイヤウニスルコトガ必要ト思ヒマス、併シ萬一災害ガ起リマシタ際ニ處スル爲メ、其ノ保障制度ト云フヤウナコトヲ創設スルコトニ付キマシテハ、今日マダ之ヲ實施スルコトヲ持ツテ居リマセヌ、併シナガラハ今後研究致シタイト存ジマス

○松尾(三)委員 次ニ御尋致シタイトコトハ、先日私ガ本會議議デ商工大臣ニ御尋致シマシタ所ノ、何十年來棄テアル所ノ「ボタ」デゴザイマス、即チ石塊ノ中ニ一割五分カラ二割或ハ二割五分位ノ石炭ガ混入シテアリマシテ、ソレヲ選分ケルコトガ出來ナイ爲ニ澤山棄テテアル、ソレヲ今日坑内ノ仕事ノ出來ナイ子供ヤ年寄達ガ石炭ト石塊ヲ選分ケマシテ市場ニ出シテ居ルノデアリマス、是ハ九州ダケデモ八九萬噸アルト云フコトヲ申シマシタ際ニ、過日ニ對シテサウ云フモノハ當然廢サセネバイカヌト云フヤウナ意味ノ御答辯ニ聽取リマシタガ、是ハ石塊デハナク、本當ノ石炭デアリマス、尤モ炭質ノ惡イ物ハ或ハ三千「カロリ」カモ、良イ物ハ五千五百「カロリ」或ハ六千「カロリ」カモ、其ノ差ハ統制セラレルコトガ非常ニ困難デハナカラウカ、ナゼナラバ殆ド炭礦トシテアルモノハ何處ニ何炭礦ガアルト云フコトハ監督局ニハハツキ分ツテ居リマスケレドモ、石塊ヲ洗ツテ居ルト云フヤウナモノハ今日此處ニアルカト思ヘバ、明日ハ又場所ガ變ルト云フ譯デ、サウ云フモノガ何百何十數知レヌ程アルカラ、是ハ誰ガ調ベマシテモ分リマセヌ、是ガ月ニ八九萬

噸デモ出シテ居ルト云フコトニナリマスレバ今日日本デハ大切ナ寶デアリマスカラ、斯ウ云フモノヲ止メサセルコトハ國家ノ爲ニ損失ダト思ヒマス、是ハ全國デハ恐ラク二百三十萬噸或ハソレ以上カカモ分リマセヌガ、之ニ付テドウ云フ御扱ヒニナルカ、御伺シタイト思ヒマス

○東政府委員 御承知ノヤウニ大分以前カラ通稱「ボタ」洗ヒト稱シテ、棄テアル「ボタ」カラ石炭ヲ選リ分ケテ之ヲ洗ツテ良イ分ヲ賣ルト云フコトヲ業ニシテ居ル人達ノアルコトハ私共モ承知致シテ居リマシテ、之ヲ禁止スル積リハゴザイマセヌ、併シナガラサウ云フ業者ガアルノニ乘ジマシテ、石塊其ノモノヲ故意ニ石炭ニ混合シテ賣ルト云フヤウナモノハ嚴重ニ取締ラナケレバナラヌデアリマシテ、是ハ眞面目ナ業者ヲ保護スル意味ト、石塊ヲ混セルモノヲ取締ルト云フ兩方ノ意味カラ適當ニ取締リヤツテ行キタイト考ヘテ居リマス

○松尾(三)委員 無論石塊ヲ入レルヤウナモノハ嚴重ニ取締ニナルノガ至當ト思ヒマスガ、ソレヲ統制ニ入レルコトガ困難デハナイカト云フコトヲ御尋シテ居ル譯デアリマス

○東政府委員 御話ノ通り普通ノ炭礦カラ石炭ヲ掘出スモノト一絡ニ統制スルコトハ困難デモアリ、又實情ニ即チナイ點ガアルト思ヒマスノデ、別途適當ニ取締リヤツテ行キタイト考ヘテ居リマス

○松尾(三)委員 最後ニモウ一點御尋シタモノデアリマスガ、是ハ増産ニ非常ニ關係ヲ有シテ居ルモノデアリマシテ是非確タル御返答ヲ得タイト思ヒマス、昨午カラ鑛物ヲ増産シナケレバナラヌト云フコトデ、鑛物増産法ノ出來マシタ以後、甲ノ鑛區ヨリ

乙ノ鑛區ガ採掘ヲシテ居ナイト云フ時ニ當ツテ、甲ノ鑛區カラ乙ノ諒解ヲ得テ之ヲ買取ルコトガ出來ル、若シモ乙ガ承知シナイ時ニハ監督局ガ世話人トナツテ其ノ途ヲ付ケテ呉レル、斯ウ云フコトニナル譯デアリマス、所ガサウ云フ願書ヲ出シ、又色々ナ人ヲ經テ澤山出シテ居リマススケレドモ、其ノ折合ガ中々付カナイ、是ガ付キマスト相當ノ増産ガ出來ルト思ヒマス、大概サウ云フコトヲスル人ハ、昭和系ノヤウナ大キナ炭礦ノ持主ハ、上ノ方ハ取ラナイデ、殆ド棄テテ、下ノ良イ所ダケヲ掘ツテ居ルガ、殘ツタ所ノ上ノ方ヲ掘ツテ居ル人ガ又多イノデアリマス、或ハ多少ノ見落シモゴザイマスガ、サウ云フ炭礦ノ鑛區ガ非常ニ狭イ爲ニモウ乙ノ鑛區ノ附近マデ行ツテ居ルト云フヤウナ時ニ、乙ノ鑛區ノ方ガ其處ニ何万坪デモ分ケテ呉レルヤウナコトデモ出來マス、其ノ儘増産ガ出來ルヤウナコトニナリマスノデ、非常ニ増産ガ願調ニ行ケルコトニナル譯デアリマス、所ガソレガ中々話ヲ致シマシテモ、昨年ノ法案通りニ中々參リマセヌ、今日其ノ増産ガ出來ズニ居ルノデアリマス、サウ云フ方面ト、ソレカラモウ一ツ其ノ他ニ斯ウ云フモノガアルノデアリマス、甲ノ業者カラ乙ノ業者ニ對スル増産ハ無論不可能デアリマシテモ、人ノモノデアリマスカラ、ソレハ法律ニ掛ケテモソレヲ賣買サセルト云ツテモ相當引クモノト思ヒマスルガ、其ノ甲ト乙トノ間ニ公害地トシテ認メラレテ居ル政府ノモノガアル譯デアリマス、所ガ政府ノモノヲ甲ノ方カラ増産致シマスルト、早ク乙ノ方ノ人ガ増産ノ手續ヲ致シテ居リマス、其ノ爲ニソレハ先願者ガアルカライケ

乙ノ鑛區ガ採掘ヲシテ居ナイト云フ時ニ當ツテ、甲ノ鑛區カラ乙ノ諒解ヲ得テ之ヲ買取ルコトガ出來ル、若シモ乙ガ承知シナイ時ニハ監督局ガ世話人トナツテ其ノ途ヲ付ケテ呉レル、斯ウ云フコトニナル譯デアリマス、所ガサウ云フ願書ヲ出シ、又色々ナ人ヲ經テ澤山出シテ居リマススケレドモ、其ノ折合ガ中々付カナイ、是ガ付キマスト相當ノ増産ガ出來ルト思ヒマス、大概サウ云フコトヲスル人ハ、昭和系ノヤウナ大キナ炭礦ノ持主ハ、上ノ方ハ取ラナイデ、殆ド棄テテ、下ノ良イ所ダケヲ掘ツテ居ルガ、殘ツタ所ノ上ノ方ヲ掘ツテ居ル人ガ又多イノデアリマス、或ハ多少ノ見落シモゴザイマスガ、サウ云フ炭礦ノ鑛區ガ非常ニ狭イ爲ニモウ乙ノ鑛區ノ附近マデ行ツテ居ルト云フヤウナ時ニ、乙ノ鑛區ノ方ガ其處ニ何万坪デモ分ケテ呉レルヤウナコトデモ出來マス、其ノ儘増産ガ出來ルヤウナコトニナリマスノデ、非常ニ増産ガ願調ニ行ケルコトニナル譯デアリマス、所ガソレガ中々話ヲ致シマシテモ、昨年ノ法案通りニ中々參リマセヌ、今日其ノ増産ガ出來ズニ居ルノデアリマス、サウ云フ方面ト、ソレカラモウ一ツ其ノ他ニ斯ウ云フモノガアルノデアリマス、甲ノ業者カラ乙ノ業者ニ對スル増産ハ無論不可能デアリマシテモ、人ノモノデアリマスカラ、ソレハ法律ニ掛ケテモソレヲ賣買サセルト云ツテモ相當引クモノト思ヒマスルガ、其ノ甲ト乙トノ間ニ公害地トシテ認メラレテ居ル政府ノモノガアル譯デアリマス、所ガ政府ノモノヲ甲ノ方カラ増産致シマスルト、早ク乙ノ方ノ人ガ増産ノ手續ヲ致シテ居リマス、其ノ爲ニソレハ先願者ガアルカライケ

ナイ、斯ウ云フコトニナル譯デアリマス

〔篠原委員長代理退席、委員長著席〕

私共カラ考ヘマスルト甲ノ業者ガ乙ノ業者ノ鑛區デサヘモ此ノ増産法ニ依ツテ買取ルコトガ出來ル、況シテ政府ガ持ツテ居ルノデハナイカ、政府ガ許可權ヲ持ツテ居ルノデハラ前ニ願ツテ居ル者ガアルカラト云フ譯テ、之ヲ許サナイト云フヤウナコトナラバ、此ノ増産法ニ一致シナイコトニナルデハナイカ、ソレナラバ増産法ノ不備デハナイカト云フヤウナコトヲ考ヘマス、政府ノモノデアラナラバ、先願者ガアツテモ其ノ先願者ハ何十年先ニ掘ルカ分ラナイノデアリマスカラ、現ニ採掘シテ居ル方ノ者ニ縱令後願者タリトモ當然御許シニナルノガ本當デハナイカ、斯ウ云フ見解ヲ持ツテ居ルノデアリマス、サウ云フコトニ付キマシテ、若シモアナクノ方デ御答辯ニナルコトガアリマセバ御聽キ致シマス、係ガ違フカラ分ラナイト云フコトデアリマセバ、ソレハソレマデデアリマセバ一應申上ゲテ置キマス

○東政府委員 其ノ問題ニ付キマシテモ、先日モ申上ゲタノデアリマスガ、從來話合ヒデ出來マシタモノモ相當ゴザイマス、唯之ヲドツチカデヤレバ其ノ能率モ上ルシ、増産上鑛區ガアルト認メマシテモ、必ズシモ其ノ甲ガアルベキデアル、或ハ乙ガアルベキデアルト云フコトニ付テハ、中々サウ簡單ニ行カナイ場合モアリマスノデ、サウ云フ場合ニ付キマシテハサウ簡單ニ命令ヲ出スヤウナコトモ出來マセヌノデスカラ成ベク之ヲ話合ヒニシテ、整理ヲスルコトニ致シテ居リマス、ソレカラ只今ノ鑛區ト

鑛區ノ間ニアリマスル分ニ付キマシテハ、實情ニ即チマシテ之ヲ甲ナリ乙ナリニ許可スル方ガ適當ト思ヒマスルモノハ從來モ之ヲ許可シテ居ル管デアリマス、何カノ事情デ許可ガナカツタモノハハナリソレダケノ理由ガアツタモノト存ジマス、併シ今後ハ一層石炭増産對策ノ上カラ之ヲ出來ルダケ簡易ニ掘ラセルト云フコトニシタイト存ジマス

○松尾(三)委員 只今ノ御答辯ノヤウニナツテ居ナイト思ヒマス、間隔地ノ問題ハヤハリ先願者ガアル時ニハ後願者ノ方ニ御許シニナル方ガ——採掘致シテ居リマスカラソレ等ノ者ガ早速其處ニ入ラレルト云フヤウナコトヲ掘ラセルコトガ出來ナイト云フヤウナコトデ御止メニナツテ居ラレドモ、所ガ先願者ガ採掘シテ居ルナラバ、兎ニ角デアリマスケレドモ、マダ事業ニモ掛ラナイ——掛レカドカ分ラナイト云フヤウナ所ニ相當石炭ガアル所ガアルノデアリマス、尤モ此ノ間隔地邊リハ十間ト云フモノハ絕對ニ取ツテ置カナケレバナラナイデセウガ、十間デハナクシテ、五十間モ六十間モ間隔地トシテ殘シテアル所ガアルノデアリマス、サウ云フ所ニ相當石炭ガアルノデ、ソレヲ其ノ儘ニ掘ラセルト云フコトニナリマス、今申シマス増産ニモナリマスガ、先願者ガアル爲ニ止メテシマハナケレバナラヌ、アレハ仕様ガナイト云フコトニナリマス、結局今ヤツテ居ルモノモ止メナケレバナラヌ、斯ウ云フコトニナル、先程申シマスヤウニ、政府ハ増産法案ニ依ツテ人ノ鑛區デサヘモ御世話シテ下サルト云フコトニナリマシタナラバ、當然先願者ガアツテモ後願

者ニ御許ニナル方ガ本當チイナカト考ヘマスノデ御尋シタノデアリマス、色々ナ事情ト仰シヤイマスケレドモ、私共カラ見マスト、別ニ先願者ガ採掘ヲシテ居ルノデモ何デモアリマセヌカラ事情ガナイモノデヤナイカ、其ノ上ニ軍事施設ガアルトカ、大キナ建物ガアルトカ設備ガアレバ兎ニ角デゴザイマスガ、殆ドサウ云フ所ハ山バカリデゴザイマスカラ、サウ云フモノニ對シテハ御許シニナツテモ差支ナイ、唯先願者ガアルガ爲ニ御許ニナツテ居ナイト云フダケデゴザイマスカラ、御許ニナルコトガ出來マセバ、大部分サウ云フ方面ニ石炭ガアルト思ヒマスカラ、長官カラ能ク御話合ヒラシテ戴キマシテ、出來得レバサウ云フモノヲ御許シシテ戴キヤウニ御願シタイト思ヒマス

○東政府委員 御話ノ通り先願ノアリマスルモノニ付キマシテハ、ヤハリ鑛業法上ノ權利關係ガゴザイマスノデ、之ヲサウ云フ簡單ニ處理スルコトモ出來ザルト思ヒマスガ、併シ先程申シマシタ通り能ク實情モ調査致シマシテ、出來ルダケ増産ニ支障ナイヤウニ致シタイト考ヘマス

○松尾(三)委員 是デ質問ヲ打切りマシ

〔陸軍大臣ハマダデスカ—ト呼フ者アリ〕

○櫻井委員長 陸軍大臣ハ今豫算總會デ答辯中ダサウデアリマス、併シナガラ本委員會ハ大體質疑ヲ終了シテ終ラントシテ居ルノデアリマス、豫算總會ハ直ダ終ルカドウカ知リマセヌガ、終リ得ナイトスルナラバ、政府内ノコトデアリマスカラ都合ヲ付ケテコチヲハオ出デニナベキ筋合ト考ヘマス、

ソレ故ニ陸軍大臣ガ見エテカラ秘密ヲ開ク、斯様ニ致シタイト思ヒマス、マダ質疑ノ通告ハ殘ツテ居リマスガ、席ニ質疑ノ通告者ガ見エマセヌカラ何カ補充質問ノ御希望ガアリマスレバ此ノ場合御許シタイト思ヒマス

○松尾(三)委員 法案第一條ノ一項ニ命令ノ定ムル所ニ依リ「トアリマスガ、其ノ命令ノ事項ハ資料ノ中ニオ出シニナツテ居リマスガ、唯斯ウ云フコトヲ規定スルト云フコトダケハツキリ致シテ居リマセヌ、例ヘバ第一條ノ第一項ニ「石炭ノ賣渡方法ニ付規定スルコト」ト云フヤウニ漢トシテニ付規定スルコト、此ノ勅令案ノ内容ヲモウ少シ居リマスガ、此ノ勅令案ノ内容ヲモウ少シ具體的ニ御示シ願ヘナイデセウカ

○東政府委員 勅令案ハマダ出來テ居リマセヌノデ、差上ゲタ資料以上ニ内容ヲ申上ゲルコトハ一寸出來ザルノデゴザイマス

○松尾(三)委員 其ノ次ニ御尋シタイトハ、補償金制度ノ爲ニ、若クハ補助金獎勵金等ヲ交付スル爲ニ、炭價ト云フモノハ大體ニ於テソレダケ値上リニナルト考ヘテ宜シイノデスカ

○東政府委員 買取リマス時ノ償段ハ補償金ノ限度ダケ引上ゲル譯デアリマス、増産獎勵金ノ方ハ増産シタ者ニ對スル獎勵金デゴザイマスカラ、増産シタ者ガ現實ニ之ヲ受ケル譯デゴザイマス、併シ賣リマス時ノ償段ハ之ヲ差引イテ、無論費用ハ加算致シマスガ、現在ノ償段ヨリハ上ゲナイ、斯ウ云フコトニ相成ルノデアリマス

○委員 一寸御伺致シマスガ、現在ノ炭價ハ昭和系ノ炭價、中小炭礦ノ互助會系ノ炭價、アウトサイダーノ炭價、斯ウ三段ニ



タモノハ、單ニ「ホスコルト」式バカリデハアリマセズ、可採炭量ニ對スル一適當ノ相場等モ參考トシテ考ヘテ居リマス、  
「ホスコルト」式ノ内容ニ付キマシテハ、實ハ私ハ能ク知ラスノデアリマスガ、専門技師ノ一應ノ説明ヲ聽キマシテ、大體參考ニシテ次第デアリマス。

○川俣委員 「ホスコルト」氏モ説明シテ居リマスヤウニ、此ノ計算方法ハ相當ノ資料ヲ有シテ、初メテ此ノ評價方法ガ成立ツノデアリマシテ、如何ナル山ニモ此ノ高等數學ガ成立ツモノデハアリマセズ、當然ナル資料ガナケレバ成立タナイデアリマス、隨テ此ノ評價法ノ申ニ説明ヲ加ヘテ居リマス、通リ、評價スル資料ノ極メテ不足ナシ此ノ方法ヲ用ヒルコトハ極メテ危險ナルト當然附加ヘテ居ル、評價スル資料ガナケレバ此ノ評價方法ハ出テ參リマセズ、評價資料ノ少イ山ト云フハ、探鑛狀態ニアル山即チマダ開發サレナイ山、相當ノ資料ハ取ラレテ居リマスケレドモ、鑛山常識カラ云ツテモ、マダ開發ノ狀態ニ至ツテ居ナイ山、或ハ舊鑛ガアツテモ、ソレガ埋没シテ居ツテ抗内ニ算定ノ出來ナイ山、是ガ資料ノ不完全ナル山ト「ホスコルト」氏ハ稱シテ居リマス、第二ニ確實性ヲ持ツテ來ルハ、相當ノ資料ヲ取ラレル山、是ガ相當ニ開發サレタ山ト説明シテ居リマス、完全ナル資料ヲ得ラレル山ト云フハ、完全ニ開發セラレテ居ル山、是ガ完全ナル評價資料ヲ有スル山、斯ウ云ツテ居ル、此ノ完全ナル資料ヲ有スル山ニ於キマシテハ、殊ニ其ノ評價方法モ十分算定ノ價值ガアルト思フ、隨テ外國ニ於ケル所ノ鑛山ノ賣買及ビ内地ニ於ケル鑛山ノ賣買ニ於キマシテハ、三井三

菱等ノ多年ノ經驗ヲ持ツ所ノ大鑛業會社ガ鑛山ヲ賣買サレル所ノ狀態ヲ御存ジテアルカドウカ知ラセマスガ、一ツ例ヲ以テ申上ゲマス、最近北海道開發サレマシタ鑛山ニ手稻鑛山ト云フモノガアリマス、アノ鑛山ハ最初ハ三菱ニ對シマシテ三萬圓ノ買収交渉ヲ致シタガ、三菱ハ之ニ應ジマセズ、後ニナリマシテ小坂鑛山ガ五萬圓ノ金ヲ出シテ探鑛契約ヲ致シマシテ、相當ノ鑛量ガアルト云フコトガ分ツタ、何千萬圓ト云フ長尾博士ノ鑑定書ガ附イテ居リナガラ、三菱ハ三萬圓ノ金ヲ出シテ探鑛シテ居ル間ニ、十五萬圓ノ金ヲ出シテ、サウシテ二年ノ後ニ相當ノ坑内設備ガ出來、相當ノ價格ニ見積ラレルダケノ内容ガ整ツツノデ、三菱鑛業ハアレニ對シテ數百萬圓ノ金ヲ出シテ居ル、今日鑛山ノ常識カラ言ヘバ、何處ノ鑛山デアルマシテモ、未開發ノ鑛山ニ對シテ初メカラ數百萬圓ノ金ヲ投ズルモノハアリマスマイ、今日數百萬圓鑛山ヲ買フヨリモ、大鑛業會社デアレバアル程、後ニナツテソレガ數百萬圓ニナラウト、數千萬圓ニナラウト、確實性ヲ持ツテ來レバ數千萬圓デモ投ズルケレドモ、マダ不確實ナ間ニ十數萬圓或ハ數十萬圓ノ金ヲ投ズル鑛業者ハ無イ、所謂山師ト稱セラレル人ハ一攫千金ヲ夢ミテヤル人モアリマセウケレドモ、今日ノ鑛山常識カラ言ヘバ、不確實ナ山ニ對シテ、博士ノ調査ト云フヤウナモノニ依ツテ賣買サレルト云フ例ハナイ、此ノ間ノ御説明ニ依レバ、一應一錢幾ラデ買ツツカアライト云フヤウナ御話デアラガ、是ハ恐ラク鑛山界ニ通ジナイ御話デアラ、確實デアレバ一應五十錢デモ一圓デモ宜イ、不確實デアツテハ五厘

デモ一錢デモ問題ニナラナイ、一應一錢デカラ安イ、五十錢デカラ高イト云フ問題デハナイ、確實ノ度合ガ評價ノ基礎ニナル、今日ノ鑛山常識ニ於キマシテハ、正確度、安全度ガ鑛山賣買價額ノ基礎ニナルト私共ハ考ヘテ居リマスガ、斯ウ云フ認識ヲ持ツテ居ラレルデアリマスカドウカ。

○平井出政府委員 全ク同様ニ考ヘテ居リマス。  
○川俣委員 ソレデハ普通ノ日本ノ鑛山常識デハ、未開發ノモノニ對シテ九百四十萬圓ト云フ價額ハ生レテ來ナイと思ヒマスガ、此ノ點ハ如何デスカ。  
○平井出政府委員 其ノ點ハ專門學者ノ調査ナリ、其ノ調査ニ付テハ現實ノ調査ヲシ、實ハ商工省ノ技師ニモ行ツテ數キマシタシ、尙ホ色々各方面ノ意見モ十分聽キマシテ適當ナリト考ヘテ次第デアリマス。  
○川俣委員 地質學ノ大家ハ行カレタカモ知ラセマスケレドモ、「ホスコルト」式評價法ヲ用ヒルヤウナ經營ヲ致シタコトノナイヤウナ學者ガ行カレマシテモ、其ノ方式ニ依ツテ價額ガ生レテ來ルトハ考ヘラレナイと思ヒマスガ、之ニ對スル御考ヲ伺ヒタイ。

○平井出政府委員 「ホスコルト」式ノコトニ付キマシテハ、御話ノアリマシタ通り、種々ノ條件ガアツテ初メテ此ノ計算ガ出來ルデアリマス、隨テ炭礦ヲ評價スルニ付キマシテハ、其ノ炭礦ノ位置或ハ輸送關係等有ユル點ヲ考慮シマシテ、色々條件ヲ一應査定シテ、此ノ「ホスコルト」式ニ依ツテ茲ニ參考ノナリト價額ヲ見タノデアリマス。  
○川俣委員 「ホスコルト」式ニハ相當ノ資料ヲ要スルコトヲ原則トシテ居リマス、開

發サレテ居リマセウケラ相當ノ資料ガナイデアリマス、「ホスコルト」自身ガ相當ノ資料ガナケレバナラナイト云ツテ居リマスガ、其ノ資料ガナイノダカラ「ホスコルト」式ノ評價方法ハ生レテ來ナイと思フ、大體長尾博士ノ説明ニ依リマシテモ、北海道今日マデ非常ニ算定ガ困難ナ所デアルト云フコトハ、是ハ長尾博士ガ自分ノ論文ニ出シテ居ル、九州ノ炭山ハ非常ニ算定シ易イケレドモ、北海道ノ炭田ニ於テハ其ノ組織カラ言ツテ非常ニ算定ガ困難ト云フコトハ學說ニナツテ居ル、併シナガラ山ヲ評價サレマス場合ニ於キマシテハ、時々色々評價ヲサレテ居リマスケレドモ、山ノ經驗ノ無イ者ガ斯ウ云フ算定スルコトガ若シ許サレルトスルナラバ、日發會社ガ非常ニ高イ山ヲ買ツタ場合、其ノ尻ハ誰ガ負ハナケレバナラスカ、斯ウ云フ問題ニナルト思ヒマスケレドモ、電氣廳ニ於キマシテハ、之ヲ商工省ト打合セテ居ラレテ、此ノ價額ヲ適當ナリトセラレマシタカドウカ。

○平井出政府委員 出スコトニ付テ考究シテ居ルト云フコトハ知ツテ居リマシタ。  
○川俣委員 然ラバ、此ノ法案ト此ノ評價ニ依ル金ノ出シ方ニ付テ、商工省ト正式ニ打合セル必要ヲ御認メニナラナカウカドウカ。  
○平井出政府委員 此ノ法案ニ付テ十分御確メシナカウカドウカアリマスガ、石炭ノ配給制ヲスルコトヲ必要トシタノデアリマシテ、ソレニ關聯致シマシテ、商工省ニ付テ別ニ相談ヲ致シタノデアリマス。  
○川俣委員 商工省ハ、半官半民會社ガ買山スル場合ニ於キマシテ、之ニ意見ヲ加ヘル意思ヲ御持チニナラナカウカドウカ、殊ニ此ノ法案ヲ御出シニナルト云フ意向ヲ以テ準備サレテ居ツタノデスカラ、無關係トハ考ヘラレマセウケレドモ、此ノ點ニ付テハ後御詳致シマスガ、無關係ニ現在考ヘテ居リマスカドウカ。

○東政府委員 今マデモ石炭、其ノ他鐵等ニ付キマシテハ、相當資料ノ配給等ニ付テ優先主義ヲ執ツテ居ツタノデアリマスケレドモ、其ノ優先主義ガ少シ散漫ニナツテ居リマシテ、徹底シナカウカドウカアツタト思ヒマス、本年ハ石炭第一主義ヲ徹底シテ採用スルコトニ企畫院トモ十分相談ガ繼ツテ居リマスカラ、心配ハナイノデアラウト存ジテ居リマス。  
ソレカラ資料ノ配給ニ關シマシテハ、配給機構ノ整備ニ付テ目下考ヘテ居リマス、是ハ御説ノ通り必ズ最終消費者ヘ確實ニ配給シタガ渡ルヤウニ機構ヲ整備シタイト考ヘテ居リマス。

○東政府委員 石炭ヲ非常ニ多量ニ使ヒマス特定ノ會社ガ炭山ヲ持ツト云フコトニ付キマシテハ、其ノ場合々々ニ應ジマシテ考フベキコトデアリマスガ、發送電會社ガ石炭山ヲ持チタイト云フ希望ヲ持ツテ居ル、ソレニ對シテ商工省ハドウ云フ考ヲ持ツテ居ルカト云フコトニ付テハ相談ヲ受ケマシタ、ソレニ對シテ商工省ト致シマシテハ相談ヲシタ結果、ソレハ適當デアラウ、多量ノ石炭ヲ使フ發送電ガ自ラ山ヲ持ツテ、適當ノ開發方法ヲ以テ開發スルコトハ宜カラウト云フコトヲ申シマシタ。  
○川俣委員 私ハ意見ヲ聽クノデハナイ、價格ニ付テ御詳シテ居ルノデス。  
○東政府委員 具體的ニ買ヒマス場合ニ、斯ウ云フ山ヲ斯ウ云フ價額デアツト云フコ

トニ付テハ、相談ハ受ケテ居リマセズ。  
○川俣委員 相談ハ受ケテ居リマセウケナイト云フ風ニ御考ニナツテ居リマセウケ。  
○東政府委員 一ツノ山ニ付キマシテ其ノ評價等ニ付テハ相談ヲ受ケル必要ハナイト考ヘテ居リマス。  
○川俣委員 此ノ後ノ質問ハ又補充質問ノ時ニ留保シマシテ、今日ハ此ノ程度ヲ打切ツテ置キタイと思ヒマス。  
○櫻井委員 ソレデハ村松久君ヲ致シタイと思ヒマス、石炭ノ増産對策トシテハ、要スルニ價格ノ引上、或ハ價格引上ト同様ノ效果ノアルコトヲ業者ニ與ヘルトカ、又資料、努力ノ優先ノ配給ヲスル、是ハモウ絕對ノ條件デアリマス、所デ度々商工大臣カラモ石炭増産ニ關シテ資料、努力ノ優先ノ配給ヲスルト云フコトヲ言ハレマシタシ、又厚生大臣、企畫院總裁カラモ秘密會ニ於テ其ノ對策ニ付テ承ツタノデアリマス、併シナガラ向ホソレニハ色々疑問ガ殘ツテ居リマスノデ、其ノ點ニ關シテ御同致シタイと思フノデアリマス、申スマデモナク十四年度ニ於テモ資料努力石炭ニ對シテ優先ノ配給ヲスルト云フ計畫デアツタ、然レニ其ノ計畫ガ遂ニ實行セラレナカウタノデアリマス、隨テ其ノ増産ハ期待ガ出來ナカウタト云フコトニナルノデアリマシテ、本年度ニ於テモハハリ優先ニナルト申シマスモノ、若シ其ノヤリ方ニ於テ從前ト變ラズ、或ハ從前ノ程度ヲ多少強化スルダケノコトデアルトスレバ、ヤハリ同ジヤウニ優先ノ結果ガ現實ニ現レナイノデハナイカト云フ心配ガアルノデアリマス、ソコデ若シ左様ナコトガアルトスルナラバト云フ

コトヲ前提ト致シマシテ、十四年度ニ於テハ優先配給ヲセントシタノデアラガ、ソレガ何故ニ現實ニ於テハ業者ノ手ニ渡ラナカウタカト云フ原因ヲ十分一ツ御考ニナツテ載キタイと思フノデアリマシテ、今更私ハ其ノ原因ガ何デアラカト云フコトヲ御尋シヨウトスルノデアリナイノデアリマス、ソレデ私ハ一ツノ提案ヲ致シテ見タイと思ヒマス、要スルニ今日マデノ一般ノ配給問題カラ考ヘテ見マシテモ、配給業者ト最後ノ消費段階ト申シマセウカ、詰リ消費者トノ間ハ、常ニ遊離シテ居ル狀態ニアツタノデアリマシテ、此ノ遊離シテ居ル狀態ガ完全ニ一致スルマデハ、配給業者ニ對スル優先ト申サレマシテモ、ソレガ必ズ最終段階ニ到達スルトハ私共考ヘラレヌノデアアツテ、今回ノ石炭ニ對スル資料、努力ノ優先配給ト云フコトハ、之ヲドウ云フ方法デ最後ノ消費者マデ遊離セズニ結ビ付ケテ行ク御考デアラカ、何カ配給機構ノ上ニ於テ御考ニナツテ居ルコトガアルカドウカト云フコトヲ一ツオモカセ願ヒタイと思ヒマス、是ハ申上ゲルマデモアリマセウケ、今日マデノ配給ニ付テ完全ト言ハレテ居ツタノハ、政府ノ專賣ニ係ル所ノ煙草トカ鹽ダケデアリマス、是ハ完全ト言ハレテ居ル、然レニ今日ニナツテ見マス、今マデノ觀念ニ於テハ完全ト思ハレテ居ツタ煙草ニシテモ、鹽ニシマシテモ、ドウシテモ配給ト最終消費者トノ間ニ遊離ナル聯繫ガナイ爲ニ、何時ノ間ニカ其ノ配給ガ不調ニ終ツテ一節ニ偏在シテ、思フ方面ニ流レナイト云フコトニナツテ居ツタノデアリマス、隨テ今回ノ石炭増産ニ對スル資料、努力ノ優先配給ニ關シマシテハ、モウ從來ノ色々經驗ガア

ルノデアリマスカラ、最終消費段階ノ者、詰リ石炭業者ト石炭ノ配給業者トノ間ニ餘程密接ナル聯繫ヲ付ケナケレバ、到底安心ガ出來ナイト思フノデアリマスガ、何カ特別ナル御工夫ガアルカドウカ、ソレヲオモカセ願ヒタイと思ヒマス。  
○藤原國務大臣 村松君ノ御心配ニ相成リマシタ所ハ御尤モノ點ト存ジマス、十四年度ノ實際ノ狀況ニ鑑ミマシテ、十四年度ノ如キ實情デアリマシテハ、十五年度ニ於テ此ノ増産ノ目的ヲ達スルコトガ不可能ト存ジマスカラ、種々色々研究ヲ遂ゲテ、十五年度ニ於キマシテハ十四年度ノヤウナコトノナイヤウニスルト云フコトニ付キマシテ、十分ノ努力ヲ致シテ居リマス、詳細ハ長官ヨリ御説明ヲ申上ゲタガ方徹底致シマセウト存ジマス。

○東政府委員 今マデモ石炭、其ノ他鐵等ニ付キマシテハ、相當資料ノ配給等ニ付テ優先主義ヲ執ツテ居ツタノデアリマスケレドモ、其ノ優先主義ガ少シ散漫ニナツテ居リマシテ、徹底シナカウカドウカアツタト思ヒマス、本年ハ石炭第一主義ヲ徹底シテ採用スルコトニ企畫院トモ十分相談ガ繼ツテ居リマスカラ、心配ハナイノデアラウト存ジテ居リマス。  
ソレカラ資料ノ配給ニ關シマシテハ、配給機構ノ整備ニ付テ目下考ヘテ居リマス、是ハ御説ノ通り必ズ最終消費者ヘ確實ニ配給シタガ渡ルヤウニ機構ヲ整備シタイト考ヘテ居リマス。

○村松委員 最終段階ニ必ズ渡リ得ル方法ヲオ執リニナルト云ハレマシタノデ、私ハ安心スルノデスカレドモ、トモスルト、此ノ石炭法案ヲ出スニ付テモ色々商工省ニ於

テハオ迷ヒニナツテ、或ル場合ニ於テハ是ガ或ハ致命ノ缺點デハナイカト思ハレルヤウナ點マデ讓歩セラレテオトシニナツテ居ルモノサヘアル、實例ヲ舉ゲナクテモ、モウ既ニビント來ルダラウト思ヒマスガ、例ヘバ此ノ價格ハドウ決メルカ、ソレハ暫ク別トシマシテ、結局ニ於テ一手ニ買取ツテ、サウシテ元ノ業者ニ賣戻シテ、其處マデハ少シモ統制ヲシテ居ナイノデスコ、隨テ賣戻サレタ業者ガ、アト何處ヘヤラウト是ハ自由ナンデアリマス、成程一定ノ指圖モアリマス、一定ノ計畫ニ於テ相當ノ統制ハスルコトニナルノデアリマスケレドモ、ソレハ從來モヤツテ居ツタ、サウシテ從來ヨリ之ヲ強化シヨウトスレバ、商工省内部ノ石炭部ノ機構ヲ餘程充實シナケレバナラヌ管デアリマスガ、其ノ充實ハ今日マダ現レテ居ラスノデアリマス、豫算ノ上ニモ何等拜見ヲ致サナイノデアリマス、斯ノ如キ狀態デアリマシテ、唯單ニ強化ヲスルノダ、斯ウ云フ風ニシテ一ツ密接ナ關係ヲ持ツテ行クノダト、斯ウ言ハレタダケデハ、實ハ從來ノ經驗ニ鑑ミマシテ、私共ドウシテモ不安ニ堪ヘナイノデアツテ、故ニ一ツ試案トシテモ宜シイノデアリマスガ、斯ウ云フ方法ニシテ現實ニ最終消費者ニ渡スノダト云フ何カ御考ガアルナラバ、此ノ際或ル程度御發表ニナツテ宜シイノデアリカト思ヒマス、現實ニ是方渡ラヌト云フコトニナリマスレバ、モウ十四年度同ジコトニナル、多少強化シタト云フダケデアツテハ、其ノ程度ノ増産シカ出來ナイノダト云フコトニナル、殊ニ御考ヲ願ハナケレバナラスノハ、資料ト申シマシテモ、努力ト申シマシテモ、非常ニ窮屈ナノデアリマス、

非常ニ窮屈デアリ今日、フルニ動イテ居ル此ノ際デアリマス、其ノ資料ヲ特ニ石炭ノ方ニ關スルコトハ、別ノ言葉デ言ヘバ他ノ産業部門カラ奪ツテコツテハ廻ハス、他ノ産業部門ニヤラズニコツテ持ツテ來ルト云フコトデアリマス、努力モサウデアリマス、先程來秘密會デ色々聽イテ居リマシタガ、努力ガ不足デアルト云フヨリモ、實ハ非常ニ窮屈デアルト云フ印象ガドウシテモ抜ケナイノデアリマスガ、他ノ方面ヲ抑ヘ付ケテ置イテ、サウシテ持ツテ來ヨウ、斯ウ云フノデアリマスカラ、是ハ從來トハ餘程趣ヲ異ニシテ居ルノデアリマス、努力モ豊富ダ、資料モ豊富ダト云フ場合ノ結付キトハ、全然性質ガ違ツテ來テ居ルコトヲ御考ヘニナラナケレバナラスノデアリマス、十三年度或ハ十四年度ニ於キマシテハ、マダ多少努力ニ餘裕モアツタ、資料ニ於キマシテモ餘裕ガアツタ、併シテカラ十五年度ニナリマス、此ノ餘裕ガ殆ド見當ラナイ、隨テ他ノ部門ノモノヲ引ツコ抜イテヤラナケレバナラスト云フノデアリマスカラ、其ノ間ニ於テ色々ナ經濟現象ガ起ツテ來ルノデアリマス、其ノ經濟現象ハ石炭増産ニ取ツテハ好マシカラザル所ノ經濟現象デアリマスガ、此ノ經濟現象ヲ抑ヘ付ケテ、本當ニ石炭ニ之ヲ廻シテ行クト云フコトニスルニハ餘程ノ決心ヲ必要トスルノデアリカト思ヒマス、隨テソレニ關スル大體ノ方向デ宜シイノデアリマスカラ、今日御考ニナツテ居ル點ヲ一ツ御漏シ願ヒタイト思フノデアリマス

今ノ所マダ具體的ニ斯ウ云フ方法ヲ行クノダト云フコトヲ、中上ノ程度マデ行ツテ居リマセス、併シテナガラ石炭ニ對スル資料ノ配給ハ初カラ是ダケノモノガ石炭ノ生産ノ爲ト云フコトヲ物動計畫デ豫定シマシテ、ソレダケノモノヲ初メカラ分ケテアルノデアリマスカラ、他ノ方ヘ配給シテアルモノヲ、他ノ方デ持ツテ居ルモノヲ取上ゲテヤルト云フ譯デアリナイノデアリマスカラ、適當ニ組織ガ出來テ、配給機構ガ整備シテ行キマスレバ、之ヲ配給スルコトハ困難デナイト考ヘテ居リマス

○村松委員 或ハ誤解ガアツタカモ知レマセウガ、他ノ方ニヤツテ持ツテ居ルモノヲ取上ゲルト云フ意味デナク、ヤルベキモノヲヤラズニ廻ス場合ヲ謂フノデアリマス、ソレナケレバナラスト思フノデアリマス、隨テ軍需産業ニ對シテモ此ノ資料ノ配給ヲ制限スルコトニ必ズナル、民需ニ於テモ制限スルノダト云フコトニナツテ、制限サレマシタモノガ其ノ儘デ若シ資料ノ競争ヲスル、或ハ努力ノ奮合ヒヲスルコトニナレバ、是ハモウ何時ノ間ニカ資料モ努力モ、本當ニ流スベキ方向ニ流レテ行カヌノデアリマスヨ、サウシテ價值ハ上ル、斯ウ云フコトニナツテ來ル、石炭ノ方ダケデ、幸ニ増産獎勵金モ貰ヘル、新坑開發ノ助成金モ貰ヘル、或ハ補償金モ貰ヘルト云フ譯デ、多少餘裕ガ付イテ來テ、其ノ他ノ奪ハレタ産業トノ競争ノ立場ニ於テ、是ハ恐ラク非當ニ勞賃モ高ナルレデセウ、資料ノ競争モ起ツテ來ルレデセウ、サウ云フコトニナリマス、増産ト云フ結果ガ起ルノデナシニ、

アリマス、出來レバ石炭業者ヲ一ツノ「プロック」ニスルノモ宜シイ、或ハ其ノ「プロック」ニモ色々性質ガアリマスカラ、地味ノデモ宜シレバ何デモ宜シイガ「プロック」ニスル、配給業者モ一ツノ「プロック」ニスル、サウシテ配給業者ニ完全ニ渡ス、其ノ數量ガ全部明示セラレテ、サウシテ其ノ「プロック」ニアル所ノ生産業者ニ渡ルヤウナ、配給組合ト申スカ需給組合ト申シマスガ、受取ル方ノ組合一ツノ紐帶ヲ御結ビニナリ、政府方之ヲ監督スル、資料ノ配給ニ關シテモ政府方之ヲ管理スルヤウナ形ニマデ持ツテ行カレリマス、ソレノ利害得失ハ一ツ御考ヲ願フコトトシテ、別ニ御答辯モ要リマセスケレドモ、其ノ程度マデ御考ヘニナラナイト、難カシイノデアリカト云フコトヲ申上ゲテ置キタイノデアリマス、ソレガ前提デアリマスガ、ソコデ生産材ト消費材ノ色々區別ガアリマスガ、生産材ニ關シテハ是非一ツサウヤツテ戴キタイト思フノデアリマスカ、故ニ一ツ政府方或ハ御氣付キニナツテ居ラナイノデアリカト思フ間接生産材ノ間接デアリマス、米トカ味噌トカ云フヤウナモノ間接ノ生産材ニナルノデスコ、今日炭礦業者ニ於テ斯ウ云ツヤウナモノノ獲得ニ非常ニ困難ヲ感ジテ居リマシテ、自分ノ山デ採レタ石炭ヲ以テ物々交換ヲ致シテ居ル狀況ハ御存ジダト思ヒマス、所ガ今回ノ配給統制法ニ依ツテ、ソレガ出來ナクナリ、此ノ物々交換ト云フコトヲ別ノ言葉デ言ヒマス、米ナリ味噌ナリト云フモノガ其ノ炭礦地方ニ不足ヲ致シテ居リ、容易ニ手ニ入ラナイ、隨テ間相場モ現ハレテ居ル、其ノ間相場ヲ石炭ヲ以テ交換スル、間相場

ノ詰リ交換ナンデス、隨テ米屋ナドガ石炭屋ヲ始メテ、ソレデ一般以上ノ値段デ儲ケテ居ルト云フコトニナルノデアリマスカ、斯ウ云フモノガ生産材ノ配給ニ付テ同様に程度ニ於テ御考ニナラナケレバナラスノデアリマス、直接生産資料ニ對シマシテハ物動計畫ナリ或ハ生産擴充計畫ナリ是ハ色々企業院ト御相談ニナツテオヤリニナルノハ宜シイケレドモ、間接生産材ニ對シテ一體ドウ云フ御考ヲ持ツテ居ルカ、是ハ又今日ノ情勢カラ見テ非常ニ私ハ重大デアルト考ヘマスガ、ドウ云フ風ニシテ之ヲ確保セラレヨウトシテ居ルノデアリマスカ、一言承ツテ置キタイ

○東政府委員 御説ノ通り所謂間接資料ト云フモノノ配給ニ必要デアルト云フコトハ能ク認メテ居リマス、又御話ノ通りサウ云フモノノ配給ガ最近不調滑ナ處ガアツタト云フコトモ承知致シテ居リマス、ソレデアリマスカラ米デアルトカ、サウ云フ日常生活必需品ハ勿論、鐵夫長屋等ノ建築ニ要スル木材其ノ他ノ配給ニ付テモ、關係各省ト協力致シマシテ、十分其ノ配給ヲ確保シタイト考ヘテ居リマス

○村松委員 米ニ付テハ中上ノ程度モホイノデアリマスケレドモ、今日ハ完全ナル「プロック」的ナリ方ヲ致シテ居リマス、生産縣ト云フモノガ一ツノ封鎖經濟ヲ執ル、斯ウ云フ情勢ニ於キマシテ、單ニ關係各省云々ト云フコトヲ考ヘラレトスレバ、是ハ非常ニ困難ヲ來シテ來マス、私多少米ニ付テ研究ヲシテ見テ居ルノデアリマスカ、今後非常ニ困難ヲ加ヘテ來ルト思ヒマスカラ、協議スルコトヲ程度以上ニモウ一步乘込シテ此ノ問題ヲ解決ナサラナカツタナラバ、重大ナ問題ニナツテ來ルノデアリマス、即チ物々交換ト云フモノヲ今後禁止セラレルト云フコトガ一ツ、裏返シテソレヲ申シマス、間接資料ヲ入手スル爲ノ間相場ガ急激ニ禁止セラレルト云フコトデアリマス、スルトソレ自身ノ入手ガ、今日ノ米ニ於ケル所ノ封鎖經濟ノ結果トシテ容易ナラザルモノガアルト云フ此ノ三ツノコトヲ御考ニナツテ處置ナサラスト、思ハザル結果ガ起ルノデアリカト思フノデアリマス、殊ニ此ノ際御注意マデニ申上ゲテ置キタイノデアリマスガ、農林省ナドノ今日ノ米ノ政策ハ非常ニ私共信ノ置ケナイ點ガ多クアルノデアリマス、是ハ一ツ事ナドノ商工省方面ノ目先ノ利ク經濟限ヲ以テ、何等カノ對策ヲ講ジテ置カナイト、或ル所ニ參リマストソレハ何日デアルカ分リマセウガ、或ル所ニ行ツタ時ニ非常困難ニ打突カツテ來ル、デスカラ出來ルダケ目先ヲ利カシク對策ヲ此ノ點ニ於テ講ジテ置カナイト、重大ナ結果ヲ起シテ來ルノデアリマスカラ、此ノ際ニ於テ、今ノ物々交換ガ禁止セラレル結果トシテ、ソレニ對シテ一體ドウ云フコトヲ御考ヘニナツテ居ルカト云フコトト、ソレカラ資料ノ獲得難ニ對シテ、ドウ云フソレカ方法ニ依ツテ之ヲ廻シテ行カウトナサルトデアルカ、之ヲ一ツ御話願ヒタイト思ヒマス



會社ノ補償金ヲ出ス内容ヲ御説明ニナツタ中デ斯ウ云フコトガアリマス、昭和十三年九月昭和系石炭會社ニ對シ商工大臣ノ命令デ適當リ一圓五十錢乃至九十錢ノ値下ヲ命ジタガ、其ノ後資料勞銀ノ値上リニ依リ、今日此ノ値段ハ採算困難ナル礦山モアル、隨テ今日値段上ガテナルベキモノ三十二百萬ト見込付テ、適當リ平均一圓四十錢ノ補償金ヲ出ス考デ云々ト云フ新聞記事ガ出テ居リマス、是ハ私四種類ノ新聞見タノデアリマスガ、大體斯ウ云フ意味ノ記事デアツクノデアリマス、果シテ斯ウ云フ風ノ御説明ヲサツカドウカ御同政シマス

○東政府委員 新聞記事ハ大分簡單ニシテアリマス爲ニ、或ハ多少誤解ヲサレテ向キガアツカト思ヒマスガ、尙ホ昭和石炭會社ニ値下ヲ命ジタト同時ニ、互助會ノ方ノ石炭會社ニモ礦産局長ノ通牒ヲ以テ自肅シテ値段下ガテラ宜カラウト云フ通知ヲ出シタ、サウシテ自肅値段ヲ決メタト云フコトヲ申シテ居リマス、サウ云フコトガアツテカラ以後若干資料ノ値上リ等モアツタ爲ニ、最近デハ相當苦シクナツテ居ル山モアルコトヲ認メルカラ、ソレニ對シテ若干値上ガレ爲ニ補償金ヲ豫算ニ要求シタノデアルト云フ説明ヲシタ譯デアリマス

○加藤委員 此ノ新聞ノ記事ヲ見マス、大體一昨年下ゲタ分ニ對スル値上ノ爲ノ補償金デアルト云フヤウニ取レマスガ、先日來此ノ委員會ニ於ケル長官ノ説明ハ勿論昭和石炭ニモ補償金ヲ出サナケレバナラナイモノモアルガ、大體ニ於テ互助會、アウツサイダー、等ノ高ク買ツテナルベキモノニ對スル補償金デアルト云フ説明デアツタト思ヒマス、其ノ點委員會ニ於ケル御説明ト

異ツタ説明ヲセラレタノデハナイト云フ風ニ解釋シテ宜シウゴザイマスカ

○東政府委員 少シモ異ツテ居ラヌ積リデゴザイマス

○加藤委員 次ニ商工大臣ニ一應御尋シタイト思ヒマスガ、自ラ炭礦ヲ經營シテ居ル人ガ今回來ル日本石炭株式會社ノ株主トナルモノガ相當アルト思フ、是ハ結局自ラ經營スル炭礦ノ利潤日本石炭株式會社ノ配當利潤トシテ二重ノ利潤ヲ受ケルコトナリマス、勿論是ハ從來炭礦經營者ガ昭和石炭株式會社ヲ經營シ、或ハ互助會ノ炭礦ヲ持ツテ居ル人ガ互助會ノ販賣會社ヲ經營シテヤツテ來タノデアリマシテ、從來ノヤリ方ト全然違フト云フノデアリマセマスガ、併シ私ハ國策會社ヲ作り、ソレニ對シテ一定ノ配當保障ヲスルト云フヤウナリ方ヲ致シマス時ニ、斯ウ云フ二重利潤ヲ取ルト云フコトハ間違ヒデハナイカト云フ風ニ考ヘルノデアリマスガ、商工大臣ノ御考ハ如何デアリマスカ

○藤原國務大臣 二重ニハナラナイト考ヘマス、ソレヲ收得スル會社ニ於キマシテハナハリ相當所得稅ヲ拂ハナクテハナリマセスカラ、其ノ出資者ニ對シテハ極小額ノモノニ相成ルノデアリマシテ、其ノ點洵ニ氣ノ毒ナ状態デアルト云フコトヲ御承知願ヒマス、尙ホ配當ハ保障シテ居リマセスコトデアスガ、是ハ私ノ勘違ヒデアリマシタ、併シ日本石炭株式會社ニ出資スルト云フコトヲ單獨ニ考ヘシバ、勿論ソレニ對スル配當利潤ヲ得ルコトハ當然デアリマス、併シ自ラ炭礦ヲ經營シ、同じ人ガ石炭會社ト云フモノニ株主トナツテ二重ノ利潤ヲ得ルノデアリマス、斯ウ云フ從來ノ我國ニ於ケル所ノヤリ方ト云フモノハ、斯ウ云フ事變ノ最中ニ於キマシテ所謂先日商工大臣ニ私ガ質問致シマシタ戰時適正價格ト云フ特殊ナ一ツノ問題ヲ考ヘテ見マスル時ニ、相當考ヘテ斯ウ云フヤリ方ヲ變ヘテ、利潤ノ制限ヲ行ツテ行カケレバナラナイ問題ハナイカト考ヘマス、モウ一應其點ニ付テ御同政シマス

○藤原國務大臣 サウ云フ風ニハ考ヘテ居リマセス、却テ出資者ニ對シテ氣ノ毒デ制限スルドロロデハナイ、氣ノ毒ダト思ツテ居リマスカラ、全ク御意見トハ反對デアリマス

○加藤委員 ソレデハ次ニ先日一寸伺ヒマシタガ、家庭用炭ノヤウ小額需要消費者ニ對シテハ消費規正ヲシナイト云フ御答辯デアリマスガ、從來一銘柄二百五十題マデハ自由販賣ガ出來テ居ツタノデアリマスガ、下ウモ此ノ「ブール」會社ガ出來マシタ際ニ於キマシテハ、此ノ點ハドウ云フヤウニ御取扱ニナリマスガ

○東政府委員 家庭用炭ニ付テ消費規正ヲシナイト云フコトヲ申上ゲタコトハゴザイマセス、消費ノ節約ハ現在昨年十月一日カラヤラセテ居リマス、今後モ是ハヤラナケレバナラスト思ツテ居リマス、唯併シ配給ニ付キマシテハサウ云フ小額ノモノマデ一ツツ細カク割當テルトカ云フコトハ事實上困難デアリマスカラ、消費節約ヲ加味シタ數量ヲ流レテ行ク、ソレカラ現在ハ御承知ノヤウニ配給ガ不圓滑デアリマシテ、多少買溜等ガ行ハレテ居ル點ガゴザイマスカラ、是ハ今後此ノ會社ガ出來マシタ際ニ於キマシテハ、小賣商ニ流ス數量ヲ統制シテ

行ツテ、ソレニ依ツテ大體不公平ノナイ配給ヲスル積リデアリマス、併シナガラソレデモドウシテモ非常ニ配給ノ不圓滑ヲ來シテイカスト云フコトニナリマスレバ、更ニモウ一層進シテ統制ノコトモ考ヘナクテハナラヌカト思ツテ居リマス

○加藤委員 今御尋致シマシタノハ、從來一銘柄二百五十題マデ産地ニ於テ自由ニ販賣ガ出來タト云フ風ニ私ハ考ヘテ居リマスガ、サウ云フヤリ方ハ今後モ御許シニナルカドウカト云フ點ヲ御同政シタノデアリマス

○東政府委員 大體ソレハ從前通りヤツテ行ク積リデ居リマス

○加藤委員 ソレデハ明日質問致シマス機會ガ若シアリマシタラ、スルコトニ致シマシテ、本日ハ是デ止マセマス

○櫻井委員長 明日ハ理事ト相談ノ上デドウ云フ扱ヒニスルカト云フコトヲ決定シマス——川俣君

○川俣委員 或ル程度ノ利潤ヲ認メテ買取補償ハサレマスガ、其ノ利潤率ノ中ニハ當然山ノ償却金ヲ認メテ居ラレト思ヒマスガ、其ノ通りデスカ

○藤原國務大臣 其ノ通りデスカ

○川俣委員 サウスレバ、日發ノヤウニ高ク買ツタ山ノ償却金ヲ認メナクテハナラヌ、或ハ補償シナクテハナラヌト云フコトニナリマスガ、此ノ點ニ付テハ如何デアリマスカ

○東政府委員 今マデ度々申シマシタ通り、高イモノハ高イダケ、幾ラデモ高ク買フト云フノデアリマセスカラ、非常ニマゾイモノハ皆其ノ利潤マデ見ル譯ニハ行カスト思ヒマス

○川俣委員 ヤハリ或ル程度ノ利潤率ヲ當

然見ラレナケレバナラスト思ヒマス、ソコデ山ヲ非常ニ高ク買フト云フコトニ付キマシテハ、今後相當商工省ハ考ヘラレナケレバナラヌコトデハナカラウカト思フノデアリマス、ソコデ日發會社ガ今度「ホスコルト」式ニ依ツテ買ツタサウデアリマスガ、報酬利率、利息率、配當率、又ハ利潤率、資本ノ償還基金ノ蓄積利率、操業年數ニ對スル原價及ヒ所要資本金一年ノ收益、サウ云フモノヲ一ツ御調ニナツテ御出シ願ヒタイト思ヒマス

○東政府委員 日發會社ノ買ヒマシタ山ニ付テサウ云フ調ハ私ノ方デハ出來マセスカラ、電氣廳ノ方ヘ一ツ御要求テナツテ載キタイト思ヒマス

○川俣委員 ソレデハソチラノ方ヘ御願致シマス、私ノ質問ハ是デ終リマス

○櫻井委員長 堤君ノ外務大臣ニ對スル質問ハ、本日外務大臣ガ餘儀ナイ差支ノ爲ニ出席不可能デアリマシテ、是ハ討論前ニ成ベク簡單ニ御願ヲスルコトニ諒解ヲ願ツデアリマス、其ノ外ハ是ニテ質疑ノ通告ハ全部終リマシタ、之ヲ以テ質疑終了ト致スニ御異議ゴザイマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○櫻井委員長 御異議ナシト認メマス、仍テ質疑ハ終了致シマシタ、明日ハ先刻申上ゲマシタ通り午前十時ヨリ開會致シ、直チニ懇談會ニ入ル豫定デアリマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後七時四十二分散會

第七十五回帝國議會 院 鑛業法中改正法律案外一件委員會會議錄(速記)第十八回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク) 石炭配給統制法案(政府提出)(第九一號)

會議

昭和十五年三月二十日(水曜日)午前十時四十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 櫻井兵五郎君  
理事澤田 利吉君 理事中井川 浩君  
理事松 尾三藏君 理事篠原 義政君  
理事小山田義孝君 理事松尾 孝之君  
理事川俣 清吾君

山本 厚三君 手代木隆吉君  
岡野 龍一君 內藤 正剛君  
村松 久義君 川崎末五郎君  
宮澤 胤勇君 長野 長廣君  
卯尾田毅太郎君 山田 順策君  
匹田 鏡吉君 井阪 豐光君  
木暮武太夫君 久山 知之君  
鶴 惣市君 川崎巳之太郎君  
原口初太郎君 東條 貞君  
河野 一郎君 依光 好秋君  
松本治一郎君 加藤 鏡造君  
三田村武夫君 小池 四郎君  
長谷 長次君 朴 春 琴君  
松村 光三君

出席政府委員左ノ如シ

商工政務次官 加藤鏝五郎君  
商工參與官 喜多壯一郎君  
商工省鑛產局長 小金 義照君  
商工省振興部長 妹川 武人君  
燃料局長官 東 榮二君  
燃料局事務官 柳原 博光君  
燃料局事務官 酒井 喜四君  
物價局次長 新倉 利廣君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

石炭配給統制法案(政府提出)

○櫻井委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、昨日ノ理事會ノ申合セニ依リマシテ、是ヨリ懇談會ニ入りタイト存ジマスガ、懇談會ハ兩院協議室ニ於テ御懇談ヲ願ヒタイト存ジマス、尙ホ午後二時半ヨリ開會ヲ致シタイト存ジマス、暫時休憩ヲ致シマス  
午前十時四十二分休憩

午後三時五十九分開議

○櫻井委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、次會ハ明後日午前十時ヨリ開會ヲ致シマス、但シ必要ノ起リマシタ場合ハ明日開會致スコトモアリマスガ、其ノ場合ハ公報ヲ以テ御知ラセテ致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス  
午後四時散會

第七十五回帝國議會 院 鑛業法中改正法律案外一件委員會會議錄(速記)第十九回

付託議案審査終了ノモノヲ除ク  
石炭配給統制法案(政府提出)(第  
九一號)

(三三二)

會議

昭和十五年三月二十二日(金曜日)午前十時  
三十六分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 櫻井兵五郎君
- 理事澤田 利吉君 理事中井川 浩君
- 理事松尾 三藏君 理事篠原 義政君
- 理事小山田義孝君 理事松尾 孝之君
- 理事川俣 清吾君

- 山本 厚三君 手代木隆吉君
- 岡野 龍一君 內藤 正剛君
- 村松 久義君 川崎末五郎君
- 宮澤 胤勇君 長野 長廣君
- 卯尾田毅太郎君 山田 順策君
- 西田 鏡吉君 井阪 豐光君
- 木暮武太夫君 久山 知之君
- 鶴 惣市君 川崎巳之太郎君
- 原口初太郎君 瀧澤 七郎君
- 東條 貞君 河野 一郎君
- 加藤 鏡造君 小池 四郎君
- 長谷 長次君 松村 光三君

出席國務大臣左ノ如シ

- 外務大臣 有田 八郎君
- 商工大臣 藤原銀次郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

石炭配給統制法案(政府提出)

櫻井委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、本日ノ順序ハ討論ニ入ルニ先ダチマシテ私ヨリ各派ヲ代表致シマシテ、二三政府ノ言明ヲ求ムル點ガアルノデアリマスガ、唯外務大臣ノ出席ナキ爲ニ、堤康次郎君ノ質疑ノ一點ガ留保ニナツテ居リマス、此ノ留保ノ質疑ヲ終リマシテ、ソレカラ私ガ各派ヲ代表シテ政府ノ言明ヲ求ムルノ點ヲ終ヘマシテ、續イテ討論ニ入ル豫定デアリマス、此ノ際留保質問ヲ許シマス——堤康次郎君

○堤委員 本案ノ成立ニ依リマシテ、縱シバ豫定通り石炭ノ増産ガ出來ルト致シマシテモ、之ヲ運搬スル船舶ガナケレバ意味ヲ成サナイノデアリマスガ、今船ハ不足シテ居ル、而シテ日本内地及ビ日本ノ勢力ノ及ブ東洋各地ニ獨逸ノ船ガ約三十五万噸空シク繫船シテ居ルノデアリマスカラ、之ヲ日本ガ借り、サウシテ問題ノ起ラナイヤウニ、之ヲ軍ノ運送船ニ使フ、サウスレバ、日本ノ船腹ガ増シテ來ルガ故ニ、輸送ガ樂ニナルノチヤナイカト云フ質問ヲ豫算總會ニ於テ致シマシタガ、其ノ時外務大臣ハ秘密會ニ於テ此ノ説明ヲシタイ、或ハ是ハ選信大臣デアツタカモ知レマセヌガ、ドチラ

デアツタカ、サウ云フ御答辯ガアリマシタ私ハ是ハ商機ニ屬シテ話合ノ途中デアラウト思ヒマシテ、秘密會ノ要求ヲ致サナカツタノデアリマスガ、ソレカラ既ニ二箇月ニナリマスルケレドモ、獨逸ノ船ヲ日本ガ使フコトニナツタト云フコトヲ聞カナイノデアリマス、是ハ秘密會等デ説明スベキ筋ノモノデハナイ、サウ云フコトハ秘密會デモ何デモナイ、獨逸ノ船ガ來テ居ルコトハ誰デモ知ツテ居ル、公知ノ事實デアアル、日本ガ借りタイト云フコトモ決ツタコトデ秘密ノ事デハナイ故ニ是ハ此ノ席上ニ於テ外務大臣カラドウ云フ譯デ是ガ日本ニ未ダ利用シ得ラナイノデアアルカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス

○有田國務大臣 日本ノ港ニ入ツテ居リマス獨逸ノ船ノ利用方ニ付キマシテハ、政府ニ於テモ先般來考究致シテ居ツタデアリマスガ、之ニハ色々研究スベキ問題ガゴサイマシタノデ、ソレ等ノ點ニ付テ研究ヲ盡シテ居ツタ所ガ、略々結論ヲ得マシタノデ先般來船腹利用ノ方法ニ付テ措置ヲ講ジツツアルノデアリマスルガ、併シナカラ是ハ色々ナ問題ガ複雑シテ居リマスルノデ、マダ其ノ結果ヲ見ルニ至ツテ居ラナイノデアリマスガ、只今堤君カラ其ノ困難ナ色々ノ狀況ニ付テ説明ヲシテ、斯ウ云フ御話デアリマスガ、併シ是ハマダ遺憾ナガラ此ノ席デ御説明ヲ致ス時期デナイト考ヘマスルノデ其ノ點ハ御猶豫ヲ願ヒタイト思ヒマス、併シ政府トシテハ、此ノ船腹不足ノ際ニ獨逸

ノ船ヲ利用スルコトガ、極メテ必要デアルト云フコトハ勿論十分ニ承知致シテ居ルノデアリマスカラ、其ノ目的ノ達成ノ爲ニ出來ルタケノ努力ヲ致シテ居ルノデアリマスカラ、其ノ點ニ付テ御諒承願ツテ置キタイト思フノデアリマス

○堤委員 只今外務大臣ハ此ノ問題ヲ研究ヲシテ居ツタ、而シテ結論ヲ大體得タカラ措置ヲ講ジツツアルト云フ御答辯デアリマシタガ、英獨ノ戰ガ始ツテカラ今日マデ既ニ七箇月ニナツテ居ル、幾ラ研究ヲスルニ致シマシテモ、ソレナニ長ク研究ニ時ヲ費ヤス必要ハナイ、如何ナル措置ヲ講ズルニシテモサウ長ク掛ル答ハナイ、私ガ豫算總會ニ於テ質問ヲ致シマシテカラデモ既ニ二箇月經ツテ居ル、何ト云フソレビリシコトデアリマスルカ、石炭飢饉ト云フモノハ我國ノ焦眉ノ急デアアル、一刻モ忽セヌスルコトノ出來ナイコトデアアル、何ガ故ニ斯ウ云フコトヲ何時マデモ在舊日ヲ送ツテ居ルカ、私ハ之ニハ恐ラク英國大使カラ此ノ問題ニ付テ我國ニ何か申入レヲシタヤウデアリマシテ、ソレニ對シテ氣發ヲシテ居ルノチヤナイカト思フノデアリマス、併シナカラ倫敦宣言、巴里宣言ナドニ依ツテ、中立國ノ船ヲ拿捕シ撃沈スルト云フ場合ハ、即チ其ノ中立國ノ船舶ガ利敵行爲ヲヤルト云フ時ニ限ツテ居ルノデアリマシテ、今回ノ場合ハ大變違フ、獨逸ノ船ヲ日本ガ使ヒタイト云フノデス、日本ノ船ヲ獨逸ハ使ハセヨウト云フノデハナイ、獨逸



ガ使フコトノ出来ナイ船ヲ日本ガ使ヒタイ、日本ハ背ニ腹ハ替ヘラレスカラ之ヲ使ヒタイ、斯ウ云フ譯ナノデス、ソコデ若シ英吉利ガ何ノ彼ノト申込シテ來タラ、獨逸ノ船デナクテモ英吉利ノ船デモ宜イノダ、獨逸ノ船ヲ借り若クハ買フコトガ、諸君ガソナニ都合ガ悪ケレバ、君ノ方ノ船デモ宜イノダ、斯ウ云フ交渉ヲヤツテ見タラ問題ハ簡單ナノデス、是ハ英吉利ニ取ツテハ獨逸ハ敵ナノデスガ、日本ハ利敵行爲ヲヤルチヤナイ、是ハ英吉利ガ支那ニ對シテ利敵行爲ヲ日本ニ對シテスル、即チ支那ヲ援助スルト云フ利敵行爲ヲヤツテ居ルコトハ話ノ譯ガ違フ、私ハ斯ウ云フコトヲイフマデモ措置ヲ講ジツツアルトカ、研究ヲシテ居ルトカ言ウテ日ヲ送ツテ居ラレト云フコトハ、國民ガ何ト思フカ、港ニ獨逸ノ船ガ空シク碇泊シテ居ル、而シテ獨逸ノ船員ハ給料ヲ貰ヘナイカラ弱ツテ居ル、獨逸ノ船主ハ借スカ賣ルカシクテ弱ツテ居ル、獨逸ノ政府ハ何トカシテ之ヲ利用シテガツテ居ル、ソレヲ英吉利ナドニ氣兼ねテ此ノ船ヲ使ハナイト云フヤウナ馬鹿ケタコトハ私ハアルベキコトデヤナイト思フガ、何カ其ノ外ニ理由デモアルノデアリマセウカ、如何デアリマスカ

○有田國務大臣 今堤君ノ御話ノ點ハ私共能ク分ツテ居リマス、アナタノ申サレタコトハ、私共モ洵ニ同意デアルノデアリマス、唯是等ノ問題ハ今堤君ハ英吉利ノ點ケケテ申サレタノデアリマスガ、單ニ日本ト英吉利トノ關係バカリデハナイノデアリマシテ、關係スル所ハ三箇國モ四箇國モアル問題デアリマス、所謂三角關係ト云フモノハ申々ムツカシイモノデアリマスカラ、サウ日英

政府ニハ分ツテ居ルノデアリマスカラシテ、出來ルダケノコトハ今日マデ致シテ來テ居リマスルシ、又將來ニ於テモ致スコトハ勿論デアリマス

○堤委員 是ガ時機ヲ失シマス、私ハ折角ノモノガ利用スル機會ガナクナツテシマフト思フ、今歐洲戰ハナシ時平和ニナルカモ知レナイト云フヤウナ空氣ガ時々漂ツテ來ル、サウナツタ場合ニハ是ハ商賣デアリマスカラ、ウツカリ日本ニ賣リ若クハ貸シテシマツタラ馬鹿ヲ見ルカラ、獨逸自身ガ躊躇スル、即チ是ハ國際關係モアリマスルガ、主トシテ商賣ノ點デアル、獨逸ト折衝シテ、サウシテ其ノ話合デ價段其ノ他ノ條件ガ纏ラナイト云フノ延ビテ居ルコト云フコトナラバ、是ハ一應背背シ得ラレ、併シソレニ致シマシテモ七箇月愚圖々々シテ居ルト云フコトハ、是ハ餘リニ無能チヤナイカ、モウ少シ早ク話ハ纏リサウニ思フ、殊ニ平和ト云フヤウナコトガ近付イテ來ルト思ツタラ、此ノ話ハ機マシキ氣道ハナシ、又日本トシテモ獨逸ニ對シテ相當國際貸借上貸方ニナツテ居ルコト聞イテ居ル、戰ガ始ツタ爲ニ獨逸ニ註文シタ物ハ一向來ナイ、貸方ニナツテ居ル、此ノ船ヲ借りルナリ買フナリスレバ、正金ヲ拂ハナクテ話ガ付クノデアリマス、私ハ斯ウ云フコトハモウ少シテキバキト有效ニオヤリニナリマシタナラバ、早ク解決スルノダト思フノデアリマスカ、外務大臣ドウデセウ、モウ少シ氣ノ利イタ談判ヲナスツタラ、餘リ私ハ馬鹿馬鹿シ過ギテ御話ニナラヌトスル思フノデスガ、アナタハ此ノ事實ヲドウ御思ヒニナリマスカ、三十五萬噸ノ船ガ空シク遊シテ居ル、七箇月浮イテ居ル、船ト云フモノハ港

ニ碇泊シテ居ルトイタムバカリデス、向フハ貸シタガツテ居ル、サウシテ日本ハ相當獨逸ニ對シテ金貨貸方ニナツテ居ル、之ヲ日本ガ使ツツ、石炭ノ輸送ニ船腹ガ不足シテ困ツテ居ル際ニ、之ヲ遊バシテ置クト云フコトハ餘リニドウモ私ハ馬鹿々々シ過ギテ話ニナラス、コンナヤウナコトデハ國民ハ連モ緊張シヤシナイ、外務大臣モウ少シ是ハシツカリヤリナサツタラ如何デス

○有田國務大臣 折角シツカリヤリマス

○堤委員 シツカリヤルト言ハレノデアリマスカラ、シツカリヤリニナルダラウト思ツテ、暫ク推移ヲ見ルコトニ致シマセウ、私ハ是ハ非常ニ重大ナ問題デアルト思ヒマスカラ、ドウカ外務大臣一ツ眞細ニ御考ニナリマシテ、部下ヲシテ徒ニ事務的ノ折衝ニ委シテ置カズシテ、外務大臣自ら其ノ衝ニ當ラレマシテ、速ニ解決セラレシコトヲ望ムノデアリマス

○櫻井委員長 先程私ガ外務大臣ニ對スル質疑ノ留保ハ堤君ノミト申上ゲタノハ誤リデアリマシテ、其ノ外ニ松尾君ノ御質疑ガ留保サレテ居リマシタ

○松尾委員 北樺太ニ於ケル我ガ礦業權ノ問題ニ付キマシテ、豫算總會其ノ他デモ質疑應答ガアツタヤウニ承ツテ居リマスガ、吾々ガ今日此ノ石炭飢饉ノ對策トシテ是ニ石炭増産及ビ統制ニ關スル法案ヲ審議スル上ニ於キマシテ、北樺太礦業ニ關シテ此ノ場合外務大臣ニ一言所見ヲ伺ツテ置キタイコトガゴザイマス、北樺太礦業ニ於ケル石油ノ方ハドウヤラ事業ヲ繼續シテ其ノ生産品ハ我ガ海軍ニ於テ使ツテ居ルト云フコトハ本委員會デモ承リマシタガ、石炭礦業ノ方ニ於テ艦イテ見マスルト、今日デハ全然

一應モ之ヲ採掘シテ居ラナイト云フ答辯デゴザイマシタ、此ノ問題ハ數年前カラ頻リニ朝野ヲ擧ゲテノ問題ニナツテ居リマスルガ、今日ノ現狀デ是ガ何時マデ續クノデアルカ、吾々今日此ノ石炭飢饉緩和ノ點カラ見テ、此ノ北樺太ニ於ケル我國ノ利權ヲシツカリ確保シテ、サウシテ石炭ノ増産ニ資セシメナケレバナラナイト思ヒマス、之ニ付テ外務大臣ノ御見透シ御所見ヲ此ノ際承ツテ置キタイト思ヒマス

○有田國務大臣 北樺太ノ石油石炭ノ問題ニ付キマシテハ、此ノ數年來事業ノ經營ガ甚ダ困難ニナツテ來テ居リマシテ、是ハ、ソビエトノ方ノ色々ナ法規ノ適用ガ意外ニ峻烈デアリマス爲、事業ノ經營ガ困難ニナツテ居ルノデアリマス、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ屢、申上ゲマスカウニ、現地ニ於キマシテモ又「モスコ」東京等ニ於キマシテモ、隨時政府カラモ亦當業者カラモ嚴重ニ交渉ヲ致シテ來テ居ツタノデアリマスルガ、事態ハ少シモ改善セズシテ、只今松尾君ノ御話ノヤウニ、殊ニ石炭ノ方ハ事業殆ド中止ニ等シイ状態ニナツテ居ルノデアリマス、是ハ此ノ利權ノ性質ニ顧ミマシテモ甚ダ不都合ナ譯デアリマシテ、政府トシテ「ソビエト」政府ニ對シテ嚴重抗議モシ交渉モ致シテ居ルノデアリマスルガ、今日ノ狀況ニ於キマシテハ、非常ニ不足ナ状態デアリマス、尙ホ政府ニ於キマシテハ出來ルダケ力ヲ盡シテ、此ノ利權ガ十分ニ運營サレテ行クヤウニ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス

○有田國務大臣 日本ト「ソビエト」間ニハ此ノ利權問題ノ外ニマダ色々懸案ガアルノデアリマス、是等ノ懸案解決ト云フコトニモ目下努力ヲ致シテ居ルノデアリマスカ、是等ノコトハ相互ニ色々關係ヲ持ツテ居ルノデアリマシテ、銳意解決ニ努力致シマスルガ、併シ是ハ見透シト申シマシテモ何時ドウト云フ風ナハツキリシタコトハ今日申上ゲ兼ネルノデアリマシテ、申上ゲマシテモ、不確定ナコトヲ申上ゲテモ何ノ役ニモ立タヌノデアリマスカラ、今日ノ場合ソレ等ノ見透シト云フコトハ、御許ヲ願ツタ方ガ政府トシテモ適當デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、此ノ際トシテハ唯今御述ベニナツタヤウニ、國民ハ此ノ利權問題ヲ政府ガ打ツチャツテ置クノデハナカラウカト云フ氣持ガアルト云フコトニ付テハ、

サウ云フコトハ絕對ニナク、此ノ利權ノ性質ニ鑑ミテモ、出來ルダケ早ク之ヲ解決シ、又年々現在ノヤウナ狀況ノ爲ニ政府ガ支出シテ居ル金ナドガ支出シナクテモ宜イヤウニ早クシナケレバナラヌト云フコトヲ、深く考ヘテ善處シテ居ルト云フコトダケヲ申上ゲテ置キタイト思フノデアリマスカ

○松尾委員 私人政府ニ連ニ善處セラレシコトヲ要望シテ是デ質問ヲ終リマス

○櫻井委員長 是ニテ留保サレタ質疑ニ全部終了致シマシタ、此ノ際私ヨリ各派ノ意向ヲ代表致シマシテ、更ニテ政府ニ對シニ三ノ質問ヲ求ムルコトガアリマス、是ヨリ申上ゲマス、一、金融投資ニ依リ生ズル損失補填ノ爲特別ノ積立金ヲ設ケル必要アリト認ムルガ、政府ノ所見ハ如何デアリマスカ

○藤原國務大臣 金融投資ニ依リ生ズル損失補填スル爲、日本石炭株式會社ニ相當額ノ特別ノ積立金ヲナサシメル所存デゴザイマス

○櫻井委員長 一、増産計畫ノ實施ニ關シ適當ナル監督ノ方法ヲ設ケ、以テ月々其ノ實績ノ調査ヲ爲シ、不成績ナルモノノ原因ヲ究明シ、遲滞ナク適當ノ方策ヲ講ジ、増産ノ完遂ニ遺憾ナカラシムルノ要アリト認ムルノデアリマスカ、之ニ對スル政府ノ所見ハ如何デアリマスカ

○藤原國務大臣 政府ハ増産計畫ノ完遂ヲ期スル爲、十五年度追加豫算ニ於テ技師三人、技手十人、屬十二人ヲ増加シ、之ヲ燃料局及ビ鑛山監督局ニ増置シテ十分ナル監督指導ヲ爲スコトニ致シテ居リマス、尙ホ成績監督ニ關シ適當ナル方法ヲ考慮致シタイト存ジマス

○松尾委員 北樺太ニ於ケル礦業權ノ問題ハ彼ノ漁業問題ト共ニ我ガ國家國民ニ取リマシテハ非常ニ犧牲ヲ拂ツテ獲得シタモ

ノデアツテ、ソレガ只今外務大臣ノ仰シヤルヤウニ「ソビエト」方面ノ法規取締ガ嚴重ノ爲ニ今日殆ド中絶ノ状態デアルト云フコトハ、洵ニ是ハ吾々國民トシテ遺憾ニ堪ヘマセヌ、殊ニ外務當局ガ此ノ健放任シテ置カレラシメハナイカト吾々國民ノ中ニハ考ヘテ居ル者サヘゴザイマス、ソレレ此ノ場合政府ハドウカシテ此ノ問題ヲ早ク解決シナケレバナラナイト云フ御氣持デアラウト思ヒマスケレドモ、毎年ノヤウニ吾々ハ一千万圓近イ金ヲ協賛ヲ與ヘテ、サウシテ此ノ石油、石炭ノ兩會社ノ維持ヲ圖ツテ居ルヤウナ状態デアリマスガ、是ガ長ク續クト云フコトハ國家ノ爲ニ洵ニ遺憾ニ堪ヘマセヌガ、唯努力スルト云フ御話デゴザイマシタガ、大體ノ解決ノ御見透シ等ヲ此ノ際モウ少シハツキリ御示シ願ヘナイモノデセウカ

○有田國務大臣 日本ト「ソビエト」間ニハ此ノ利權問題ノ外ニマダ色々懸案ガアルノデアリマス、是等ノ懸案解決ト云フコトニモ目下努力ヲ致シテ居ルノデアリマスカ、是等ノコトハ相互ニ色々關係ヲ持ツテ居ルノデアリマシテ、銳意解決ニ努力致シマスルガ、併シ是ハ見透シト申シマシテモ何時ドウト云フ風ナハツキリシタコトハ今日申上ゲ兼ネルノデアリマシテ、申上ゲマシテモ、不確定ナコトヲ申上ゲテモ何ノ役ニモ立タヌノデアリマスカラ、今日ノ場合ソレ等ノ見透シト云フコトハ、御許ヲ願ツタ方ガ政府トシテモ適當デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、此ノ際トシテハ唯今御述ベニナツタヤウニ、國民ハ此ノ利權問題ヲ政府ガ打ツチャツテ置クノデハナカラウカト云フ氣持ガアルト云フコトニ付テハ、

○櫻井委員長 一、日本石炭株式會社ノ買取價格ノ決定ニ當リテハ、昭和系、互助會系等ノ建議ノ差ヲ認ムル旨言明ガアツタノデアリマスルガ、右ハ石炭業ノ現狀ニ變更ナキ限り繼續スベキモノト思慮致スノデアリマスルガ、政府ノ所見ハ如何デアリマスカ

○藤原國務大臣 政府ハ石炭業ノ現狀ガ持續セラレマスル間ハ、現在ノ昭和系、互助會系等ノ生産條件ノ差異ヲ認メ、之ニ依ツテ買取價格ヲ決定セシムル方針デアリマス

○櫻井委員長 是ヨリ石炭供給統制法案ヲ議題トシテ討論ニ付シマス、討論ハ通告願ニ依ツテ之ヲ許シマス——中井川浩君

○中井川委員 私人立憲民政黨ヲ代表シテ討論ニ當リタイト思ヒマス、本法案ノ骨子ハ石炭ノ供給ノ圓滑及ビ價格ノ適正ヲ圖ル爲ニ、配給統制、價格統制、規格ノ統一等ノ圓滑ナル運營ヲセントスルモノデアリマスカ、石炭問題ハ現下我國物資ノ供給状態ニ顧ミマシテ、生産力擴充並ニ物價統制ノ目的達成上、最重要ノ問題デアルトハ申スマデモアリマセヌ、隨テ政府ハ茲ニ石炭配給統制法案ヲ提出スルト共ニ、他面増産獎勵金、新規開發助成金ニ關スル豫算案ヲ提出シテ、「プール」平準價格ノ下ニ公正ナル價格ヲ維持シツツ増産ヲ期待シテ居ルノデアリマス、假令公正ナル價格「プール」平準價格ニ依ツテ一應作ラレルトハ申シナガラ、複雜ナル經濟界ニ於テ眞ニ公正ナル價格ヲ維持シ、且ツ物資努力ノ不足セル今日、豫期ノ如キ増産ヲ得ントスルニハ、決シテ單ナル理論ノミデハ不可能デアツテ、運用ノ妙其ノモノニ應ツテ居ルト思フノデアリマスカ、今日マデノ官僚獨善的ナヤリ方デハ此

ノ運用ノ妙ハ最早期待スルコトハ出来ナク  
ナツテ居ルノデアリマス、故ニ社會首腦部、  
或ハ委員等ニハ經驗アル民間人ヲシテ十  
分ニ其ノ手腕ヲ揮ハシムルコトガ必要デア  
ルト存ズルノデアリマス

又政府ハ資材ノ優先的配給ヲ展、言明シテ  
居ルガ、今日ノ状態ハ生産、配給、消費ノ  
間ニ有機的連絡ガ欠ケテ居リ、其ノ間全ク  
游離シテ状態ヲ呈シテ居ルノデアリマス、  
隨テ物動計畫ニ於テ如何ニ優先的配給ヲシ  
ヨウトシテモ、果シテ最終消費者タル所ノ  
業者ニ潤滑ニ流レテ行クヤ否ヤ、極メテ重  
要ナ問題デアリマス、而シテ労働者ノ生活  
必需品ニ於テモ同様ナコトガ言ハレルノデ  
アリマス、故ニ政府ハ一步ヲ進メテ、資材  
ニ付テハ一元配給機構ヲ作り、物資ノ確  
保ニ努メナケレバナラズト存ズルノデアリ  
マス、而シテ勞務計畫ニ付テ秘密會ニ於テ  
政府ガ展、言明シテ居ルガ、言明ガ完全  
ナル結果ヲ得ルナラバ、吾々ハ不安ヲ感ジ  
ナイノデアリマス、併シナガラ諸般ノ事情  
ガ必ズシモ潤滑ニ行クカヲ懸念スル者デア  
リマス、此ノ點ニ關シテハ政府ハヨリ一層  
ノ檢討ヲ加ヘラレンコトヲ要望スル者デア  
リマス

尙ホ増産ヲ圖ル爲ニハ、鑛區ノ整理、併  
合ヲ斷行シ、經營ト合理化ヲ圖ルト共ニ、他  
面裝質ノ低下ヲ防止スル爲、檢査檢査其ノ  
他ノ施設ヲ十分ニ講ズルコトノ必要ナルコ  
トハ言フ俟タザル所デアリマス

又同時ニ元來炭鑛業ハ危険率多キ事業デ  
アリマス、加フルニ今回ノ増産獎勵ノ爲相當  
無理ヲスル結果、災害、事故ノ發生ヲ見ル  
ガ如キコトアツテハ折角ノ増産ヲ無ニスル  
コトニナルガ故ニ、是ガ豫防ヲ講ズルト共  
ニ、萬一ノ罹災ニ對シテハ、是ガ救済ニ對  
シテモ十分ナル方途ヲ考フルニアラザレバ、  
増産ノ目的達成上ニ重大ナル支障ヲ來スト  
思フノデアリマス

尙ホ本案ハ全部ノ石炭ヲ買上ゲル結果、  
石炭ノ供給ニ依リ資金ヲ得テ居ツタ中小生  
産者ニ重大ナル影響ヲ與ヘルガ故ニ、是ガ  
窮通打開ノ途トシテ、先刻政府ガ言明セル  
如ク、損失補償ノ途ヲ講ジ、相當思ヒ切ツ  
タ金融投資ヲスルニアラザレバ、其ノ窮境  
ハ救ハレナイデアラウト思フノデアリマス、  
同時ニ他面統制ニ必要ナキ限り、特殊關係  
ニ對シ、石炭ノ配給ヲ從來通りニシ、業者  
自ラモ進シテ投資金融ノ道ヲ圖リ、以テ其  
ノ企業心ヲ旺盛ナラシムルコトモ増産上大  
イニ考慮スベキ點デアルト存ズルノデアリ  
マス

又勞力、資材ニ次イデ重要ナル役割ヲ持  
ツモノハ輸送機關デアルトハ申スマデモ  
アリマス、既ニ從來陸海ヲ通ズル一元の  
輸送計畫ノ不十分ノ爲非常ナ損失ヲ招イテ  
居ツタノデアリマス、故ニ政府ハ此ノ場合  
陸海ヲ通ジ、且ツ地形的ニ特殊性ヲ持ツ諸  
種ノ關係等ヲ綜合シテ所ノ計畫ヲ總テニ先  
行シテ確立スルノ肝要ナルコトヲ茲ニ強調  
致ス者デアリマス

斯様ニ檢討シ來ツテ見レバ、悉ク問題ハ  
今後ニ殘サレテ居ルノデアリマス、隨テ政  
府ガ今日マデ當委員會ニ於テ言明サレタ點  
ガ實現セラルルニアラザレバ、本案ノ目的  
及ビ増産ヲ見ルコトハ斷ジテ出来ナイノデ  
アリマス、而シテ我國現下ノ時局ハ絕對ニ  
之ヲ必要トスルノデアリマス、政府ハ思フ  
是ニ致シ、最善ヲ盡サレンコトヲ要望致ス  
者デアリマス、斯クテ政府ニ於テ言明ヲ裏

切ルガ如キコトナケレバ、國民ハ進んで協  
力ヲ惜シムモノニアラザルコトヲ確信致ス  
者デゴザイマス

尙ホ私ハ此ノ場合、法案ノ第十二條第三  
項トシテ各派一致ノ共同提案ニ係ル修正案  
ヲ提出致シマス、其ノ理由ハ他ノ國策會社  
ノ修正ヲシタノ同様デアリマス、即チ第  
十二條ノ第二項ノ次ニ石炭鑛業ヲ監督スル  
官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後  
五年間日本石炭株式會社ノ役員トナルコト  
ヲ得ズ、但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリ  
ト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズト云フ一  
項ヲ加ヘルノデアリマス

又此ノ場合各派一致ノ附帶決議ヲ提出致  
シマスニ本案ニ賛成致ス者デアリマス

附帶決議  
一 勞務員計畫ヲ整備シ以テ増産ニ違  
算ナキヲ期スベシ  
二 資材ノ一元配給方策ヲ講スヘシ  
三 海陸ヲ通ズル一元の輸送計畫ヲ樹立  
シ其ノ運営ニ支障ナカラシムヘシ  
四 炭質低下ノ防止ニ關シ徹底セル措置  
ヲ講スヘシ  
五 鑛區ノ整理併合ヲ斷行シ經營ノ合理  
化ヲ圖ルヘシ  
六 炭鑛ノ災害豫防及救済ニ關シ適切ナ  
ル方途ヲ講スヘシ  
七 統制ニ支障ナキ限り石炭ノ配給ニ關  
シテハ既設及新規ノ炭鑛ニ對スル本法  
以外ノ金融投資關係ヲ尊重スヘシ  
八 中小炭鑛業者ニ對スル金融投資ヲ簡  
易迅速ニスヘシ

以上デアリマス  
○櫻井委員長 中井川君ノ各派一致ノ修正  
竝ニ附帶決議ト申サレルノハ、各派共同提

出ノ意味ト存ジマスガ、左様デゴザイマス  
カ  
○中井川委員 左様デゴザイマス、サウ云  
フ風ニ御諒承願ヒマス  
○櫻井委員長 承知致シマシタ  
○藤原委員 私ハ政友會ノ同志ヲ代表シマ  
シテ只今中井川君カラ提出サレマシタ本法  
ノ修正案ニ賛成ヲシ、附帶決議ノ意義ヲ明  
ニシツツ、我黨ノ本案贊成ノ趣旨ヲ申述マ  
マス、附帶決議第一ノ勞務者ニ關スル動員  
計畫ノ點デアリマス、勞務者ニ付テハ、政府  
ハ石炭生産ノ爲ニ、優先的ニ考慮スル旨ヲ、  
展、言明サレマシタ、而シテ是等ニ付テハ、  
一應ノ計畫ヲ持ツテ居ラルルヤウデアリマ  
ス、併シナガラ勞力ハ今日ニ於テハ、其ノ  
供給貯水池トモ謂フベキ、農山村ニ於キマ  
シテモ、顯著ナル不足ヲ來シテ居リマス、斯  
ル情勢下ニ於キマシテ、所要勞力ヲ獲得ス  
ルコトハ、中々容易ノ業デアリマス、半  
島勞務者ノ内地移入ヲ併セ之ガ動員計畫ヲ  
更ニ整備シテ、荷モ遺漏ナキヲ期セラレタイ  
ノデアリマス、資材ノ供給ニ付テモ、政府ハ  
又繰返シ優先配給ヲ答辯セラレテ居リマ  
ス、併シナガラ政府ノ答辯ニ果シテ全幅ノ  
信頼ヲ繫ゴトヲ得ルマ、假ニ政府ノ答辯  
ニ誠意ノ認ムベキモノアリトスルモ、現ニ  
政府ノ有スル計畫ノミヲ以テシテ、果シテ、  
所期ノ石炭増産ヲ實現シ得ベキヤ、吾々  
ハ甚ク疑ナキヲ得ナイノデアリマス、政府  
ハ宜シク之ガ一元配給方策ヲ樹立シ、以  
テ最高能率ヲ發揮シ努メネバナリマス  
海陸ヲ通ズル一元の輸送計畫ヲ樹立シ、  
其ノ運営ニ支障ナカラシムベシ、檢査機關  
ノ整備ニ付テハ、從來海陸ニ互リ一貫セル

計畫アルヲ開イテ居リマス、鐵道、船舶  
各、獨善的計畫ニ立籠リ、聯絡十分ナラズ、  
爲ニ各所ニ於テ不足ト餘分ト相錯シ、能  
率ノ寄セラルルコト少クナイノデアリマス、  
非常時生産擴充ノ根柢ニ横ハル一大疾患ト  
ナツタノデアリマス、政府ハ此ノ一大病弊  
ニ鑑ミ、此ノ際寧ろ生産計畫ニ先行シテ、  
一元の輸送計畫ヲ樹立シ、以テ増産計畫ノ  
助成ニ努メネバナリマス

炭質低下ノ防止ニ關シ徹底セル措置ヲ講  
ズベシ、炭質ノ低下ハ取モ直サズ生産ノ減  
少ト同一デアリマス、八千三百六十四萬圓  
ノ國帑ヲ投ジテ、國家ノ行フ増産計畫ノ大使  
命ヲ其ノ實質ニ於テ、蝕ムモノハ炭質ノ低  
下デアリマス、現下ノ逼迫セル情勢ニ於  
テ、石ヲ掘リ石ヲ運ブノ餘裕ハ絕對ニアリ  
マセズ、檢査ト檢査トニ付キ政府ハ徹底セ  
ル措置ヲ講ズベキデアリマス

販賣機關及石炭小賣機關ヲ取り止メ、既存  
配給網ノ存續ヲ認メタモノデアリマシテ、  
政府ハ之ヲ以テ業界ノ實際ニ即チ各案ナ  
リト爲スモノノヤウデアリマスガ、運用ノ  
如何ニ依ツテハ、却ツテ統制ト自由放任ト  
ノ雙方ノ弊害ヲ併セテ生ラシムルシマセ  
ス、併シナガラ、既ニ現存取引關係ノ存在  
ヲ認メタ以上ハ、新規ノ炭鑛ニ付テモ、本  
法ノ統制ニ支障ナキ限りハ、當事者間ノ金  
融投資ノ關係ヲ尊重シ、以テ需要供給雙方  
ノ便益ニ資スルコトハ、本法ノ唯一ノ目的  
タル増産ノ趣旨ニモ叶フ所以ト信ジマス、  
デ、努メテ此ノ信任取引關係ヲ尊重セラレ  
ルヤウ我黨トシテ強ク要望致シマス

中小炭鑛業者ニ對スル金融、投資ヲ簡易敏  
速ニスベシ、由來官僚ノ仕事ハ複雑緩慢極  
メテ居リマス、今日政府ノ行フ百般ノ統制  
皆然リデアリマス、早キモノモ十日、二十  
日、一月、一箇月、半年、一年ノ經過スル  
モノ尙ホ國民焦眉ノ念ニ應ゼヌモノガ澤山  
アルノデアリマス、是ガ爲ニ、國民ノ受ク  
ル迷惑ハ幾何カ、國家ノ蒙ル損害ハ幾何  
カ、恐ラク何億ヲ以テ數フルモ足ラナイノ  
デアリマセウ、此ノ血ミドロナ生産擴  
充時代ニ於テ官僚諸君ハヨク胸ニ手ヲ當  
テ、自己ノ一舉手一投足ガ如何ニ大キナ損  
害ヲ國家ニ與フルカヲ考ヘテ見ルガ宜イ、  
諸君ガ一日決裁ヲ遲ラスコトガ、一ツノ事  
業ノ進行ト發展ニ如何ナル支障ヲ及ボスカ  
ヲ能ク考ヘテ御覽ナサイ、國民ノ行フ事業  
皆、國家發展ノ爲メノ大キナ活動ノ一部  
分デアリマス、私ハ切ニ官僚諸君ガ、日々  
謙虛ナ心ヲ持ツテ、國民ト共ニ相携ヘテ  
聖業ノ完成ニ奉仕スルノ用意ヲ持タルルヤ

ウ希望シテ止マナイモノデアリマス、斯ル  
意味カラシテ業者ニ對スル金融投資ノ簡易  
敏速ヲ強ク要望スル次第デアリマス、以上  
ガ大體附帶決議ニ對スル我黨ノ態度デアリ  
マス

更ニ本案實行ニ關シマシテ、重要ナル點  
ニ付テ我黨ノ主張ヲ明ニシタイト思ヒマス、  
人ヲ得ルト云フ問題ニ付テ一言申上ゲマス、  
如何ナル計畫モ、之ヲ活用スルモノハ人デ  
アリマス、此ノ點ニ付テハ、藤原商工大臣  
ハ多年實業界ニ在ラレマシテ、人間ガ事業  
ニ取ツテ如何ニ大切デアルカト云フコト  
ハ、能ク御承知デアリマス、本委員會ニ於  
テ大臣ガ、堅キ信念ヲ以テ斷乎トシテ、此  
ノ日本石炭株式會社ノ社長ニハ必ズ立派ナ  
人ニナツテ貰フ、ト言明セラレタコトニ對  
シ、吾々ハ深く敬意ヲ表シ、斷乎トシテ所  
信ノ實現ニ邁進セラレンコトヲ望ムデバマ  
ナイノデアリマス

次ハ「プール」平準價格制ノ運用ニ付テデ  
アリマス、優良炭ノ生産費ガ安ク、粗悪炭  
ノ生産費ガ高ク、又ハ同等程度ノ石炭ニ付  
テモ、其ノ生産費ニ差等ガアルト云フ現狀  
ニ於テ、而モ炭價ノ昂騰ヲ極力阻止シナケ  
レバナラズ現狀ニ於テ、而モ一面ニ於テハ、  
其ノ増産目的ヲ達成シ、他ノ一面ニ於テハ  
是ガ配給ヲ潤滑正ナラシメナケレバナラ  
ナイ現狀ニ於テ「プール」平準價格制ノ採用  
ハ當然ノコトデアリマス、唯斯ル制度ハ我  
國ニ於キマシテハ、未ダ會テ試ミラレザリ  
シ最初ノモノデアリマシテ、之ヲ運用ニ付  
テハ、周到ナル用意ヲ慎重ナル考慮ヲ運ラサ  
ナケレバナラナイト思ヒマス、殊ニ買入價  
格ノ決定ニ付キマシテハ、若シ其ノ宜シキ  
ヲ失スルナラバ、生産費少キ優良炭ハ、遂

ニハ其ノ影ヲ洩シ、生産費高キ粗悪炭ノミ  
「プール」ニ溢レルノ結果ヲ生ズル虞ガア  
ル、擲テテ加ヘテ生産技術ノ研究ト進歩ハ  
遂ニ阻止セララルルノ不幸事ヲ招來セズンバ  
己マナイノデアリマス、斯ノ如キハ、國家  
非常時ニ際シ回復スベカラザル損害ヲ國家  
ニ與フルモノデアツテ、危險此ノ上モナイ  
コトデアリマス、凡ソ統制經濟ニ於テ最モ  
注意スベキハ、個人ノ活動ヲ總體ニマデ統  
合スルニ力ヲ注シ結果、動モスレバ各個ノ  
自發的熱意ト獨創的工夫トヲ消滅スルノ虞  
アルコトデアリマス、總體ノ力ハ之ヲ構成  
スル個人ノ國家本位ヲ基調トシマスル全  
人的努力ト活動トニ俟タネバナリマス、之ニ付  
キ十分ノ考慮ヲ運ラシテ、業者ノ心カラナ  
ル協力ヲ内容トスル妙味アル統制ヲ實施セ  
ナケレバナリマス

最後ニ政府ノ企圖シテ居リマスル本計畫ニ  
依ル増産ハ果シテ可能ナリヤト云フ點デアリ  
マス、政府ガ増産ノ爲ニスル施設ノ内豫算  
ニ關スルモノハ、石炭増産獎勵金總當リ  
四億、五百五十萬圓トシテ二千二百萬圓、  
新坑開發助成金一米三十五萬圓、一箇年十六  
萬米五百六十萬圓、三箇年一千六百八十萬  
圓、石炭買取價格補償金一總當リ一圓四十  
錢、總總數三千二百萬圓、其ノ總額四千  
四百八十萬圓デアリマスルガ、斯ノ如  
キ金額ノ支出ニ依ツテ、業者ハ果シテ  
石炭増産ノ決意ヲナシ、之ヲ實行スルデ  
アリマセウカ、利潤追求ヲ唯一ノ目標ト  
スル今日ノ實業界ニ於テ、將來ニ於ケル  
利潤ノ確約セラレザル限り、新坑開發、又  
ハ増産ノ計畫ヲ立ツルヤ否ヤニ付テハ、  
多大ノ疑問ガアリマス、然ラバ價格引上ノ

方法ニ出づレバ如何トノ説ヲ爲ス者モアリ  
 マス、併シナガラ資材努力ノ不足ト配給ノ  
 不調ナル現狀ニ於キマシテハ、是トモテ  
 必ズシモ増産ヲ保證スルモノデハアリマセ  
 ス、今日ノ情勢ヨリシマズナラバ、不用  
 意ナル價格ノ引上ハ、或ハ不足勝ノ資材努  
 力ノ無統制ナル奪合ヒトナリ、開取引、高  
 物價ヲ誘致シテ、却テ生産ヲ阻止スルノ逆  
 效果ヲ招ク處方多分ニアリマス、何トナ  
 レバ、第一次ノ價格引上ハ更ニ第二次第三  
 次ノ價格引上ヲ豫想セシムルノ結果、更ニ  
 大ナル利益ヲ目指シテ、當面ノ生産ヲ見合  
 セ中止スルノ心理ガ動クカラデアリマス、  
 若シ又假ニ先行キ第二次第三次ノ値上リ豫  
 想ガナイトシマズナラバ、而シテ事變モ  
 支那中央政府ノ成立ニ依リマシテ一段落ナ  
 リト觀察スル者デアリマシタラバ、將來ノ  
 物價安反動來ニ備ヘテ、増産ノ爲ノ新施設  
 備ニ對シテ何等カノ保證ガナケレバ、中々  
 少シ位ノ獎勵金ヲ助成金ニ心奪ハレテ、炭  
 礦業ノ如キ危險ナル事業ヲ積極的ニ經營ス  
 ル者ハナイデアリマス、即チ今日ノ經濟  
 機構ヲ其ノ儘承認スル限リ、獎勵金、助成  
 金政策ニ依リマスト、高物價政策ニ依ル  
 トノ何レヲ問ハズ、其ノ效果ハ微温的且ツ  
 妥協的ナルヲ免レナイデアツテ、中々微  
 底セル増産ナド出來ルモノデハナイト思ハ  
 レマス、吾々ハ寧ロ此ノ非常重大時局ニ際  
 會シテ、政府ガ一大決意ヲ以テ現在ノ利潤  
 追求ノ自由主義經濟機構ニ對シテ嚴重ナル  
 檢討ヲ加ヘ、國家ノ總力ヲ最も有效ニ發揮  
 スルノ經濟形態ヲ確立スルナラバ、資源資材  
 努力技術ノ總テノ點ニ於キマシテ、決シテ行  
 キ詰ツテ居ラナイ、優ニ其ノ必要トスル石  
 炭ヲ増産シ得ルコトヲ確信スル者デアリマ

ス、政府ニソレダケノ熱意ト決意ト計畫ナ  
 キコトヲ遺憾トスル者デアリマス、併シテ  
 ガラ、サレバト申シマシテ、本計畫ヲ否定シ  
 テ宜イカト云フコトニナリマス、業界  
 ノ現狀ハ到底本案ヲ擯リ去ルコトヲ許サナ  
 イ、現狀ノ儘放置シテ置キマスナラバ、  
 生産界ノ前途ニ重大ナル支障ヲ惹起スコト  
 ニナリマス、兎ニ尚當面應急ノ臨時策  
 トシテ、本計畫案ヲ承認シテ去レバナラ  
 イノデアリマス、即チ吾々ハ本計畫ノ根本  
 ノ效果ニ付テハ、重大ナル疑問ヲ有スル  
 ノデアリマスケレドモ、當面應急ノ石炭増  
 産並ニ需給關係調整策トシテ之ヲ承認スル  
 ノデアリマスカラ、政府ニ於テハ其ノ言明  
 ニ重大ナル責任ヲ負ハレテ、極力増産目的  
 ノ貫徹ニ邁進セラレタイノデアリマス、以  
 上ヲ以テ我黨ノ賛成意見ト致シマス

○櫻井委員長 松尾孝之君  
 ○松尾(孝)委員 私人自分ノ所屬スル會派  
 ヲ代表致シマシテ、茲ニ本案ノ成立ニ賛成ノ  
 意ヲ表シタイト思ヒマス、先刻民政黨ノ中  
 井川君御提出ニ係ル本法修正意見ニ對シテ  
 贊成シ、其ノ他ハ原案ニ賛成スル者デアリ  
 マス、又中井川君御提出ノ各派共同ニ依ル  
 所ノ附帶決議ニモ贊成スル次第デアリマス、  
 仍テ茲ニ簡單ニ吾々ノ意ノアル所ヲ述ベテ  
 見タイト存ジマス

(委員長退席、澤田委員長代理著席)  
 本法案ノ審議ノ結果、本法ガ成立後ニ果シ  
 テ政府ノ所期ノ増産ガ可能ナリヤニ付テハ、  
 未ダニ多クノ疑問ガ存スルノデアリマス、  
 増産ガナケレバ需給ノ圓滑ハ期セラレマセ  
 ス、又言フマデモナク、物價ハ效率ト需給  
 ノ關係ニ依ツテ定マルモノデアアルノニモ拘  
 ラズ、炭價ノ一元化ヲ期センガ爲ニ「プー  
 ル」平準價格制ヲ採用スル者デアリマス、

ル「平準制」ヲ採用セシコトハ、新業ノ發展  
 助長ヲスル所以デナイト思ヒマス、就中石  
 炭鑛業ノ如キ、他ノ産業ト特異性多キ事業  
 ニ於テ然リデアラウト思ヒマス、獎勵金ノ  
 制度ハ其ノ實施ヲ誤ラバ粗惡業ノ量ヲ増高  
 シテ、増産ノ意味ヲ沒却スルコトトナル虞  
 ガアリマス、此ノ點ニ付テ政府ハ特ニ留意  
 セネバナラナイト思ヒマス、新坑開發助成  
 金制度ハ其ノ實行額ル至難ト思ハルモ、  
 政府ハ其ノ審査檢定ノ公正の確ヲ期シ、以  
 テ業者ヲシテ喜ンデ開發ニ努力セシムルコ  
 トニ仕向ケナケレバナラナイト思ヒマス、  
 勞力資材ノ配給ハ我國現下ノ情勢カラ見テ  
 最も困難ナル問題デアツテ、萬一之ヲ缺タ  
 リマスカラ、政府ハ物資、勞務動員計畫ヲ  
 絕對ニ畫斷ニ踏ラシムルガ如キコトナキヤ  
 ウ、特ニ留意シテ是ガ配給機關ヲ設置スル  
 ト共ニ、屬、聲明セラレタル優先的配給ヲ絶  
 對ニ裏切ラザルヤウニスルト共ニ、石炭ノ  
 價格ト資材ノ價格トノ平衡ヲ失セザルヤウ  
 ニ爲スコトハ、増産上極メテ緊要事ト信ジ  
 マス、此ノ點特ニ留意セラレシコトヲ望ミ  
 マス、中小炭鑛業者ニ對スル融資並ニ是ガ  
 助成ニ付テハ、從來ノ特異性ト種々ナル關  
 係ヲ考慮シ、是ガ助長發達ニ特段ノ保護ヲ  
 與ヘラレシコトヲ望ミマス

(澤田委員長代理退席、委員長著席)  
 本法案ノ内容ハ現下非常時局下ニ於ケル對  
 策トシテノミ吾々ハ肯定セラルベキ點ガ少  
 タナイト思フノデアリマス、仍テ政府ハ將  
 來事變終了後平常ニ復シタル時ニハ、速ニ  
 恒久的計畫ヲ樹立シテ、本法ヲ改正ヲ爲ス  
 ベキモノデアリマス、故ニ吾々ハ暫定的立  
 法トシテ之ヲ認メントスルモノデアアルコト

ヲ茲ニ申シテ置キマス、要スルニ本法案ノ  
 成果ニ付テハ幾多ノ難點アリト思料セラレ  
 ルモ、政府特ニ藤原商工大臣ハ本法ニ依ル  
 所期ノ目的達成ニ絕對的の確信ヲ懷、披瀝セラ  
 レ、其ノ悲壯ナル御決意ニ對シテハ深厚ナル  
 敬意ヲ表スル者デアリマス、同時ニ藤原商  
 工大臣ノ曾テノ在野時代ノ御經歷ト御手腕  
 ヲ信賴シテ、本法ヲ認メントスル次第デア  
 リマス、吾々ハ吾々ノ考ヘテ居ルコトガ杞  
 憂ニ終リ、政府ノ所期スル目的ガ達成セラ  
 レシコトヲ國家ノ爲ニ希フ者デアリマスケ  
 レドモ、萬一其ノ效果ヲ得ザル時ハ、  
 其ノ責任ハ全ク政府ニアルコトトナリ、米  
 內内閣ノ責任ハ頗ル重大アルコトト云フコト  
 ヲ言ハネバナリマセ、故ニ政府ハ萬全ヲ  
 期シテ以テ所期ノ目的ヲ達成シ、我國各  
 種産業部門ニ活況ヲ呈シ、生産力ノ擴充  
 戰ノ優勝ヲ期セラレシコトヲ切望スル次第  
 デゴザイマス、以上ヲ述ベマシテ吾々所  
 屬會派ノ賛成ノ意ヲ表シテ大第デアリマス

○櫻井委員長 加藤鐵造君  
 ○加藤委員 私人社會大業黨ヲ代表致シマ  
 シテ本案ニ對スル所見ヲ述ベタイト思ヒマ  
 ス、私ハ先づ只今中井川君カラ提出サレマ  
 シタ各派共同提案ノ修正案ニ賛成致シマス  
 ガ、更ニ我黨獨自ノ修正動議ヲ提出致シタ  
 イト存ジマス、ソレハ第一條第三號ノ削除  
 デアリマス、其ノ理由ヲ簡單ニ申述ベマス  
 ガ、本法ノ提出サレマシタル理由ハ、我國國  
 防經濟ノ基礎産業タル石炭不足ノ現狀ニ鑑  
 ミ「プー」平準價格制ノ採用ニ依ツテ價格  
 ノ調整ト配給ノ圓滑ヲ圖リ、更ニ別途ノ増産  
 獎勵金ト新坑開發助成金ヲ支出シテ、約五  
 百五十萬圓ノ増産ヲ圖ラントスルニアルノ

デアリマス、要スルニ統制ノ強化ヲ圖リ、以  
 テ石炭ノ増産ノ實ヲ擧ゲントスル意圖ニ外  
 ナラナイデアリマス、然ルニ第一條第三  
 號ハ之ニ除外例ヲ設ケテ、政府ノ説明ニ依  
 ルト、約七百萬圓ノ石炭ヲ統制外ニ置カウ  
 ト云フノデアリマス、本邦年産額ノ一割何  
 分ニ當ルモノヲ除外スルコト云フコトハ、本案  
 ノ目的トスル「プー」平準價格制ノ機能ヲ  
 縮少スルコトトナリ、此ノ除外例ガ今後主  
 務大臣ノ許可ニ依リ如何様ニモ取扱ハレト  
 云フコトニナリマス、現在ノ七百萬圓  
 ガ總テ其ノ幾倍トナリ、遂ニ今日ノ除外ガ  
 原則トナルヤウナ結果ヲ招來シナイト云フ  
 コトハ何人モ保證シ難イノデアリマス、而  
 モ此ノ自家用炭礦ノ所有者ガ利潤率ノ高イ  
 重工業デアリマスカラ、屢、自家用取引  
 ガ行ハレト云フコトモ考ヘナケレバナラ  
 ナイノデアリマス、然ル時ニハ資材努力ガ  
 ソレ等ノ炭礦ニ向ツテ集中スルコト云フ危險  
 ガ多分ニアルノデアリマス、從來出來マシ  
 タ所ノ他ノ共同販賣會社例ハ、鋼、鐵屑等  
 ノ場合ニハ斯ウ云フ除外規定ガ設ケラレテ  
 居ラナイニ、石炭ニ限ツテ除外規定ガ設  
 ケラレト云フコトモ私ニハ理由ガ不明  
 デアリマス、小企業ノ自家用炭ヲ認メズ、大  
 企業ノミ認メト云フコトモ甚ダ不公平ナ  
 ル處置デアルト考ヘルノデアリマス、斯ル  
 例外規定ヲ設ケズ、山元ノ自家用炭ヲ除キ、  
 全部ヲ一應「プー」ニ通スト云フコトガ統  
 制強化ノ圖ル上ニ於テモ必要デアルト云フ  
 ノガ本修正ノ理由デアリマス

次ニ私ハ本案全體ニ付キマシテ簡單ニ意  
 見ヲ述ベタイト存ジマス、現在ノ石炭増産  
 計畫ノ前ニ横ハツテ居リマス障礙ハ多ク  
 アリマスガ、其ノ主タルモノハ勞力技術ノ  
 不足、資材ノ缺乏等デアリマス、是等ノモ  
 ノヲ如何ニシテ充實セシムルカト云フコト  
 ガ増産ノ先決問題デアリマス、然ルニ本案  
 ハ是等ノ根本問題ニハ觸レテ居ラナイノデ  
 アリマス、今日勞務動員計畫ノ遂行ガ最も  
 困難ナ仕事デアアルノデアリマスガ、之ニ對  
 シテ政府ハ色々計畫ヲ發表シテ居ルノデ  
 アリマスガ、是ナラバ必ず必要ナル勞務者  
 ヲ集メルコトガ出來ルト云フ、吾々ヲ納得  
 セシメルヤウナ確固タル方針ハ立テラレテ  
 居ラナイノデアリマス、例ヘバ五百五十萬  
 圓ノ増産ヲ行フ爲ニ必要ナル勞動力ノ補給ノ  
 點ニ付キマシテモ、政府ハ四萬五千人ノ鐵  
 夫ノ増員ヲ行フ、其ノ爲ニ三萬三千人ノ半  
 島人ヲ入レル計畫ガアルト云フコトヲ言ツ  
 テ居ラレト云フデアリマス、サウシテ既ニ一  
 萬九千人ハ入ツテ居ルカラ、殘餘ノ人員ヲ  
 入レルコトハ左程困難デナイト云フヤウニ  
 言ツテ居ルノデアリマスガ、併シ昨年半島  
 人ヲ比較的容易ニ内地ヘ入レルコトガ出來  
 タノハ、昨年ノ朝鮮ニ於ケル早急方大ナル  
 原因トナツテ居ルノデアリマシテ、本年度  
 ニ於キマシテ果シテ昨年通りニ行カドウ  
 カト云フコトハ、簡單ニハ考ヘルコトガ出  
 來ナイノデアリマス、其ノ他政府ハ農閑期  
 ニ農民ヲ出來ルダケ動員スルコト云フヤウナ  
 コトモ言ツテ居ラレマスガ、是モ既ニ昨年  
 ノデアリマシテ相當ノ數ガ動員サレテ居ル  
 ノデアルカラ、本年果シテドレダケヲ  
 此ノ方面ニ於テ動員スルコトガ出來ルカト  
 云フコトモ大ナル疑問デアリマス、ソレニ付  
 テモ具體的ナ計畫ヲ吾々ハ聽クコトガ出來  
 ナカツタノデアリマス、

更ニ鐵夫ノ移動防止ノ點、或ハ稼働率ノ低  
 下シタル點、或ハ一人當リ一年ノ出炭量ガ減  
 少シタルコト云フヤウナ點ニ付キマシテモ、根本  
 的ナ研究對策ガ十分デナイノデアリマシテ、  
 私共ハ全體トシテノ勞務動員計畫ニ付キマ  
 シテ、甚ダ不安ナキヲ得ナイノデアリマス、  
 政府ノ發表シタ數字ヲ見マスト、昭和十四年  
 度ニ於テ職業紹介所ノ鐵夫ノ募集狀況ハ充  
 足率二三%デアリマス、各炭礦ハ今日鐵夫  
 ノ募集ニ狂奔シテ居リマスガ、ソレハ徒ニ  
 鐵夫ノ爭奪戰トナリ、鐵夫移動率ヲ高メル  
 ノ結果トナツテ居ルノデアリマス、今日政府  
 ノ手ニ行ハレル職業紹介所ニ於ケル成績ス  
 ラスノ如キデアリマスカラ、私ハ此ノ勞務  
 動員計畫ハ餘程秘密ナ計畫ト下ニ立テラレ  
 テ行カナケレバ、其ノ實現ヲ期シ得ラレナ  
 イト思フノデアリマス、即チ地上勞働ニ於  
 キマシテモ相當ノ不足ヲ來シテ居ル今日、  
 非常ニ困難ナル地下勞働ニ勞働者ヲ動員致  
 シマス爲ニハ、ソコニ特別ノ工夫ガナケレ  
 バナラナイト考ヘルノデアリマス、勞務規  
 定ヲ強化シテ鐵夫ヲ炭礦ノ中ニ縛リ付ケル  
 ト云フヤウナ種類ノ主張ヲ吾々ハ屢、聞イタ  
 ノデアリマスガ、是ハ甚ダシイ暴論デア  
 ルト云フコトハ絕對ニ出來ナイノデアリマ  
 ス、鐵夫ヲシテ喜ンデ炭礦ニ働カスコトノ  
 出來ルヤウニ、鐵夫生活ヲ樂シイモノニス  
 ルト云フコトガ必要デアリマス、其ノ方面  
 ニ於ケル福利施設ガ行ハレナケレバナラ  
 ナイト考ヘルノデアリマス、假令炭礦ノ内  
 勞働ガ辛イモノデアツテモ、一歩地上ニ出  
 ルナラバ、其處ニハ極樂ノ世界ガ待ツテ居  
 ルト云フ風ニマデ鐵夫ノ福利施設ノ徹底ヲ  
 圖ラナケレバナラナイト考ヘルノデアリマ  
 ス、又炭礦夫ハ常ニ非常ノ危險ニ暴サレテ

居リ、地上勞働者ノヤウニ長イ年月ノ間勞  
 働ニ堪ヘルコトガ出來ナイノデアリマスカ  
 ラ、健康保險制度ノ擴充トカ、鐵夫年金制  
 度ノ制定等ガ急務デアリマス、單ニ物資的  
 待遇改善ノミナラズ、鐵夫ノ國家ニ對スル  
 功勞ヲ表彰スル爲ニ産業功勞章ト謂フベ  
 キ勳章ヲ贈リ、軍人ニ次イデ名譽ト國民ノ  
 感謝ヲ表現スル制度ガ必要デアルト考ヘル  
 ノデアリマス、最近鐵山ノ災害ガ特ニ多イ  
 ノデアリマスガ、此ノ爲ニ單ニ災害ヲ起シ  
 タ炭礦ノ出炭量ヲ減ズルバカリデナク、鐵  
 夫募集ノ大キナ障礙ニナツテ居ルノデアリ  
 マスカラ、政府ハ通風、排水、排氣ノ設備  
 ヲ督勵シテ、瓦斯ノ爆發、落盤ノ災害防止  
 ノ方途ヲ未だニ講ジナケレバナラナイノデ  
 アリマス、私ハ増産獎勵金ノ如キ、弊害ノ  
 ミ多クシテ效果ノ薄イ所ニ多大ノ支出ヲ行  
 ヒマスヨリモ、災害豫防施設ノ助成ニ多ク  
 果ガアルト確ク信ジテ居ルノデアリマス、  
 資材ノ供給ニ付キマシテモ、政府ハ此ノ際  
 優先的ニ配給スルノ程度マデ今日ノ資材不  
 足ヲ認メテ居ルカト云フコトガ先ツ問題デ  
 アルト考ヘルノデアリマス、例ヘバ政府ノ  
 發表ニ依リマスト、炭礦用資材ノ配給率ハ、  
 雁延鋼材ノ七五%ヲ最低ト致シマシテ、坑木  
 ノ一〇〇%ヲ最高トシ、其ノ充足率ハ甚ダ  
 高イヤウデアリマスガ、果シテ實際是ダケ  
 ノ配給ガサレテ居ララウカト云フコト  
 ニ疑問ガアルノデアリマス、現地ノ炭礦ニ  
 就イテ調査致シタ所ニ依リマスト、昭和系  
 ノ炭礦ニ於テスタラ四〇%、「アウ」サイ  
 ンダールニ至ツテハ皆無ノモノ相當アルト聞  
 テ居リマス、此ノ甚ダシイ見解ノ相違ノ上

ニ、將來必不資材ノ配給ガ十分ナル、或ハ十分ナドナト云フ等ガ起ツテ來ルト思フノデアリマス、私ハ此ノ點ニ付キマシテモ甚ダ政府ノ調査ニ十分ナ點ガアリ、對策ニ不徹底ナ點ガ多ト考ヘルノデアリマス、更ニ本法ノ中心ト致シマス所ハ「プール」ニ準價格制ノ實施デアリマス、勿論此「プール」ニ準價格制ノ實施スルコトニ依リマシテ、或ル程度ノ關取引ノ防止ヲ行フ、或ハ配給ノ回滑ヲ期スルト云フ目標ヲ定メマシタコトハ洵ニ結構デアルト思フノデアリマスガ、併シ私ハ更ニ配給機構ノ改革ト云フ點ニマデ及ボサナカッタノハ甚ダ遺憾デアルト思フノデアリマス、ソレト同時ニ、是ト併セ行ハレマス増産獎勵金新坑開發助成金獎勵制度ニ付キマシテ申上ゲテ見マスナラバ、殊ニ開發助成金ノ如キハ結局炭價引上ノ一手前ノモノニ過ギナイノデアリマシテ、私ハ次ニ來ルベキモノハ炭價引上デアルト考ヘルノデアリマス、今日國防經濟ノ基礎デアリマス所ノ炭價ノ引上ガ結局總テノ物價ノ引上トナリ、戰時經濟ノ基礎ヲ危クスルモノデアルト云フコトハ私ガ申スマデモナイノデアリマス、政府ハ屢々炭價ノ引上ハ行ハナイト聲明シテ居ラレマスガ、私ハ飽クマデ低物價政策ヲ堅持シテ戴キタイト云フコトヲ強ク望ムニ希望致ス者デアリマス、要スルニ、法ハ其ノ運用ニアルノデアリマスカラ、假令本法ガ甚ダ不徹底ナモノデアリマシテモ、此ノ法ヲ運用スルノニ人ヲ得マスナラバ、或ル程度ノ效果モ亦舉ゲ得ルト思フノデアリマス、私ハ政府ガ其ノ點ニ十分着意セラレマシテ、最モ適當ナル人ヲ本法ノ運用ノ上ニ得ラレマシテ、最善ノ努力ヲ拂ハレシコトヲ希望致ス者デアリ

マシ  
私ハ最後ニ、各派共同提案ノ附帶決議ニ贊成致シマス同時ニ、我黨ノ希望條項ヲ申上ゲテ置キタイト存ジマス  
希望條項  
一、政府ハ勞力不足ノ現狀ニ鑑ミ、鑛夫隊働時間ノ短縮、營養ノ補給、其ノ他福利施設ノ徹底、社會的地位ノ向上ヲ期シ、坑夫年金制度、産業功勞章制度等ヲ速ニ制定シ、以テ勞務動員ノ萬全ヲ期スベシ、尙政府ハ技術員、現場係員ノ指導、養成、保護等ニ最善ノ努力ヲ爲スベシ  
二、近時鑛山災害ノ頻發ハ必要ナル勞務動員計畫ノ遂行ニ著シキ支障ヲ來シ、石炭増産ヲ阻害スルヲ以テ、政府ハ速ニ災害防止ノ爲メ通風、排氣、排水ノ設備ノ指導助成ヲ行フベシ  
三、石炭増産ニ必要ナル生産資材（鑛夫ノ生活必需品及ビ勞働用具ヲ含ム）ノ優先的責任供給ヲ行フベシ  
四、政府ハ國防經濟ノ確立ノため石炭鑛業ハ其ノ企業ノ特殊性ニ鑑ミ速ニ國家管理ヲ斷行スベシ  
櫻井委員長 小池四郎君  
○小池委員 原案竝ニ中井君ノ述ベラレマシテ修正條文ニ贊成致シマス、希望條項ニ勿論各派共同提出デアリマスカラ贊成致シマス  
一言簡單ニ警告ヲ申述ベテ置キマス、本案ハ事變以來歷代ノ内閣ガ執リ來リマシタル所ノ物價政策ノ積ミ重ツタ被縛ノ中カラ生レテ來マシタル所、謂ハバ窮途ノ方策デアリマス、若シ今マデノ物價政策ニシテ立派ニ物價各般ニ互リ好イ均衡ガ取レナガラ

軌道ニ乘ツテ進シテ來テ居ルトシマスナラバ、今日斯ノ如キ補償ノ確ニ隱レタ反問苦肉ノ方策ヲ執ル必要ハ毛頭ナイ筈デアリマス、當局ハ本案通過ニ際シマシテ、深ク此ノ點ニ思フ致サレテ、一日モ早ク此ノ點ヲラレタル今日マデノ物價政策ヲ根本ヨリ是正シテ、本法ノ如キモノノ必要ノナキ日ノ來ランコトニ十分ノ努力ヲ爲スベキモノデアラウト思ヒマス、而シテ此ノ低物價政策ノ建直シト云フモノハ、企業全般ニ互ル所ノ利潤ニ付テ均衡ヲ失ハサルヤウニ利潤ヲ切詰メテ行ク以外ニハ、今日デハ少トモ方法ハナカラウト思ヒマス、政府ハ今日ヨリ勇斷以テ此ノ事ニ當ルベキデアルト云フコトヲ此ノ際警告ヲ申上ゲテ置キマス、抑、今日業界ヲシテ増産ニ斯ノ如キ熱意ヲ缺カシタル原因ハ、石炭鑛業ノ低利潤ニアルト云フヨリモ、寧ろ昨年以來當局ガ石炭鑛業政策ニ關シ、時ニ右スルガ如ク、或ハ左スルガ如ク、優柔不斷、爲ニ業者ハ何レニ從ツテ宜イノカト云フコトニ迷ヒマシテ、其ノ結果業者ノ不安、或ニ業者側ノ當局ニ對スル侮蔑ト云フヤウナ問題ヲ招キタル所ニ本當ノ原因ガアルト見ナケレバナリマセ、時ノ大臣ノ責任ハ言フマデモナイコトデアリマス、特ニ其ノ當時ノ中樞企業ニ當ツタル事務當局ノ責任ト云フモノハ、亦洵ニ大ナルモノガアルト私ハ思ヒマス、而モ其ノ當時ノ事務當局ノ責任者ニシテ國民ニ斯ノ如キ損傷ヲ與ヘタニモ拘ラズ、其ノ重キ責任ヲ少シモ痛感スルコトナク、ソレノ同ジ商工省內ニ在ツテ他ノ要職ニ榮轉シテ、恰モ昔ノ責任ヲ忘レタルガ如キ觀デアリマスコトハ、他ノ社會ニハ斷斷ジテナイコトデアリマス、奇怪千萬ノコトト私ハ存スルノデアリマス、

現當局ハ此ノ事實ニ鑑ミマシテ、職ヲ賭シテモ此ノ事ニ當ツテ、事成ラズンバ再ビ國民ニ相見エズト云フ位ノ不退轉ノ覺悟ヲ以テ責任ヲ完ウセラレシコトヲ堅ク要望致シマス  
石炭増産ノ對策ノ骨子ト云フモノハ、勞力資材ノ十分ニ配給ト、企業採算割レノ救濟トニアリト致シマスノガ本案ノ骨子デアリマスガ、増産對策トシテ更ニ根本的ナ方策ガアルコトヲ忘レラレテ居ルヤウデアリマス、即チ鑛區ノ根本的ノ整理按排ガソレデアリマス、現在ノ鑛區ノ中、之ヲ併合若クハ分割スルコトニ依リマシテ、炭礦ノ最モ苦難ノ仕事トシ、且ツ多大ノ經費ヲ必要ト致シマスル排水、通風、運搬等ノ共同化ヲ可能ナラシメ其ノ結果増産ヲ容易ニシ、且ツ生産費ヲ低下セシメ得ルモノガ少クナイノデアリマス、是ハ今日一部ニ要望セラレテ居リマス所ノ大手筋鑛區ノ一小部分ノ分割讓渡ノヤウナ小問題ノミヲ言フノデハナイノデアリマシテ、全國全鑛區ニ互ツテ、如何ニ整理按排スレバ最モ能率好ク石炭ヲ採掘シ得ルカラ全般的ニ再檢討スルコトヲ意味シテ居ルノデアリマス、政府ハ唯目先ノ對策ノミニ没頭シテ萬事畢レリト云フコトデナク、宜シク斯ノ如キ根本的ナ問題ニ十分ノ工夫ヲ爲スベキデアラウト思ヒマス  
以上警告ヲ述ベマシテ、原案竝ニ中井君ノ讀マレタル所ノ修正條文ニ贊成ヲシ、併セテ希望條項ニ贊成ヲ表スル次第デアリマス  
○櫻井委員長 長谷長次君  
○長谷委員 中井君カラ述ベラレマシタル修正意見ヲ除ク本案ニ贊成ノ意ヲ表シマス、

ソレカラ修正ノ分ニ對シマシテ贊成ノ意ヲ表シマス、次ニ社大ノ方ノ修正意見デアリマスガ、之ニ對シマシテハ、洵ニ穿ツタ點ガアルノデアリマシテ、私達モ其ノ御主張ニ對シマシテハ非常ニ得ル所ノ御意見ト拜承致シテ居リマス、即チ今日此ノ産業體制ヲ計畫經濟ノ體制ニ入レルト致シマシタナラバ、ナハリ日鐵トカ日鐵ノ間ハ「プー」ヘテ見マスト云フコト、併シ鐵道ノ運送モノハ、ソレノ高度ナ特殊ノ使命ヲ持つテ居ルガ故ニ、出來ルダケ自主的ニ、出來ルダケ自由性ヲ與ヘテ、而モ其ノ能率ヲ高度ニ發揮セシメテヤリタイガ爲メ特殊特權デアラウラウト吾々ハ考ヘテ居ルガ故ニ、監督ハ嚴重ニ監督シテ行カナケレバナラズト思ヒマスケレドモ、從來通りナハリ其ノ特權ヲ繼承セシメテ行カナケレバナラズ、斯様ニ考ヘマス、斯ルガ故ニ第一條第三項ノ點ニ付キマシテハ、私達ハ之ニ贊成スル譯ニハ行カスト考ヘテ居リマス、ソレカラ本案ノ附帶決議ハ、勿論私達モ滿腔ノ贊意ヲ表シテ之ニ同意ヲ與ヘタモノデアリマス、唯先程極メテ熱烈ニ篠原君カラ御意見ガ開陳セラレマシタガ、其ノ御意見ヲ承ツテ、ソレニ多少附加シタイノハ、私ガ本委員會ニ於テ商工大臣竝ニ部長ニ申述ベタ如ク、此ノ法律案竝ニ會社法案ハ販賣機構ノ點ニ於テ相當考ヘナケレバナラズモノガアル、ソレハ消費規正ニ於テマデ現實ノ御計畫ガナイ、ソレカラ販賣機構ニ付テモ未ダ現實ノ御計畫ガナイ、ソコデ今日石炭ハワンダシニ需要セラレ、而モ供給ト云フモノハ極

メテ少イト云フ状態ニナツテ居ルニ拘ラズ、販賣並ニ消費規正ガ劃一サレテ居ラスト云フ風ナコトニナリマスルト云フコト、動モスレバソコニ重大ナル缺陷ガ暴露セラレハセヌカト、斯ウ考ヘテ居リマス、ソレカラ其ノ點ハ先ツ差掛イテモ、採掘ノ石炭ガ採掘ヌコトニハ、モウ賣ルトカ、賣ラストカノ問題ハ生ゼラレヌノデアリマシテ、先ツ十

居ルノデアリマス、カルガ故ニ私ハ此ノ方面ノ基本財源ニ對スル所ノ憤却ト云フモノヲ早ク見テヤツテ賞ハナケレバ困ルト云フコトヲ申上ゲマシタガ、要ハ日本ガ手ガ足リナイト云フ以上ハ、研究トソレカラ機械、此ノ二ツノ力ヲ借りル以外ニハモウ方法ハナイノデアリマス、ガカラ此ノ點ニ關シマシテ、十分ノ御努力ト御研究ヲ必要トスルテ居リマス、斯様ニ致シマシテ、加藤君ノ申サレタコト、篠原君ノ言ハレマシタコトト相俟ツテ、日本ノ生産力方面ノ分野ガ萬全ヲ期シテ行キマシタナラバ、幸ニシテ宜シイノデアリマスケレドモ、殘念ナガラ今小池君ガ申述ベラレマシタ如ク、今日ハ未ダ利潤追求ノ念ヲ離レテ居ラズガ爲メ、適正ナル公定價格ヲ布イテモ、順次惡循環ノ態勢ヲ辿ルダケデアルト云フコト、即チ此ノ情勢下ニ於テ已ムヲ得ズ低物價政策ヲ用ヒテ行カナケレバナラズト云フコトハ、吾々モ認メザルヲ得ヌノデアリマス、ソコデ出來ルナラ此ノ低物價政策ヲ惡循環セシメナイ所、適正ナル公定價格ヘマデ引上

所ノ重大産業デアアルガ故ニ、之ニ伴フ所ノ資本家、生産業者ノ氣持ト云フモノヲモ、更ニ國家體制ノ引入レマシテ、願クバ吾々ガ今考ヘテ居ルヤウナ、斯ウ云フ補償制度ト云フモノヲ離レテ、適正ナル公定價格ニマデ吾々ノ石炭ト云フモノガ上ツテ行カナケレバナラズ、是ガ喜ンデ實施セラレル所ノ時期ノ一日モ早ク來ルコトヲ私達ハ希望シ  
カラ特ニ政府ニ對シテ御質問ニナリマシタ點モ、政府ノ答辯ハ極メテ重要ナルモノデアリガ故ニ、此ノ點ニ付キマシテハ萬々、政府ガ迭ル迭ラズニ拘ラズ、御實行願ヒタイト存ジマス  
○櫻井委員長 討論ハ結局致シマシタ、採決ニ入ルニ先ダ採決ノ順序ヲ申上ゲテ置キマス、社會大衆黨ノ加藤君提出ノ修正案ト、民政黨、政友會、時局同志會、第一議員俱樂部ノ各派一致ノ中井君提出ノ共同修正案トハ、第一條ノ第三號ハ共同修正案ガアリマス、即チ獨自ノ修正案ガアリマス、ソレデ先ツ社會大衆黨ノ加藤君提出ノ修正案中、共通ナラザル部分ニ付テ採決シ、次ニ各派一致ノ第十二條ヲ修正スル案ニ付テ採決シ、次ニ殘リノ原案ニ付テ採決シ、最後ニ附帶決議ニ付テ採決致シマス、社會大衆黨加藤君提出ノ共同修正案ノ第一條ノ修正案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス  
（贊成者起立）  
○櫻井委員長 起立少數、仍テ此ノ修正案ハ否決セラレマシタ、次ニ中井君提出ノ出ノ各派一致ノ共同部分ヲ含メタル修正案

ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(議員起立)

○櫻井委員長 起立議員、此ノ修正案ハ滿場一致ヲ以テ修正ニ決定致シマシタ。次ニ只今ノ修正確定案ヲ除キタル部分ハ原案ノ通り可決スルニ御異議アリマセスカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○櫻井委員長 御異議ナシト認メマス、仍テ修正ヲ除キタル原案ハ可決確定致シマシタ。次ニ附帶決議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(議員起立)

○櫻井委員長 起立議員、滿場一致ヲ以テ附帶決議ハ可決確定致シマシタ。尙ホ此ノ場合ニ確定致シマシタ各派共同ノ第十二條ノ修正及ビ各派共同ノ附帶決議ニ對シマシテ、政府ノ所見ヲ求メタイト存ジマス

○藤原國務大臣 修正案ニ對スル政府ノ所見ヲ此ノ際申述ベタイト存ジマス、只今ノ修正案ニ付キマシテハ、兩院ニ於テ此ノ修正案通り議決ニ相成リマスレバ、政府ハ之ニ同意スル考デアリマス、尙ホ附帶決議ニ對スル政府ノ所見ヲ申述ベマス、先程中井川君方御朗讀ニナリマシタ附帶決議ノ條項ニ付テハ、政府ハ之ヲ尊重シテ、本法ノ實

ヲ扱ヒマスル所ノ當委員會ノ責任ハ洵ニ重大ナルト考ヘテ居リマシタ次第デアリマシテ、私如キガ委員長ノ職責ヲ汚シマスコトハ甚ダ其ノ當ヲ得ザルモノアリト當初憂慮致シタノデアリマスガ、ソレニモ拘リマセズ大過ナク此ノ職責ヲ過シマシテ、茲ニ結了ヲ見ルニ至リマシタコトハ、全ク委員各位ノ御厚情ノ賜ト信ジマスル次第デアリマシテ、茲ニ厚ク御禮ヲ申上ゲル次第デゴザイマス、又政府ニ於カレマシテモ、商工大臣首メ赤誠ヲ以テ此ノ委員會ニ臨マレタコトハ、洵ニ私ノ幸トシタ所デアリマス、此ノ結果ヲ見ルニ至リマシタ以上今モ商工大臣ノ言ハレマシタ通り、此ノ重大問題ニ付キマシテハ、是ガ實施ニ當ツテ、政府ハ能ク立法府ノ精神ヲ御忘レナク、其ノ實施ニ遺憾ナキヤウ御努メアラントラ此ノ機會ニ望ム次第デゴザイマス、茲ニ一言御挨拶ヲ申上ゲル次第デゴザイマス(拍手)是ニテ委員會ハ散會致シマス  
午後零時十二分散會

昭和十五年三月二十三日印刷

昭和十五年三月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局